砺波市地域防災計画 一般災害編

令和3年3月

砺 波 市 防 災 会 議

目 次

第1草	総 則	· · 1
第1節	防災計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 2
第1	防災計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 2
第2	防災計画及び本編の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 2
第3	防災計画の基本構想・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 2
第4	防災計画の習熟・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第5	一般災害編の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 5
第2節	防災の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 6
第1	災害予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 6
第2	災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 6
第3	災害復旧対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第4	各種計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 8
第3節	防災関係機関等の責務及び業務大綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第1	防災関係機関等の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 9
第2	防災関係機関等の業務大綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
第4節	市の地勢、気象、災害記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
第1	地形気象の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
第2	社会環境······	22
第3	市の過去の災害記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
第5節	被害想定⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	24
第1	水害等	24
第2	火災・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
第3	雪害	27
第4	風害	27
第2章	災害予防対策·····	29
第1節	風水害に強い市域づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
第1	土砂災害の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
第2	河川保全事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
第3	道路整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
第4	農地防災事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
第5	鉄道施設等整備事業······	31
第2節	災害危険箇所などの把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
第1	急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所及び土石流危険渓流・・・・・・・・	32
第2	山腹崩壊危険地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
第3	雪崩危険箇所	35

	第4	砂防指定地	36
	第5	防災重点ため池及び老朽ため池・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
	第6	重要水防箇所及び浸水想定区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
	第7	土砂災害警戒区域	39
第	3 節	ライフライン施設等の安全性強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
	第1	ライフライン施設等の防災性強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
	第2	処理施設の安全性強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
第	4節	防災活動体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
	第1	防災拠点施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第2	資機材、施設等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第3	気象用観測施設等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第4	通信連絡体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第5	業務継続体制の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
	第6	緊急輸送路等の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第7	相互応援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第8	公共的団体等の協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第9	民間の協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第10		
第	55節	救援・救護体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第1	救援・救護体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第2	避難体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第3	飲料水、食料及び生活必需品の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第4	帰宅困難者対策	
	第5	被災者等への的確な情報伝達活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第6	災害救援ボランティア活動の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第7	孤立集落の予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第	6節	文教·文化財施設災害予防····································	
	第1	文教施設	
	第2	文化財施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第	7 節	防災営農体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第1	農林水産業施設等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第2	営農指導の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第	8節	防災行動力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第1	防災行動力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第2	自主防災組織の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第3	防災訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第4 	要配慮者の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第	9節	調査研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第1	風水害対策調査研究の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第 2	災害危険地域の調査研究の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	85

第3章	災害応急対策	· 87
第1節	災害発生直前の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	89
第1	予警報の収集伝達計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	89
第2	避難警戒体制の確立及び重要事項の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92
第3	災害未然防止活動の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	93
第2節	高齢者等避難、避難指示····································	100
第1	避難指示等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100
第2	避難指示等の実施責任者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	101
第3	水害の避難指示等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	101
第4	土砂災害の避難指示等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	108
第5	警戒区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	113
第3節	応急活動体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	114
第1	市職員配備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	114
第2	水防本部·····	116
第3	災害対策本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	118
第4節	被害情報の収集・伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	132
第1	被害情報の収集・伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	132
第2	被害情報通信連絡計画	134
第3	情報の分析計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	137
第4	情報の伝達計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	137
第5節	避難計画······	141
第1	避難にあたって市民が留意する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	141
第2	避難所の設置・運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	141
第3	避難誘導及び経路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	145
第4	要配慮者への援護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	146
第5	精神保健対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	148
第6節	救助・救急計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	150
第1	救助活動· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	150
第2	救急活動· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	151
第7節	消防団の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	153
第1	活動の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	153
第 2	消防分団屯所への参集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	153
第3	自主防災組織、市民等に対する注意喚起・活動協力要請	154
第4	救助活動· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	154
第5	避難誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	154
第8節	災害救助法の適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	155
第1	災害救助法の適用基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	155
第2	災害救助法の適用手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	156
第3	災害救助法による救助の内容等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	156

第9節	応援要請計画⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	157
第1	広域応援要請·····	157
第2	防災関係機関への応援要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	159
第3	自衛隊の災害派遣要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	163
第10節	节 医療救護活動······	167
第1	医療救護活動······	167
第2	医療器具及び医薬品の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	168
第3	輸血用血液の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	168
第4	ヘリコプターによる緊急輸送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	168
第5	災害救助法の適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	169
第11節	市 重要道路確保・輸送計画⋅・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	170
第1	緊急交通路の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	170
第2	輸送計画·····	171
第12節		173
第1	食料の調達、供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	173
第2	飲料水の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	174
第3	生活必需品その他物資の供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	175
第4	災害救助法の適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	176
第13節		178
第1	ボランティアの活動拠点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	178
第2	災害ボランティアセンターの主な機能	178
第3	ボランティアへの協力依頼事項(例)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	179
第14節		180
第1	防疫計画·····	180
第2	環境衛生対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	182
第15節	市 行方不明者の捜索・災害警備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	185
第1	行方不明者の捜索・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	185
第2	災害警備· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	185
第16節	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	187
第1	遺体の捜索・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	187
第2	遺体の収容等、埋葬、火葬・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	187
第3	災害救助法の適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	189
第17節		190
第1	電力、通信、ガス施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	190
第 2	上水道施設	190
第3	下水道施設	191
第4	電力·····	192
第 5	通信·····	193
第6		193
第18節	5 公共施設等の応急復旧対策····································	195

第 1	公共土木施設等	195
第2	障害物の除去・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	196
第3	施設毎の応急復旧活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	197
第4	鉄道施設等·····	198
第5	社会公共施設等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	198
第19節	5 農林業応急対策······	200
第1	農産物応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	200
第2	林産物応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	200
第3	農業施設応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	201
第4	農地対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	201
第5	協力要請······	201
第20節	ī 住宅応急対策·····	202
第1	応急仮設住宅の建設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	202
第2	住宅応急修理·····	203
第3	建設業者の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	203
第21節		204
第1	災害時の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	204
第2	学用品の給与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	205
第3	社会教育施設	206
第4	文化財施設	206
第22節		207
第1	労働力確保·····	207
第2	民間奉仕団体への協力要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	208
第23節	10.00	209
第1	災害対策基本法に基づく応急公用負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	209
第2	他の法令に規定する公用負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	212
第4章	災害復旧計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	217
第1節	公共施設の災害復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	218
第2節	民間施設の災害復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	219
第3節	民生安定のための緊急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	220
第1	生活相談	220
第2	り災者の健康対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	221
第3	災害弔慰金等見舞金等の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	221
第4	罹災証明書及び被災証明書の発行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	222
第5	被災者生活再建支援金の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	224
第6	税の減免等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	226
第7	郵政事業の災害特別事務取扱等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	227
第4節	被災中小企業者、農林事業者への情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	230
第5節	激基災害の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	232

第1	激甚災害指定の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	232
第2	激甚災害指定に関する被害状況等の報告	232
第3	特別財政援助額の交付手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	233
火災編		
第5章	火災対策	235
第1節	災害予防対策· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	235
第1	建築物等の火災予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	235
第 2	防火、準防火地域·····	236
第3	林野火災予防	237
第4	火災警報の発令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	238
第5	防火対象物の警戒・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	238
第6	消防訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	240
第2節	災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	240
第1	火災時の部隊編成及び事務分掌・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	240
第2	消防職員及び消防団員活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	240
第3	情報伝達計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	241
第4	出動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	241
第5	防ぎょ計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	241
第6	救急・救助計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	243
第7	緊急避難計画	243
雪害編		
# o #		
第6章	雪害対策······	245
第1節	災害予防対策· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	245
第1	道路交通の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	245
第2	除雪機械等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	245
第3	ライフライン関連施設等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	245
第4	なだれ事故の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	246
第5	孤立集落対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	246
第6	地域ぐるみ除排雪・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	246
第7	情報伝達計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	247
第8	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	247
第2節	道路等除排雪対策⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	248
第1	道路除排雪計画·····	248
第2	除排雪の処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	248
第3節	災害応急対策· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	250

		災害対策本部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第 2	その他の応急対策等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	251
J	虱害編		
Ą	第7章	風害対策⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	252
	第1節	災害予防対策·····	253
	第1	風害事故の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	253
	第2	ライフライン関連施設等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	253
	第3	情報伝達計画	253
	第2節	災害応急対策·····	254
	第1	災害対策本部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第2	その他の応急対策等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	254

第 1 章

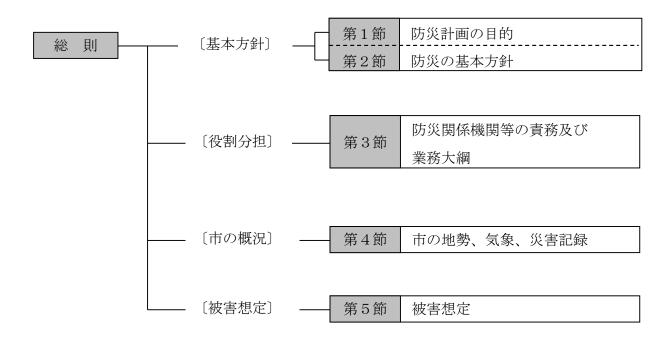
総則

第1章総則

ここでは、まず「防災計画の目的」及び「防災の基本方針」について明らかにし、次に「防災関係機関等の責務」として、砺波市(以下「市」という。)、富山県(以下「県」という。)及び防災関係機関等がそれぞれに果たすべき責務と役割を示す。

さらに、市の地勢・気象の概況及び市内における過去の災害を示し、市の概況や過去の災害における教訓を再認識するとともに、市で発生が予想される災害の被害を想定し、災害対策に万全を期する。

【防災計画の体系】



第1節 防災計画の目的

第1 防災計画の目的

砺波市地域防災計画(以下「防災計画」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、砺波市防災会議(以下「市防災会議」という。)が作成する計画であって、市の災害予防、災害応急対策及びその事前対策、災害復旧に関する事項を定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより災害による被害の軽減を図り、市民の生命・財産を保護するとともに、社会秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的とする。

(資料 5-1 砺波市防災会議条例)

第2 防災計画及び本編の性格

- 1 この防災計画は、国が定める防災基本計画、県が定める県地域防災計画を上位計画として、 関係機関の防災計画との整合を図り策定するものとする。
- 2 この防災計画は、災害対策基本法の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認める ときは、修正する。したがって、各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年、市防 災会議が指定する期日(緊急を要するものについては、その都度)まで、計画修正案を提出 するものとする。
- 3 この防災計画「一般災害編」(以下「本編」という。)は、市、防災関係機関及び市民等 が風水害、火災、雪害及び事故対策に取り組むための基本方針であり、総合的で具体的かつ 実践的な災害対策を定めるものである。
- 4 地震対策については、防災計画「震災編」(以下「震災編」という。)に定めるものとする。また、これら以外の災害については、「本編」を準用し、対策にあたるものとする。
- 5 原子力災害対策については、防災計画「原子力災害編」に定めるものとする。

第3 防災計画の基本構想

この防災計画は、市の総合計画の将来像である「~庄川と散居が織りなす花と緑のまち~もっと元気 ほっと安心 ずっと幸せ "やっぱり砺波"」の実現に向けての諸施策と整合を図り、「市民生活の安全性の向上」を推進するものため、次のような構想を定める。

1 災害に強い地域づくり

(1) 災害に強い都市と空間づくり

市街地周辺地域においては、土地区画整理事業により都市基盤整備を行っているが、 市街地においては、住宅が密集しており、災害時においては、避難路並びに避難場所の 確保に支障が生じるおそれがある。

このため、都市計画街路、区画道路の整備並びに緊急避難所にもなり得る都市公園の 整備を促進する必要がある。

(2) 農・山村部の防災体制の整備

過疎化の進展や高齢化に伴う農・山村地域の消防力や自主防災機能の低下により、災害時の迅速な初期体制の確保も困難になりつつある。

このため、国の事業等を通じて総合的な資機材の整備を図る必要がある。

(3) 災害危険度把握体制の整備

近年市において集中豪雨、強風などにより大きな災害が発生するとともに、中山間地や山間地には、地すべり、急傾斜地崩壊、土石流危険等土砂災害危険箇所や土砂災害防止法の施行に伴う土砂災害警戒区域等の指定された箇所があるなどしている。そのため集落単位の危険地や危険度を把握し、災害発生危険時における警戒避難活動の手順化の指針とする必要がある。

(4) 防災施設の整備

市を南北に流れる一級河川庄川で、豪雨により堤防の決壊や溢水が起きると、市全体に大きな被害を及ぼすことから、引き続き護岸堤の整備を図る必要がある。

さらに、交通機能確保を重点に、道路除雪拡幅、橋梁の耐震性強化等の整備を図るとともに、河川災害防止、土砂災害防止、地すべり防止、急傾斜地崩壊対策、落石防止及び雪崩防止などの施設整備を図り、今後さらに安全性を推進する必要がある。

2 地域防災体制の整備

都市化の進展、社会環境の複雑化に伴い、ひとたび災害が発生した場合、複雑多様な被害が予想され、その災害が拡大するおそれがある。

このため、防災関係機関が災害時に応急、救助活動を円滑に実行できる有事即応体制を強化するとともに、自治振興会、町内会及び自治会等を単位とする自主防災組織が中心的となって防災対策を行うほか、自主防災組織に防災士育成助長し、防災訓練等を通じて防災意識の高揚、初期対応の涵養を図る必要がある。

3 災害情報網の整備

災害時には、電話の輻輳、情報収集伝達手段の不備等から避難指示や応急対策活動などが 遅れるおそれがある。

このため、防災行政無線及び消防無線の計画的な整備を促進するほか、一般事業用無線、アマチュア無線、インターネット等による多ルート化の確保並びにラジオ、テレビ、新聞社等のマスメディアの利用等総合的な情報網の確立、インターネット、デジタル放送や携帯電話端末をはじめとするITの積極的な活用を図る必要がある。

4 雪害対策体制の整備

豪雪時には、市民の日常生活や産業活動が制約されるのみならず、家屋の損壊、ライフラインの障害、孤立集落の発生等被害のほか、近年では高齢化による除雪の担い手不足や、高齢者の単独での除雪作業が事故に繋がるおそれもある。

このため、市雪対策基本計画に基づき、今後も行政と市民が一体となった除排雪活動を展開していく必要がある。

5 要配慮者対策の整備

在宅要援護者、外国人、要配慮者関連施設及びその入所者等の総称を要配慮者といえる。 市では、高齢化社会、国際化社会への移行とともに要配慮者が増加する傾向にあり、地域 住民のコミュニケーションを深め、要配慮者の救済を行政と地域住民が一体となって取り組 んでいくとともに、平素から事業を進めるうえで、要配慮者に配慮した計画づくりを行って いく必要がある。

また、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成し推進しているが、今後も「要配慮者の避難支援ガイドライン」及び「富山県要配慮者支援ガイドライン」に基づく計画づくりを行っていく必要がある。

第4 防災計画の習熟

防災関係機関は、この防災計画の趣旨を尊重し、日頃から防災に関する訓練を実施して計画の習熟に努めるとともに、広く市民に対して周知を図り、もって防災に寄与するように努める。

第5 一般災害編の構成

本編の構成は次のとおりである。

第1章 総則

市に影響を及ぼすと想定される風水害とその影響による被害想定、市及び防災関係機関等が風水害、火災及び雪害に対して処理すべき業務の大綱等を規定する。

第2章 災害予防対策

災害予防対策の推進体制、被害の発生防止・拡大防止対策などの基本事項を規定する。

第3章 災害応急対策

災害発生直前及び発生直後から応急対策の終了までの間において、市災害対策本部 及び防災関係機関が行う応急対策に係る体制、措置を規定する。

第4章 災害復旧計画

被災者の生活支援、市民生活の早期回復と生活安定を図るための措置、公共施設の 復旧・復興等を規定する。

第5章 火災対策

大規模な火災、林野火災についての予防対策、応急対策、復旧対策を示す。

第6章 雪害対策

大雪災害についての予防対策、応急対策、復旧対策を示す。

第7章 風害対策

風害についての予防対策、応急対策を示す。

資料編 上記の各種対策に関連する様式、資料、参考資料を別冊として掲載する。

(注) 要配慮者に関する用語をこの計画においては下記のとおり定義する。

要配慮者:在宅要援護者、外国人、要配慮者関連施設及びその入所者等の総称 在宅要援護者:在宅のねたきり、認知症、ひとり暮らしの高齢者、障がい者、透析・ 難病患者、乳幼児等

外国人:日本語を解さない外国人

要配慮者関連施設:児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更生援護施設知的障害者援護施設、医療提供施設、幼稚園等

第2節 防災の基本方針

防災には、災害予防、災害応急対応、災害復旧・復興の各段階があり、それぞれにおいて、 市、県及び国並びに市民、事業所・企業及び防災関係機関等が一致協力し、総力をあげて災 害対策をとることが被害の軽減につながる。なお、防災対策についての各段階における基本 方策は次のとおりである。

第1 災害予防対策

- 1 災害に強い市域づくりを実現するため、防災ブロックの形成、防災空間の整備拡大、建築物の耐震不燃化の促進、市街地の再開発等により防災都市づくりを推進するとともに、公共土木施設等の耐震強化、ライフライン施設・廃棄物処理施設・危険物施設の安全性強化により都市基盤の安全性を強化する。
- 2 防災の体制づくりを確立するため、防災拠点施設・通信連絡体制・緊急輸送ネットワーク 等の整備をはじめ航空防災体制の強化、相互応援体制の整備により防災活動体制を整備する とともに、消防力の強化、医療救護体制の整備、避難場所・生活救援物資等の確保、防災ボ ランティア活動の支援等により救援・救護体制を整備する。
- 3 日常から災害に備えるために、過去の災害対応の教訓の共有をはかるなど、富山県広域消防防災センターでの防災意識の高揚、自主防災組織の育成強化、防災士の育成、防災訓練の 実施、要配慮者への援護等により防災行動力を向上させるとともに、防災対策調査研究の推 進、地域危険度調査研究の促進に努めるものとする。
- 4 事故災害防止のため、危険物等施設の管理者等は、関係法令を遵守し、施設整備等の安全性を確保するとともに、安全な運行等に努めるものとする。

第2 災害応急対策

1 気象予警報、火災警報等の情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、市民への周知徹底を 図る。特に土砂災害等の災害危険区域において、災害が発生するおそれがある場合は、市民 への周知を図るとともに、速やかに高齢者等避難、避難指示(以下「避難指示等」という。) を発令する等の災害未然防止活動を実施する。 2 発災直後又は災害が発生するおそれがある場合、迅速、的確な初動態勢をとるために、災害規模に対応した非常配備体制を早急にとるとともに、発災直後の被災規模及び被害拡大の 危険性の早期把握や災害に関する情報の迅速な収集・伝達を行う。

また、大規模な災害の場合は、速やかに災害救助法の適用をはたらきかけるとともに、災害時相互応援協定締結自治体との応援を要請する。

- 3 人命救助を最優先した緊急救援・救護のため、被災者に対する救助・救急活動を速やかに 実施するとともに、負傷者に対して迅速な医療救護活動を行う。また、同時多発的な火災に 対して、市民、自主防災組織、事業所・企業、消防機関が一致協力して消火活動を行うとと もに、大規模災害時には、県に対し緊急消防援助隊や自衛隊等の応援を要請する。
- 4 被災者の救援のために、安全な避難場所等への誘導や避難所の適切な運営管理等の避難収容活動を行うとともに、円滑な救助・救急活動や消火活動を支え、被災者に緊急物資を供給するための交通規制・輸送対策を実施する。また被災状況に応じ、指定避難場所の開設、応急仮設住宅等の提供を行う。さらには、被災者の生活維持に必要な飲料水・食料・生活必需品等の供給、廃棄物処理・防疫・食品衛生対策、社会秩序維持のための警備活動、遺体の捜索等、各種の被災者救援活動を行う。
- 5 社会諸機能の応急復旧活動として、電力・ガス・上下水道・通信の各ライフライン施設や 公共土木施設・社会公共施設等の応急復旧対策を速やかに講ずるとともに、自宅が被災した 避難者救援のための応急住宅対策を実施する。また、応急教育、応急金融対策を講ずるとと もに応急復旧活動のための労働力を確保する。
- 6 鉄道、道路及び危険物等施設における大規模な事故災害時についても、自然災害の場合と 同様に防災関係機関は速やかに初動態勢をとり災害応急対策を実施する。

第3 災害復旧対策

1 民生安定のための緊急対策として、生活相談、義援金・救援物資の取扱い、資金援助、雇用確保など、自立的生活再建を支援することにより被災者の生活確保、被災した中小企業者・農林業者への融資による支援、税の徴収猶予や減免等の措置を講ずる。

2 被災地域の迅速な復旧を進めるため、激甚災害指定を促進するとともに、災害復旧計画の策定、大規模災害時の指導・助言制度の活用による公共土木施設の復旧を図る。

市は、県及びその他の防災関係機関と相互に連携をとりつつ、こうした災害対策の基本事項を積極的に推進するとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。

第4 各種計画の作成

1 各種計画の作成

市は、県地域防災計画及び国の各省庁が別に定める防災業務計画に基づき、それぞれの機関の果たすべき役割、地域の実態を考慮しつつ防災に関する計画を作成、修正する。また、この防災計画の修正にあたっては、県地域防災計画に示された市町村の実施すべき事項をとり入れるとともに、市の自然条件、社会的条件を勘案し、防災の第一線機関として総合的で具体的かつ実践的な防災計画に修正を行う。

2 行動マニュアルの作成

災害時に迅速かつ的確な災害対応を行い、防災計画の実効性を確保することができるよう 対応手順をマニュアルとして整備するよう努めるものとする。

第3節 防災関係機関等の責務及び業務大綱

第1 防災関係機関等の責務

市、県、国及び防災関係機関並びに市民、事業所・企業は、この防災計画に基づき次の災害対策を計画的かつ着実に推進するものとする。

1 市

- (1) 公園、道路等防災空間を計画的に整備するとともに、防災上重要な庁舎、学校、病院等公共建物及び公共土木施設の安全性を強化する。
- (2) 災害が発生するおそれがある場合や災害が発生した後に的確な情報を収集し、また伝達するための防災行政無線を計画的に配備する。
- (3) 災害危険区域等での土砂災害を未然に防止するため、住民への危険性の周知徹底、避難体制の整備を図る。
- (4) 消防施設整備の充実や消防団の活性化等消防力を強化するとともに、富山県消防防災 ヘリコプター(以下「県防災ヘリ」という。)を活用するため臨時離着陸場を整備する。
- (5) 飲料水・食料・生活必需品等の備蓄、避難所の施設設備の整備充実、ライフライン関係機関との相互連携による各種防災対策を推進する。
- (6) 住民の自主防災意識の高揚を図るため、地域の防災拠点施設に消火・救助資機材を計画的に配備する等自主防災組織の育成を積極的に推進し、地域の防災力を高めるとともに、同組織に対して研修、広報、訓練を実施し、防災活動の普及啓発に努める。
- (7) 大規模災害時における災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の円滑な継続の ため、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めること を目的として、砺波市業務継続計画(BCP)(以下「業務継続計画」という。)を策 定したことにより、実効性のある業務継続性の確保を図るものとする。

2 県

- (1) 災害から県域を守るため、山地保全事業、河川保全事業等を計画的に推進する。また、防災拠点施設の建設、通信ネットワークの充実強化等施設についても計画的に整備する。
- (2) 市町村が実施する地域防災拠点施設及び防災行政無線の整備、消防力の強化等に対し 財政的支援を行う。
- (3) 市町村を包括する立場から、広域的な総合調整を行う。
- (4) 市町村その他の防災関係機関との連携を強化し、総合的な防災対策を推進する。
- (5) 県民の自主防災意識の高揚及び防災に関する知識、技術の習得のため、リーダー研修

や訓練等自主防災活動の普及啓発に努めるとともに、市町村が推進する自主防災組織の 育成を支援する。

(6) 事故災害防止のため、道路等の施設設備の整備を推進する。また、危険物施設等の安全性の確保のための検査・指導を徹底する。

3 防災関係機関

- (1) 市民生活に密着する電力、電話、水道等ライフライン施設の管理者は、迅速な応急復旧活動のため体制整備を図るとともに、施設の耐震化について計画的に整備する。
- (2) 消火、救助活動等を実施する消防は、必要な防災資機材を計画的に整備充実するとともに、他の防災関係機関との連携を強化し応急活動の総合力の向上に努める。
- (3) 報道機関は、気象予警報及び火災警報等を受信したときは、速やかに放送を行い、市民に対して周知するよう努めるとともに、災害に関する情報の提供を行う。

4 市民

- (1) 「自らの身の安全は自ら守る」という自主防災の観点から、生活空間の安全確保、最低3日分の飲料水・食料・衛生用品等の備蓄、災害危険区域からの自主避難体制など災害に備えるための対策を講ずる。
- (2) 「自分の家族の安全は家族みんなで守る」を基本に、家族間で話し合って、非常時の 役割、避難場所の確認と道順確認、離ればなれになったときの連絡方法など、災害に備 えるための対策を講ずる。
- (3) 「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本に、日頃から地域行事・イベント・祭礼に参加するなど隣近所や地域との連携を図り、災害時の連携の基礎を築くとともに、自主防災組織活動への積極的参加及び組織の育成に努める。
- (4) 県、市が実施する総合防災訓練や各種講習会等の防災活動に積極的に協力参加し、地域の防災力の向上に努める。

5 自主防災組織

- (1) 住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、災害による被害の防止及び軽減を図る。
- (2) 地域住民の自主防災意識の高揚を図り、地域における防災計画の策定、計画に基づく 防災資機材等の整備、防災訓練の実施及び災組織の人材育成を積極的に推進し、地域の 防災力を高めるよう努める。
- (3) 防災に関する知識の普及に努めるとともに、地域における災害予防に努める。

6 事業所·企業

- (1) 県、市の防災都市づくりに積極的に参加し、建築物の不燃化等に努める。
- (2) 自衛消防隊を組織するなど消防防災体制の整備に努めるとともに、県及び市町村が実施する防災事業に協力に努める。
- (3) 災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネージメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、施設の不燃化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努める。
- (4) 事業活動にあたっては、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、災害を防止するため最大の努力を払う。
- (5) 県、市が実施する総合防災訓練や各種講習会等に積極的に参加し、地域の一員として の総合的な防災活動を推進する。
- (6) 危険物施設の管理者等は、施設整備の安全性強化等に努め事故災害の防止を図るものとする。

第2 防災関係機関等の業務大綱

市は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次責任者として、 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び市内の公共的 団体及び市民の協力を得て、防災活動を実施するものとする。

また、災害による被害を軽減するために、行政による「公助」だけでなく、自ら身を守る「自助」や自主防災組織やコミュニティ、近隣住民、災害ボランティア、事業所・企業等の連携も含めた「共助」が重要である。

このため、市民及び事業所・企業は、日頃から自主的に災害に備えるとともに、行政をはじめ防災関係機関が行う防災活動と連携・協力するものとする。

なお、各機関等が防災に関して処理するべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

1 市

事務又は業務の大綱

- ① 砺波市防災会議に関すること
- ② 災害対策の組織の整備に関すること
- ③ 気象予警報の情報伝達に関すること
- ④ 防災行政無線等情報システムの整備に関すること
- ⑤ 避難指示及び誘導に関すること
- ⑥ 被災状況の情報収集、伝達及び広報・広聴に関すること
- ⑦ 被災者の救助、救護に関すること
- ⑧ 要配慮者の避難支援に関すること
- ⑨ 災害時における緊急交通路及び輸送の確保に関すること
- ⑩ 消防活動及び水防対策に関すること。
- ① 水道事業の災害対策に関すること
- ② 児童、生徒に対する防災及び応急教育に関すること
- ③ 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関すること
- ⑭ 浸水、土砂崩れ等に対する応急措置に関すること
- ⑤ 風害における応急措置及び屋敷林保全等に関すること
- ⑩ 市道路の排除雪雪害対策に関すること
- ① 飲料水、食料、医薬品、生活必需品の備蓄に関すること
- ® 災害救援ボランティアの受入調整に関すること
- ⑩ 自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関すること

2 県機関

県は、災害が市の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市で対処することが困難なとき及び市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するものとする。

機関の名称	事務又は業務の大綱
	① 公共土木施設の災害対策に関すること ② 道路の除排雪及び雪崩対策に関すること
	③ 水防活動に関すること
	④ 土石流、地すべり及び急傾斜地の崩壊による災害対策に関すること
	⑤ 土砂災害警戒区域等の指定に関すること

砺波厚生センター	① 防疫及び保健衛生に関すること
	② 医療及び助産の援助に関すること
	① 農地、森林及び農林業施設の災害対策に関すること
	② 山崩れ及び地すべり等の災害対策に関すること
	③ 治山及び林道施設の災害対策に関すること
砺波農林振興センター	④ 雪崩対策に関すること
柳灰展外派典ピング	⑤ 市が行う農作物、果樹及び園芸施設等の調査並びに応急対策
	に対する協力に関すること
	⑥ 農作物、果樹及び園芸施設等の災害応急対策についての指導
	に関すること
	① 警戒区域の設定並びに避難の指示及び誘導に関すること
	② 被災者の救出、救護に関すること
 砺波警察署	③ 災害に伴う交通の規制及び広報、緊急通行車両の確認その他
伽 仅 音祭者 	交通の安全と円滑の確保に関すること
	④ 行方不明者の捜索及び調査に関すること
	⑤ 被災地等における犯罪の予防及び取締りに関すること
	① 市が行う家畜関係の被害調査及び応急対策に対する協力に
西部家畜保健衛生所	関すること
	② 家畜の災害応急対策についての指導に関すること
	① 和田川及びその水系に設置されたダム施設の整備及び防災
和田川ダム管理事務所	管理に関すること
州田川グム官垤事務別	② 災害発生時における和田川及びその水系の情報提供に関す
	ること。
	① 和田川及びその水系に設置された発電施設の整備及び防災
人类目广 古 欢春篇研示	管理に関すること
企業局庄東発電管理所	② 災害発生時における和田川及びその水系の情報提供に関す
	ること

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に推進されるよう勧告、指導及び助言等の措置をとるものとする。

機関の名称	事務又は業務の大綱
農林水産省北陸農政局富山支局	① 災害時における主要食糧の確保と応急措置に関すること
国土交通省北陸地方整 備局富山河川国道事務 所(大門出張所、高岡国 道維持出張所)	 ① 庄川の改修工事、維持修繕、その他の管理及び災害復旧の実施に関すること ② 庄川の洪水予報等及び水防警報に関すること ③ 一般国道 156 号における改築、修繕工事、維持その他の管理及びに災害復旧工事の実施に関すること ④ 一般国道 156 号の交通安全施設等の整備並びに除雪、防雪及び凍雪害の防止に係る事業に関すること ⑤ 土砂災害緊急情報の発表等に関すること ⑥ 緊急を要すると認められる場合、協定に基づく適切な緊急対応の実施に関すること
東京管区気象台富山地方気象台	 ① 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること ② 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び開設に関すること ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること ④ 砺波市が行う防災対策に関する技術的支援・助言に関すること ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

4 自衛隊

自衛隊は、人命又は財産の保護のため知事の要請により、あるいは、自主的に部隊等を派遣し防災活動を支援するものとする。

事務又は業務の大綱

- ① 災害対策基本法第68条の2及び自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条第1項の規定に基づき知事の要請を受けて、陸上自衛隊が災害派遣し、次の支援を行うものとする。
 - ・人命救助、捜索及び被災者の救援等の緊急支援
 - ・生活必需品の輸送、生活道路の啓開及び2次災害防止等の応急支援
- ② 自衛隊法第83条第3項の規定に基づき富山駐屯地司令の判断により陸上自衛隊第382施設中隊が近傍災害派遣し、人命救助、捜索及び救護等の緊急支援を行うものとする。

5 指定公共機関

1 相足公共(成民			
機関の名称	事務又は業務の大綱		
日本郵便株式会社砺波郵	① 災害時における郵便業務の確保に関すること		
便局・庄川集配センター			
西日本旅客鉄道株式	① 鉄道輸送の安全確保に関すること		
会社金沢支社富山地域	② 災害時における緊急輸送の確保及び管理施設の災害復旧工		
鉄道部	事の実施に関すること		
	① 電気通信施設の整備及び防火管理並びに被災施設の早期復		
西日本電信電話株式	旧に関すること		
会社富山支店	② 災害時における緊急通話の確保に関すること		
	③ 災害応急措置の実施に必要な通信の優先利用に関すること		
株式会社NTTドコモ	① 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関する		
北陸支社	こと		
17 D D 1 44 -4 A 11	② 災害発生時における緊急通話の確保に関すること		
KDD I 株式会社	③ 災害発生時における緊急メール送信に関すること		
ソフトバンク株式会社			
 北陸電力株式会社とな	① 電力供給施設の整備、防災管理及び災害復旧に関すること		
み野営業所	② 災害時における電力供給の確保に関すること		
, , , , , , , , ,			
北陸電力送配電株式会社	① 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること		
となみ野配電センター	② 災害時における電力供給の確保に関すること		
関西電力株式会社水力	① 一級河川庄川及びその水系に設置された発電施設の整備及		
事業本部庄川水力セン	び防災管理及び災害復旧に関すること		
ター	② 災害時における電力融通に関すること		
関西電力送配電株式会	① 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること		
社庄川送配電センター	② 災害時における電力供給の確保に関すること		
中日本高速道路株式会社	① 北陸自動車道及び東海北陸自動車道の災害予防措置に関す		
金沢支社富山高速道路事	ること		
務所	② 災害応急措置の実施及び交通の確保に関すること		
	③ 災害復旧事業の実施及び除雪体制の強化に関すること		
⇔.1.18 ₩15 0.4 1	① 能越自動車道の災害予防措置に関すること		
富山県道路公社	② 災害応急措置の実施及び交通の確保に関すること		
	③ 災害復旧事業の実施及び除雪体制の強化に関すること		
	① 救護活動に必要な災害情報の収集と連絡の通報に関すること		
日本赤十字社富山県	② 災害救援物資の保管及び配分に関すること		
支部 (砺波市地区)	③ 赤十字奉仕団等への炊き出し等活動協力要請に関すること		
	④ 災害救援金の募集及び配分のあっせんに関すること		
日本通運株式会社砺波	① 災害時における緊急輸送の確保に関すること		
支店			

6 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱		
加越能バス株式会社	① 災害時における緊急輸送の確保に関すること		
加壓能力力你以去在	② 災害時における被災地との交通の確保に関すること		
土地改良区	① 水門、水路、ため池等の施設の整備、防災管理及び災害復旧		
1/09/1/	に関すること		
富山県トラック協会 砺波支部	① 災害時における緊急輸送の確保に関すること		
州汉文印			
砺波医師会	① 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること		
	② 災害時における負傷者等の医療救護及び医療班の派遣に関		
	すること		
報道機関	① 市民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に		
(株)北日本新聞社、	関すること		
(株)北國新聞社、北日本	② 災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関すること		
放送(株)、富山テレビ放			
送(株)、(株)チューリッ			
プテレビ、富山エフエム			
放送株式会社、(一社)			
富山県ケーブルテレビ			
協議会			
庄川水害予防組合	① 水防施設、資機材の整備及び防災管理並びに災害復旧に関す		
	ること		

7 公共的団体

機関の名称	事務又は業務の大綱	
となみ野農業協同組合	① 市が行う農林関係の被害調査及び応急対策に対する協力に	
	関すること	
	② 農作物、家畜、果樹及び園芸施設等の災害応急対策の指導に	
	関すること	
	③ 被災農家に対する融資又はそのあっせんに関すること	
	④ 農業生産資材及び農家生活資材の確保・あっせんに関するこ	
	と	
	⑤ 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること	
	⑥ 災害時における主食食料の確保についての協力及びあっせ	
	んに関すること	

砺波広域圏事務組合	① 災害時における水道水の確保に関すること		
水道事業所	② 市が行う応急対策の協力に関すること		
日本水道協会富山県	① 応急給水及び施設の応急復旧に関すること		
支部			
富山県農業共済組合	① 市が行う農林関係の被害調査及び応急対策に対する協力に		
	関すること		
砺波地域農業共済セン	② 農作物、家畜、果樹及び施設園芸等の災害応急対策について		
ター	の指導に関すること		
	① 市が行う林業団体の被害調査及び応急対策に対する協力に		
富山県西部森林組合	関すること		
E CAL EL HANK LINES II	② 被災組合員に対する融資のあっせんに関すること		
砺波商工会議所 庄川町商工会	① 市が行う商工関係被害調査及び融資希望者の取りまとめ並		
	びに融資あっせん等の協力に関すること		
	② 災害時における物価安定についての協力に関すること		
	③ 救助物資、衛生医薬品、復旧資材、生活必需品及び生鮮食料		
	品等の確保についての協力並びにあっせんに関すること		
	① 災害救助金品の募集、被災者の救援その他市が実施する応急		
(福) 砺波市社会福祉 協議会	対策への協力に関すること		
	② 災害時におけるボランティア団体の指揮・管理に関すること		
	③ 災害時における福祉避難所の開設・運営に関すること		
(福)砺波福祉会	① 災害時における福祉避難所の開設・運営に関すること		
(福)となみ野会			
自主防災組織、自治振興	① 地域における住民の避難誘導、被災者の救護、物資の配給、		
会等	防犯その他市が実施する応急対策への協力に関すること		
婦人会等諸団体	① 市が実施する応急対策への協力に関すること		
日赤奉仕団砺波支部			
日赤奉仕団庄川支部	① 市が実施する応急対策への協力に関すること		
となみ衛星通信テレビ	① 災害時における緊急放送に関すること。		
となみ衛星通信プレビ	② 被災状況、避難状況復旧状況等の放送に関すること		
(117)			
エフエムとなみ(株)	① 災害時における緊急放送に関すること		
	② 被災状況、避難状況復旧状況等の放送に関すること		

8 協力機関

機関の名称	事務又は業務の大綱	
日本アマチュア無線	① 災害時における情報連絡活動への協力に関すること	
富山県支部		
砺波管工事業協同組合	① 災害時における上・下水道施設復旧活動への協力に関すること	
(協) 砺波市建設業協会	① 災害時における応急対策及び災害復旧の協力に関すること	
(社)富山県測量設計業 協会	① 災害時における災害復旧の協力に関すること	
(一社)富山県エルピー ガス協会砺波支部	① 災害時における生活必需物資(LPG)への協力に関すること	
砺波市繊維商協会	① 災害時における生活必需物資(衣料品)への供給に関すること	
富山県石油商業組合 砺波支部	① 災害時における応急物資(石油製品)の供給に関すること	
(社)斜面防災対策技術	① 急傾斜地の崩壊、土石流その他の土砂災害の調査及び応急措	
協会 富山県支部	置への協力に関すること	
(社)富山県構造物解体	① 災害時における築物等の解体及び災害廃棄物の撤去への協	
協会	力に関すること	
(一財) 北陸電気保安	① 災害時における電気施設等の応急復旧活動等への協力に関	
協会	すること	
富山県電気工事工業		
組合		
富山県地質業協会	① 災害時における応急対策及び災害復旧の協力に関すること	
北陸コカ・コーラボトリ	① 災害時における、食糧、飲料水、生活必需品の供給活動への	
ング (株)、イオン (株)	協力に関すること	
北陸事業本部、(株)大		
阪屋ショップ、(株)砺		
波給食、ユニー(株)ア		
ピタ砺波店、イオンリテ		
ール(株)近畿・北陸カ		
ンパニー、NPO法人コ		
メリ災害対策センター		

(株) レンタルのニッケ	① 災害時における仮設トイレの供給活動への協力に関するこ	
ン高岡営業所	と	
(株)ヨシカワ	① 災害時における仮設トイレ、発電機等の保有機材の供給活動	
	への協力に関すること	
砺波市柔道整復師会	① 災害時における負傷者等の応急救護活動に関すること	
公益社団法人日本下水	① 災害時における下水道管路施設の被害調査及び応急措置へ	
道管路管理業協会中部	の協力に関すること	
支部富山県部会		
パナソニックセミコン	① 大規模災害時のおける社屋の一時避難所と指定の提供に関	
ダクターソリューショ	すること	
ンズ (株)、パナソニッ		
ク・タワージャズセミコ		
ンダクター(株)、柳瀬		
地区自主防災会		

9 防災上重要な施設の管理者

施設管理者	事務又は業務の大綱	
防火対象物の管理者	① 避難施設の整備と避難等の訓練の実施に関すること	
	② 災害時における応急対策及び被災施設の災害復旧実施に関	
	すること	
危険物等施設の管理者	① 施設の整備等災害予防対策の実施に関すること	
池峡物寺施設の官埋名	② 災害時における危険物等の保安措置の実施に関すること	

第4節 市の地勢、気象、災害記録

第1 地形気象の特性

1 地勢

市は、一級河川庄川によって形成された扇状地を主体とし、牛岳山麓から北へ、ゆるやかな丘陵性山地と古い扇状地の高台、芹谷野の河岸段丘地帯によって構成されている。東は、標高 150m の丘陵性山地の中央で富山市及び射水市と接し、南は南砺市と接し、西は高岡市、小矢部市にそれぞれ平野部で隣接している。

市を南北に貫流する一級河川庄川は、谷内川、和田川の支流を合わせて高岡市を経て日本海に注いでいる。

- (1) 砺波市付近概略図 (資料 1-1 砺波市位置図)
- (2) 砺波市の位置、面積

東経 136° 54′ ~ 137° 04′	東西 14.3km
鷹栖 15 区西端 正権寺東端 面積 126.96 k m²	南北 16.2km
北緯 33° 32′ ~ 36° 41′	最高の標高 987m
庄川町小牧南端 高波北端	(牛岳山頂)

2 気象

市域の気象は日本海側気候という気象条件に該当しており、冬には西高東低の気圧配置により季節風が強くなり降雪の日が多く、県下の平野部としても積雪量の多いほうである。

春先から5月の終りにかけては、フェーン現象と呼ばれる乾燥した強い南風が吹き荒れることがある。特に、砺波地方の山麓の庄川沿いでは強く、瞬間風速30~40m/sの乾燥した風が吹き荒れ、南砺市八乙女山から吹きおろす南西の強風(八乙女おろし)や南東の強風(庄川嵐)もある。市内では中野地区、五鹿屋地区、東山見地区、青島地区、種田地区、雄神地区でこの風が強く吹くことがある。

フェーン現象は、ときによっては方向を変えて南西の方向から吹く場合もある。平野部の みならず、和田川沿いの中尾・井栗谷・栃上・東別所各集落及び谷内川沿いの原野集落など でも強い風となって吹くことが多い。

またこの現象は、春先ばかりではなく、秋の台風が日本海に入った時にも起こる。

梅雨時は、6月から7月中旬まで続き、大気の状態が不安定な時には局地的な集中豪雨となる場合もある。夏は高温多湿で天候は比較的安定している。台風は、九州から四国を縦断するものや紀伊半島を縦断する場合には富山県を通過する可能性が高い。また発達した低気

圧や寒冷前線の接近・通過に伴うことで、風が強まり、平均風速 20m/s以上の暴風が吹くことがある。

3 地質

市域の地質は地形から見て、三つに大別される。

(1) 庄東山地、庄東丘陵地(東に波状に続く丘陵性の山々)

丘陵一帯の地質は、新生代第三紀の後半(今から 2,300 万年前後)のものである。この地域には、城山泥岩層や伏木谷泥岩層などの軟弱な地層が分布しており、最近大規模な斜面の崩壊はみられないが、がけ崩れ程度のものは、雪融け期や梅雨期に各地の斜面でみられる。

(2) 芹谷野段丘(南北に細長く横たわる台地)

庄川扇状地の東側に芹谷野の高台が連なっている。約300mの崖をもつこの高台は、庄川の形成した古い扇状地が隆起した後に、西側が侵食されて一部が残ったもので、河岸段丘とよばれる地形の代表的なものである。地質は、基盤岩(青井谷泥岩層)の上に堆積した厚い砂礫からなり、礫層には30~50㎡大の礫が見られ、時には砂層を挟んでいる。この礫層は今から数十万年前(第四紀洪積世)に堆積したものである。

(3) 庄川扇状地(庄川の堆積によって形成された平野)

岐阜県高山市荘川町に流れを発する一級河川庄川は、1,000m 前後の飛騨高原の山々を深く刻み、市内庄川町金屋で山地と別れをつげる。標高 100m、ここを中心にみごとな扇状地を形成している。さらに北流すること 24.5km で河口に達し日本海に注ぐものであるが、標高 30m 位からは低平な三角州状の平野を形成している。

庄川扇状地の形成は比較的新しく、沖積世に入ってからで、庄川が平野部に出て数条の河川となって流下し、洪水ごとに氾濫を繰り返し、上流からの運搬物を主体に、扇頂部付近の古い扇状地の一部も侵食して下流に堆積させたものである。

第2 社会環境

1 人口

平成16年11月1日、旧砺波市と旧庄川町が合併し、新砺波市が発足し、合併後の総人口は、49,180人(平成16年10月31日現在住民基本台帳数値)となり、令和3年1月1日現在の人口は48,088人(外国人登録者数含)となった。

2 交通状況

市には、西日本旅客鉄道株式会社による城端線が中心部を通って南北に伸びており、また道路網については、北陸自動車道が市の中心部を横断し、東海北陸自動車道及び国道 156 号、359 号、471 号の 3 路線、県道は主要地方道 10 路線、一般県道 10 路線が通っており、これらが幹線を形成している。

市道は、幹線道路間を結ぶ生活道路として路線が市域を縦横に通り、ほとんどが舗装済となっている。また、区画整理事業によって道路の整備が進められ、バイパス機能が向上したことにより、道路状況は大きく改善されている。

3 感染症対策

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、ホテル・旅館や親戚・知人宅、安全な住宅などに分散して避難すること等についての平時からの周知・広報や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

第3 市の過去の災害記録

(資料 1-2 過去の災害記録)

第5節 被害想定

市の地勢及び気象条件で発生が予想される災害を想定し、各災害に対する災害予防及び応急対策に関する強化を図る必要がある。

第1 水害等

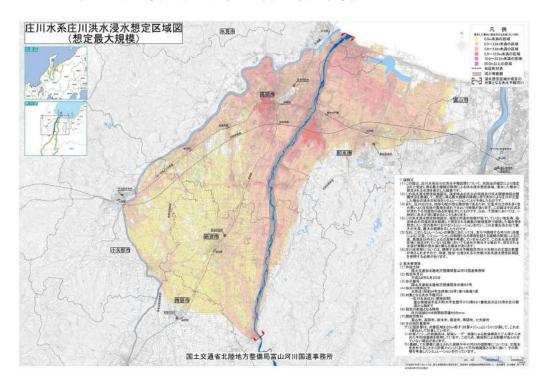
市内の主要河川はダム建設、治水工事等が進み、大災害の危険性は次第に減少しているが、通常時の被害はむしろ中小河川の局地的地域に発生することが想定される。

1 洪水

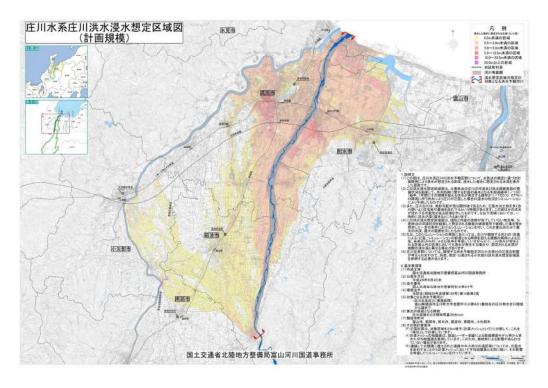
(1) 岐阜県に流れを発する一級河川庄川は、幹川流路延長が115kmで比較的流れの速い河川で富山湾に注ぎ込んでいる。過去には、豪雨により破堤等の災害をしばしば発生しているが、近年堤防護岸の改修が進み堤防越水の危険性は以前より少なくなった。しかしながら、依然として重要水防箇所に指定されているところもあり、堤防、その他施設の決壊があれば、高岡市、射水市を含む広いエリアで被害が予想されることから、引き続き堤防、護岸等の整備を行う必要がある。

また、近年、全国各地で頻発している激甚な浸水被害への対応を図るため、平成27年5月に改正された水防法に基づき、平成28年6月に国土交通省が公表した想定最大規模の降雨による庄川水系洪水浸水想定区域図によると、市内のほとんどの地域で浸水(50cm以下)する洪水氾濫危険区域のシミュレーションが出されたことにより、洪水ハザードマップを作成(平成30年度)した。引き続き市民への周知に努めるとともに、緊急時の水防等の対応策が必要である。

ア 庄川水系庄川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)



イ 庄川水系庄川洪水浸水想定区域図(計画規模)



(2) 出町市街地を流れる中小河川については、区画整理事業等により近年田畑の宅地化が進み、集中豪雨があると、出町市街地の一部及びその下流域において床下浸水等の被害が予想されることから、中小河川の改修及び庄川左岸農地防災事業による洪水調整池等の整備が必要である。

2 土砂災害等

(1) 和田川流域の東別所付近に分布している地質は、風雨にさらされると砕けやすく軟弱で粘性をもつようになる。このため、この地域は地すべり、がけ崩れが生じやすく道路途絶等の被害が予想される。また富山県の調査により市内の栴檀野、栴檀山、雄神、東山見地区において土砂災害が発生するおそれが判明した。これにより今後は予防改修工事等の対策や土砂災害ハザードマップを作成(平成24年度)してきたが、引き続き該当する地区住民への周知に努めるとともに、これらの地区を対象とした住民避難体制整備事業(平成30年度~)に取組むなど緊急時の対応策が必要である。

(2) 急傾斜地

庄東山地及び庄東丘陵地及び庄川丘陵地には、多数の急傾斜地等危険箇所が点在している。

急傾斜地等の崩壊は、集中豪雨及び融雪時における土の含水量の増大などに起因する ほか、大規模な地震によっても発生することから、その予防応急対策に万全を期す必要 がある。

(3) 土石流

谷内川、和田川並びに坪野川支流には、土石流危険渓流及びこれに準ずる渓流があり、 集中豪雨時には、土石流の発生が予想されることから、逐次砂防工事の進展を図ってい く必要がある。

第2 火災

春先から5月の終りにかけては、フェーン現象と呼ばれる乾燥した強い南風が吹き荒れる ことがあり、また台風が日本海に入ったときにもこの現象が発生する場合がある。

このフェーン現象の起こったときに大火となる例があり、昭和 19 年の出町大火では 209 戸が焼失する火災が発生している。

火災の多くは、火気取扱いの不注意や不始末からの出火によるものであり、そのほとんどは人為的ミスによるものが多い。平成28年12月に発生した新潟県糸魚川駅北大火など、木造建築物が密集した地域での火災や大規模店舗、宿泊施設等の火災では、多数の被害者を出すおそれがあるため、防火管理や火気取扱いに十分に注意を払うとともに、砺波市市街地、密集地火災防ぎょ計画(平成30年4月策定)や住宅用火災警報器の設置の促進などにより、火災被害の予防対策に万全を期する必要がある。

第3 雪害

市は、県下の平野部としても降雪の多い方であり、昭和38年の豪雪時には、砺波気象通報 所で237cmの最深積雪を記録し、交通機関は途絶し、家屋や森林等に大きな被害を残した。

近年では令和3年には、最深積雪が127cmに達するなど、一度に降雪があると雪害が発生するおそれをはらんでいる。

砺波平野は、特有の散居形態であるため、大雪が降り続くと交通障害、農林業被害、通信の障害など住民生活及び産業活動に大きな影響を与えるおそれがあり、除雪対策に万全を期す必要がある。

第4 風害

春先から砺波平野では強い風が吹くことがあるが、前線を伴った低気圧が日本海を急速に 発達しながら進み、低気圧や寒冷前線の接近・通過に伴い気圧が低下し、暴風が吹くなど大 きな被害をもたらすおそれがある。(図1、図2)

日本海を進む低気圧は、その後面の寒気と前面の低気圧に向かって吹きこむ暖かく湿った空気をエネルギーとしてしばしば急速に発達し、県内に強風害や突風害をもたらしてきたことから、たとえ小さな低気圧でも大陸方面や日本海西部に発生した時は風害の予防対策に万全を期す必要がある。また台風についても気象情報を収集し、風害の予防等に万全を期す必要がある。

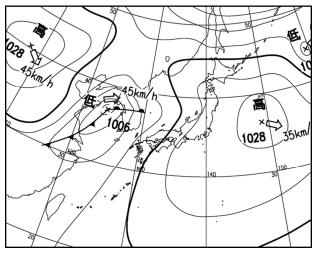


図1 地上天気図 平成24年4月2日21時

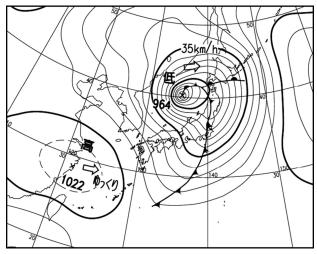


図2 地上天気図 平成24年4月3日21時

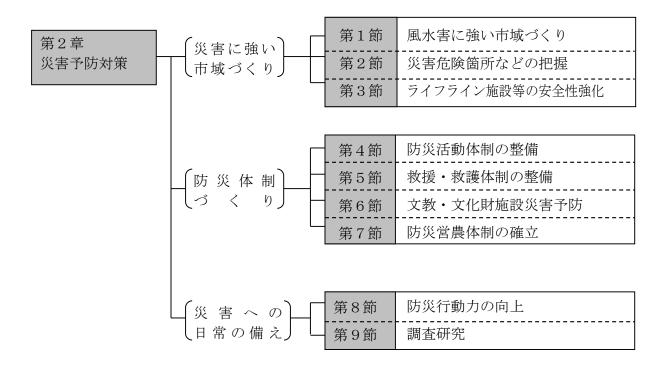
第 2 章

災害予防対策

第2章 災害予防対策

市の災害予防対策として、防災基盤の整備を促進し、災害に強い市域づくりを進めること、 さらには、防災教育・訓練、自主防災組織の強化による防災行動力の向上を図るなど、災害 への日常の備えについての防災計画を策定し、市における災害防災対策の効果的な推進に努 めるものとする。

【計画の体系】



第1節 風水害に強い市域づくり

災害から市域を保全するため、防災関係機関は、計画的に各種防災事業を推進するものと する。また、事業を実施する場合は、環境や景観へも配慮するものとする。

第1 土砂災害の防止

市は、市域の約4割が山地又は丘陵地となっており、傾斜地やがけ地に近接した住家が多くある。また、豪雨や豪雪に見舞われやすい条件下にあることや、山地の地質が脆弱であることから、地理的・自然的にも土砂の崩壊が発生しやすい状況となっている。

土砂災害は、発生が事前に予測しにくいこと、発生した場合は一瞬にして多数の死傷者を 伴うことなどが特徴である。

このため、市は、県、国と連携し、災害の発生が予想される危険箇所(土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所)においては、積極的に砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止などの防災施設の整備に努める。

1 土石流、山地災害、地すべり等の防止【土木課/農地林務課/県土木部/県農林水産部】

- (1) 土砂災害が発生するおそれのある危険箇所では、治山、砂防、地すべり対策等を計画的に推進する。また、市は、県が指定した「土砂災害警戒区域」ごとに警戒避難体制に関する事項を定め、地域住民への周知に努めるとともに、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域については、県が「土砂災害特別警戒区域」に指定し、特定開発行為の制限や建築物の構造規制等を行うことにより、土砂災害の防止・軽減に努める。
- (2) 危険箇所への雨量計その他の監視施設の設置等、土砂災害に関する観測・情報基盤の 整備や、警戒避難体制の確立など災害の軽減に努めるとともに、老朽化した地すべり防 止施設の適正な管理、補修に努める。
- (3) 土砂災害は、山地の荒廃等によって長期にわたり繰り返し災害を発生させるため、治山・砂防事業において、森林・農地の保全や砂防えん堤など、地域一帯の総合的な対策を進めることが必要である。特に、これらの危険箇所のうち、危険度が高く人家や公共施設が多い箇所から順次「指定地」に編入して、対策工事を実施し、被害の発生の防止又は軽減に努める。

2 急傾斜地の安全対策【土木課/県土木部】

(1) 日頃から関係機関と連携しながら、既存崩壊防止施設の点検に努める。

- (2) 豪雨や地震に伴う崩壊により、多数の住民に危害が生ずると想定される危険区域については、県が「土砂災害警戒区域」や「災害危険区域」に指定し、市は警戒避難体制に関する事項を定め地域住民への周知に努めるとともに住民に著しい危害が生じるおそれがある地域については、県が「土砂災害特別警戒地域」に指定し、特定開発行為の制限や建築物の構造規制等を行うことにより、土砂災害の防止・軽減に努める。
- (3) 危険度の高い箇所から順次、崩壊防止工事を推進するとともに、既存施設の適切な管理に努める。

第2 河川保全事業【土木課/県土木部/国土交通省北陸地方整備局】

市は、国、県と連携し、洪水による河川災害を防止するため、堤防護岸等を整備し、併せて河川の流下可能容量の拡大を図るものとする。

また、都市地域では、水害実績等を踏まえ、流域内の中小河川、下水道、内水域等それぞれの水害規模、影響等を想定したうえで、効果的な治水対策に努める。

第3 道路整備事業【土木課/都市整備課】

市は、国、県と連携し、道路改良事業、街路事業、土地区画整理事業、道路災害防除事業等により道路網の整備を推進するものとする。

第4 農地防災事業【農地林務課/県農林水産部】

市は、国、県と連携し、農地や農業用施設を災害から守るため、防災ダム事業、ため池等整備事業、地すべり対策事業及び農業用河川工作物等応急対策事業を推進するものとする。

第5 鉄道施設等整備事業

1 西日本旅客鉄道株式会社金沢支社

- (1) 切取り、盛土、橋梁等の建造物及び軌道を災害から防護して輸送の安全を図るため、 必要により線路防護設備を設置するものとする。
- (2) 既設線路の防災強度を確保するため、線路防護設備の新設及び改良に努めるものとする。

2 加越能バス株式会社

災害に強い施設、設備、資機材の整備充実に努めるとともに、全線の運行を把握し、利用者に対し的確に情報提供できるようバスロケーションシステム等情報収集連絡体制の整備と報道機関との連携体制の整備を図っておくものとする。

第2節 災害危険箇所などの把握

土砂災害、水害の未然防止や一旦災害が発生した場合の被害軽減を図るため、防災関係機関においては、災害危険地域の調査、研究を実施し、その実態を把握するとともに、巡視や有害行為の禁止、避難体制の整備等災害予防措置を推進するものとする。特に洪水ハザードマップ、地震防災マップ、土砂災害ハザードマップ及びため池ハザードマップの作成・配布による市民への危険性の周知徹底を行うものとする。また、危険箇所にある公共的施設に対する周知徹底を図るとともに、その情報連絡、警戒避難体制等の整備に努める。

第1 急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所及び土石流危険渓流

【土木課/都市整備課/農地林務課/県土木部/県農林水産部】

区 分	ランク	箇所数	摘 要
	Ι	29 箇所	急傾斜地(急斜度30度以上、高さ5m以上の土地)の崩壊により人家5戸以上又は公共施設等に被害を及ぼすおそれのある箇所
急傾斜地崩壊危険 箇所	П	49 箇所	急傾斜地の崩壊により人家 1~4 戸に被害を 及ぼすおそれのある箇所
	Ш	3 箇所	急傾斜地の崩壊により被害が及ぶおそれの ある範囲に人家はないが、今後新規の住宅立 地が見込まれる箇所
(建築基準法による災害危険区域)		14 箇所	建築基準法(第 39 条)による災害危険区域
地すべり危険箇所 国土交通省分 林野庁分 農村振興局分		36 箇所 14 箇所 10 箇所 12 箇所	土地の一部が地下水等に起因してすべる現 象により被害を及ぼすおそれのある箇所
1 ナナルのかけ	I	12 箇所	土石流により人家 5 戸以上又は公共施設等 に被害を及ぼすおそれのある渓流
土石流危険渓流	П	10 箇所	急傾斜地の崩壊により人家 1~4 戸に被害を 及ぼすおそれのある箇所
土石流危険渓流に 準ずる渓流	Ш	10 箇所	土石流危険区域内に人家がない場合でも、都 市計画区域内にあること等、一定要件を満た し、住宅等が新規に立地する可能性があると 考えられる場合の当該区域に流入する渓流

(R3.1 現在)

1 土砂災害危険箇所の予防措置

市は、土砂災害危険箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害危険箇所の公表・周知徹底及び適切な土地利用の誘導等土砂災害危険箇所の予防措置に努めるものとする。

- (1) 市、県及び防災関係機関は、危険箇所の範囲、世帯数、施設等の実態を調査するものとする。
- (2) 市、県及び防災関係機関は、急傾斜地等危険防止工事の促進を図るため、逐次急傾斜地等危険箇所の調査計画を策定実施するものとする。
- (3) 市、消防機関及び自主防災組織等は、連続降雨や集中豪雨などで災害が発生するおそれがある場合は、それぞれの危険区域について巡視を行い、危険区域の状況等(地表水、湧水、亀裂、立木の傾倒、人家への危険度、市民及び滞在者の把握)の情報把握に努めるものとする。
- (4) 急傾斜地危険区域の住民に対して、がけ崩れ、地すべり及び土石流等に関する情報、 日常の防災活動、降雨時の対応、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経 路に関する情報等について、パンフレット、各種マップ、広報誌等を積極的に活用して、 地域住民に周知徹底するものとする。
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づく、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定及び措置については、県地域防災計画に準拠するものとする。

2 警戒避難体制の確立

(1) 土砂災害は、突発的に発生することが多いので、緊急時における警戒、避難、救援等が円滑に実施できるよう、平常時からその体制整備に努めることが重要である。

市は、各々の危険箇所及び土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備を図るため、次に定めた事項を記載した印刷物の配付その他の必要な措置を講じ、市民に周知するものとする。

- ア 土砂災害警戒情報を活用した避難指示等の発令基準、対象区域に関する事項
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に関する事項
- ウ 土砂災害及び予警報に関する情報の収集及び伝達方法に関する事項
- エ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- オ 避難所の開設、運用に関する事項
- カ 要配慮者への支援に関する事項(要配慮者利用施設の名称及び所在地、要配慮者利用施設への情報伝達方法等を含む)

- キ 防災意識の向上(防災訓練等を含む)に関する事項
- (2) 本防災計画に施設の名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該施設利用者の災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画(以下「避難確保計画」という。)を作成するとともに、利用者の災害時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施する義務を負う。

また、当該施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を市長に報告する必要がある。

市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、災害予報等の伝達方法を定める。

- (3) 上記(2)で定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画に基づき、避難訓練を実施するほか、職員、利用者、その家族が、日頃から避難確保計画の内容を確認することができるよう共有スペース等に掲示し、周知する。
- (4) 市は、上記(2)で定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に、水害の危険性を説明する等、防災意識の向上を図るほか、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について、積極的に支援を行う。また、避難確保計画を作成していない所有者又は管理者に、期限を定めて作成するよう指示を行う等、計画の作成を推進する。
 - (資料 1-3 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表)
 - (資料 1-4-1 地すべり危険箇所一覧表(国土交通省所管))
 - (資料 1-4-2 地すべり発生危険地区一覧表(農林水産省林野庁所管))
 - (資料 1-4-3 地すべり危険箇所一覧表(農林水産省農村振興局所管))
 - (資料 1-5 土石流危険渓流一覧表)
 - (資料 1-6 崩壊土砂流出危険地区一覧表)
 - (資料 1-13 建築基準法による災害危険区域)
 - (資料 1-16 砺波市土砂災害危険箇所図)
 - (資料 1-17 土砂災害(特別)警戒区域)
 - (資料 1-18 十砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設)

第2 山腹崩壊危険地区【土木課/農地林務課/県土木部/県農林水産部】

区 分	箇所数	摘 要
山腹崩壊危険地区	47 箇所	自然現象により発生した山腹崩壊地(山崩れ)ま
	11 四//	たは荒廃移行地

(R3.1 現在)

1 土砂災害危険箇所の予防措置

- (1) 市、県及び防災関係機関は、危険箇所の範囲、世帯数、施設等の実態を調査するものとする。
- (2) 市、県及び防災関係機関は、危険箇所を優先的に保安林又は保安林施設地区に指定を行うなど危険防止工事の促進を図るため、逐次危険箇所の調査計画を策定実施するものとする。
- (3) 市、消防機関及び自主防災組織等は、連続降雨や集中豪雨などで災害が発生するおそれがある場合は、それぞれの危険区域について巡視を行い、危険区域の状況等(亀裂、立木の傾倒、人家への危険度、住民及び滞在者の把握)の情報把握に努めるものとする。
- (4) 土砂災害危険箇所に関する情報の提供、降雨時の対応方法について、パンフレット、 ハザードマップ、広報誌等を積極的に活用して、地域住民に周知徹底するものとする。
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号以下「土砂災害防止法」という。)に基づく、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定及び措置については、県地域防災計画に準拠するものとする。

(資料 1-7 山腹崩壊危険地区一覧表)

第3 雪崩危険箇所【土木課/県土木部】

区分	箇所数	摘 要
雪崩危険箇所		雪崩による被害想定区域内に人家5戸以上又は
(国土交通省)	31 箇所	公共建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害
(林野庁)	30 箇所	を及ぼすおそれのある箇所

(R3.1 現在)

1 雪崩災害危険箇所の予防措置

- (1) 市及び防災関係機関は、危険箇所の範囲、世帯数、施設等の実態を調査するものとする。
- (2) 市及び防災関係機関は、大雪等で災害が発生するおそれがある場合は、それぞれの危険区域について巡視を行い、危険箇所の状況等の情報把握に努めるものとする。
- (3) 雪崩危険区域の市民に対して、避難場所及び避難方法についてパンフレット、広報誌

等を積極的に活用して、地域住民に周知徹底するものとする。

(資料 1-10-1 雪崩危険箇所一覧表(富山県公表))

(資料 1-10-2 雪崩危険箇所一覧表(林野庁))

第4 砂防指定地【土木課/県土木部】

区 分	箇所数	摘 要
幹川名 庄川	4 箇所	土砂等の生産、流送若しくは堆積により、渓流、
幹川名 和田川	2 箇所	河川若しくはその流域に及ぼす被害を防止する
幹川名 谷内川	4 箇所	ため、砂防設備を設置し、又は当該区域で行われ
幹川名 小矢部川	1 箇所	る一定の行為を禁止若しくは制限する区域

(R3.1 現在)

1 砂防指定地の予防措置

- (1) 市及び防災関係機関は、危険箇所の範囲、世帯数、施設等の実態を調査するものとする。
- (2) 市及び防災関係機関は、集中豪雨等で災害が発生するおそれがある場合は、それぞれの危険区域について巡視を行い、危険箇所の状況等の情報把握に努めるものとする。
- (3) 土砂災害危険区域の市民に対して、避難場所及び避難方法についてハザードマップ、行政出前講座等を積極的に活用して、地域住民に周知徹底するものとする。

(資料 1-8 砂防指定地一覧表)

第5 防災重点ため池及び老朽ため池【農地林務課/県農林水産部】

- 1 ため池数 25 か所 (内、防災重点ため池 3 か所)
- 2 市及び防災関係機関は、防災重点ため池及び老朽ため池について実態を調査把握するものとする。
- 3 ため池等整備事業により防災重点ため池及び老朽ため池箇所の整備を計画するものとする。
- 4 ため池の管理者は、日頃からため池の点検を行い、異常な兆候の早期発見に努めるものとする。また、出水時又は異常時には、応急活動を実施することができるよう体制を整えておくとともに、貯水制限等の措置を講じておくものとする。

5 市は、ハザードマップ等を作成するとともに、防災重点ため池及び老朽ため池の決壊被害 区域、ため池の決壊時における伝達方法、避難場所等の必要な事項を市民に周知させるよう 努めるものとする。

(資料 1-11 老朽ため池危険箇所一覧表)

第6 重要水防箇所及び浸水想定区域【土木課/県土木部】

	区 分	箇所数	摘要
河川	国管理	26 箇所	洪水等に際して、水防上特に注意を要する箇所
河川	県管理	1箇所	供小寺に际して、小別工村に任息を安りる画別

(R3.1 現在)

- 1 市及び防災関係機関は、重要水防箇所について実態を調査するものとする。
- 2 水防管理者は、水防計画に基づき、関係河川及び堤防等を巡視し点検を行い、異常な兆候の早期発見に努めるものとする。また、異常出水時等には、応急活動を実施することができるよう体制を整えておくものとする。
- 3 市は、国土交通大臣及び知事が洪水予報河川及び水位情報周知河川として指定した河川について、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定された場合、次の事項を定めるものとする。
 - ア 洪水予報等及び水位情報の伝達方法
 - イ 浸水想定区域図ごとの避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
 - ウ 当該区域内に要配慮者施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - エ 本防災計画において定めた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ 迅速な避難の確保を図るために必要な事項について、ハザードマップ(平成21年3月 作成)等により市民に周知するものとする。
- 4 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の避難体制の強化
 - ア 浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に位置し、本防災計画に施設の名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水害や土砂災害が発生するおそ

れがある場合における当該要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画(以下「避難確保計画」という。)を作成するとともに、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための訓練を実施する義務を負う。

また、当該施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を市長に報告する必要がある。

このほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとし、当該自衛水防組織を置いたときは、組織の構成員その他の事項を市長に報告する。

市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定める。

- イ 上記アで定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画に基づき、 避難訓練を実施するほか、職員、利用者、その家族が、日頃から避難確保計画の内容を 確認することができるよう共有スペース等に掲示し、周知する。
- ウ 市は、上記アで定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に、水害の危険性を 説明する等、防災意識の向上を図るほか、避難確保計画の作成や避難訓練の実施につい て、積極的に支援を行う。また、避難確保計画を作成していない所有者又は管理者に、 期限を定めて作成するよう指示を行う等、計画の作成を推進する。

(資料 1-9 重要水防箇所一覧表)

(資料 1-15-1 庄川水系洪水浸水想定区域図(想定最大規模))

(資料 1-15-2 庄川水系洪水浸水想定区域図(計画規模))

(資料 1-15 -3 砺波市洪水ハザードマップ)

(資料 1-19 洪水浸水想定区域 (早期の立ち退き避難が必要な区域) 内における要配慮者利用施設)

5 大規模氾濫に関する減災対策協議会

国及び県が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫に関する減災対策協議会」を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

第7 土砂災害警戒区域【土木課/県土木部】

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒 区域及び土砂災害特別警戒区域について、当市は平成22年10月29日に指定を受けてい る。

土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域等を指定し、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する法律であり、現在新たな宅地開発等が進み、それに伴って土砂災害の発生するおそれのある危険な箇所も年々増加し続けており、危険箇所を対策工事により安全な状態にしていくには、膨大な時間と費用が必要となる。

そのような災害から人命を守るため、土砂災害防止工事等のハード対策と併せて、危険性のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備や危険箇所への新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を充実させていくことや土砂災害ハザードマップを活用して、地域住民に周知徹底するものとする。

- 1 土砂災害警戒区域とは土砂災害のおそれがある区域であり、区域指定によって市町村において警戒避難体制の整備が図られる。(土砂災害防止法施行令第2条の基準に該当する区域)
- 2 土砂災害特別警戒区域とは土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい 危害が生じるおそれがある区域であり、特定開発行為の制限、建築物の構造規制等が行わ れる。(土砂災害防止法施行令第3条の基準に該当する区域)
- 3 区域が指定された場合
 - (1) 土砂災害警戒区域(土砂災害のおそれがある区域)では土砂災害に関する情報の伝達や警戒避難体制の整備が行われる。
 - (2) 土砂災害特別警戒区域(建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域)ではさらに
 - ア 特定の開発行為が許可制になる。(対象:住宅宅地分譲、社会福祉施設等のための開発行為)
 - イ 建築物の構造が規制される。(都市計画域外も建築確認の対象)
 - ウ 十砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対して移転等の勧告が図られる。

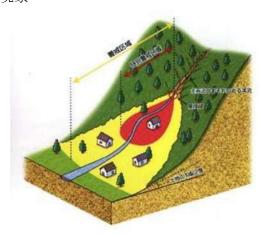
○急傾斜地の崩壊

傾斜度が30度以上である土地が崩壊する 自然現象



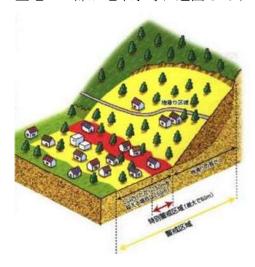
○土石流

山腹が崩壊して生じた土石等又は渓流の 土石等が水と一体となって流下する自然 現象



○地すべり

土地の一部が地下水等に起因してすべる自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



4 土砂災害警戒区域一覧

地区			指定区域数					
	急傾斜地の 崩壊		土石流		地滑り		計	
	警戒	区域	警戒	区域	警戒	区域	警戒	区域
		うち 特別 警戒 区域		うち 特別 警戒 区域		うち 特別 警戒 区域		うち 特別 警戒 区域
安川、徳万、市谷、坪野、 正権寺、池原、東別所、 東別所新、井栗谷、栃上、 栃上新、上和田、増山、 伏木谷、谷寺、三谷、五 谷、寺尾、芹谷、塩浅、 川内、宮森、宮森新、浅 谷、安川、茶ノ木庄川町 横住、落シ、湯山、湯谷、 名ヶ原、三谷、庄、金屋、 小牧、前山、隠尾	85	84	33	23	38	0	156	107

(令和2年12月31日現在)

(資料 1-17 土砂災害 (特別) 警戒区域)

第3節 ライフライン施設等の安全性強化

上・下水道、電力、通信及び交通の各施設が災害時に被害を受けると、都市機能そのものの麻痺につながり、市民生活にも大きな支障が生じることから、防災性の強化を進める。

なお、電力、通信及び交通の各施設の整備については、各機関がそれぞれの事業計画により担当するものとし、情報通信体制を強化する。

第 1 ライフライン施設等の防災性強化【上下水道課/北陸電力㈱となみ野営業所/北陸電力送配電㈱となみ野配電センター/西日本電信電話㈱富山支店/(一社)富山県エル・ピー・ガス協会砺波支部】

1 上水道施設の整備【上下水道課】

水道事業者は、上水道施設の防災性を強化し、発災に伴う被害を最小限にとどめ、給水の 確保を図るものとする。

(1) 施設の防災性の強化

災害を未然に防ぐため、施設の新設、拡張、改良に際し、施設の防災性について考慮するものとする。

(2) 防災用資機材の整備充実

水道施設の被害等による応急給水活動に備え、あらかじめ連絡管の整備や給水車、給 水タンク、消毒剤、ろ過機、可搬式発電機及び運搬車両等の整備に努めるものとする。 また、消融雪用井戸の利用について検討するものとする。

(3) 非常時における協力体制の確立

被災時には、独自に対処することが困難な場合も想定されるので、砺波管工事業協同組合、近隣市、災害時相互応援協定自治体及び日本水道協会富山県支部等関係機関との連絡協力体制を確立するものとする。

(4) 図面、台帳等の整備

災害復旧活動等に活用するため、図面、台帳等を整理し、瞬時に利用できるよう保存 管理に努めるとともに、危機管理のため同じものを別の施設で保管するものとする。

2 下水道施設の整備【上下水道課】

下水道事業者は、下水道施設の防災性の強化に努めるとともに、適正な施設管理を行うものとする。

(1) 施設の防災性の強化

下水道施設の整備に際し、外部からの浸水等、敷地内の排水に十分対策を講じるとともに、被災時に備えて予備機の整備、非常用自家発電装置等の設置に努めるものとする。

(2) 施設の点検等

下水道施設の機能維持を図るため、点検計画を定め、これに基づいて施設、機器の保守点検に努めるとともに、応急復旧用資機材、車両等についての体制を確立しておくものとする。

(3) 図面、台帳の整備

災害復旧対策等に活用するため、図面、台帳等を整備し、瞬時に利用できる保存管理 に努めるとともに、危機管理のため同じものを別の施設で保管するものとする。

3 電力施設の整備【北陸電力㈱となみ野営業所/北陸電力送配電㈱となみ野配電センター】 電力事業者は、電力施設の防災性の強化に努めるとともに、被害を最小限にとどめ、電力 の確保を図るものとする。

4 電話施設の整備【西日本電信電話(株)富山支店】

西日本電信電話株式会社は、災害時においても通信機能を確保するため、設備の安全化、主要な伝送路の及び多ルート構成化、ループ構成化及び通信ケーブルの地中化等の長期防災対策を推進するものとする。また、災害時には公衆電話の無料化等被災者の利便を図るとともに「災害用伝言ダイヤル 171」の普及啓発に努めるものとする。

5 LPガス設備の整備【(一社)富山県エルピーガス協会砺波支部】

一般家庭におけるLPガス設備を強化するため、販売店等は、ボンベ転倒防止措置を施すとともに、安全機能を備えた安全器具の普及促進に努めるほか、LPガス消費者に対し、 災害時にとるべき初期行動について、啓発活動を推進する。

第2 処理施設の安全性強化【市民生活課/広域圏事務組合】

ごみ等の一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の災害による被害を最小限に止めるとともに、災害時における応急復旧作業を円滑に実施し、廃棄物が適正に処理されることが必要である。

このため、砺波広域圏事務組合は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃・堅牢化に努める とともに、国の「災害廃棄物対策指針」を踏まえて廃棄物処理を円滑にするための体制を整 備する。また、産業廃棄物処理施設の管理者は、処理施設の耐震化、不燃・堅牢化に努める。

1 処理施設の防災性強化【市民生活課/広域圏事務組合】

(1) 処理施設の応急復旧資機材等の整備【広域圏事務組合】

し尿、ごみ処理施設の損壊等に対して速やかな復旧を図るため、あらかじめ応急復旧に 必要な資機材を準備しておくとともに、応急復旧マニュアルの整備や訓練を実施する。

(2) 一般廃棄物処理施設【広域圏事務組合】

現在の処理施設は、耐震設計基準に基づいて建設されている。

今後、建設する施設については、ごみ処理施設性能指針等の基準に従うとともに、地質、構造等に配慮して、不燃・堅牢化等に努める。

- (3) し尿、ごみ等の処理体制の整備【市民生活課/広域圏事務組合】
- ア ごみ、災害廃棄物等の一時保管場所や最終処分場等の確保

災害時においては、災害廃棄物等の廃棄物が一度に大量発生するとともに処理施設自体の被災も予想されることから、市は、あらかじめ発生量や運搬経路、住居地域を考慮したごみ、災害廃棄物等の仮置場や最終処分場を確保するとともに、産業廃棄物等の処分方法を検討しておく。

イ 避難所等の仮設(簡易)トイレの確保【市民生活課】

市は、家屋の倒壊、浸水及び断水等によりトイレが使用できないおそれがある場合には、避難所等に仮設(簡易)トイレの確保に努める。

第4節 防災活動体制の整備

災害が発生した場合、迅速、的確に対応し、被害を最小限にとどめるには、防災関係機関において速やかに初動態勢を整え、所管する防災機能を十分に発揮することが重大な使命である。

この使命を遂行するためには、災害対策活動の拠点となる庁舎等の整備及び運用方法の確立を進めるとともに、情報収集や避難誘導、救助・救急活動が広域的にしかもできる限り早急に行える体制を確立することが必要である。

市の防災体制づくりとして、防災拠点施設や防災活動の拠点となる庁舎等の整備や業務継続計画の策定(平成29年度)により、庁舎の運用方法をあらかじめ確立しておくとともに、防災担当部署及び防災危機管理システムの耐震化棟への配置による一元管理を図り、災害対策本部機能の充実・強化、通信ネットワークの強化による通信連絡体制の整備、緊急輸送体制の整備、さらには、相互応援体制の整備による広域的な支援体制を充実させるなど、防災活動体制の整備に努めるものとする。

第1 防災拠点施設の整備【総務課/各課】

1 市の拠点施設

市は、大規模な災害時においては、災害応急活動の支援拠点として市本庁及び支所の整備 又は運用方法の決定を行うとともに、災害応急活動の拠点や市民の避難場所として、また平 常時においては、自主防災組織・災害救援ボランティア等の研修の拠点としての機能を有す る地域防災拠点施設を整備する。

- (1) 地域防災拠点施設の役割
- ア 災害時における役割・機能
 - (ア) 市の現地活動拠点
 - (イ) 自主防災組織の活動拠点
 - (ウ) 応援部隊の活動拠点
 - (エ)避難施設
- イ 平常時
- (ア) 自主防災組織等の研修、訓練場
- (イ) 市民の憩いの場
- (2) 地域防災拠点施設の施設設備(例示)
 - ア 情報連絡室 イ 医療救護室 ウ 備蓄倉庫
 - エ 研修室 オ 耐震性貯水槽 カ 広場

2 県の拠点施設

県は、大規模な災害時においては、災害応急活動の支援拠点として、また平常時において は防災に関する啓発、教育、訓練のセンターとしての機能を有する「富山県広域消防防災セ ンター」の活用を図る。

- (1) 防災拠点施設の役割・機能
 - ア 災害時における役割・機能
 - (ア) 備蓄機能等
 - ・緊急用資機材等を保管するための備蓄倉庫
 - ・飲料水等を確保するための耐震性貯水槽
 - (イ) 輸送拠点機能
 - ・応援物資及び備蓄物資の荷捌場(グランド、屋内訓練場)
 - ・臨時ヘリポート、トラック待機場(放水訓練場)
 - (ウ) 受援機能
 - ・緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊等応援部隊の集結・活動基地
 - (エ) 災害対策本部の代替機能
 - イ 平常時における役割・機能
 - ・防災関係者の研修の場
 - ・県民の防災教育の場

3 自衛隊の拠点施設

当市に所在する陸上自衛隊富山駐屯地は、当県において唯一の防衛施設であり、国土防衛はもとより、災害時には国民の生命財産の安全確保に重要な基幹施設である。このため、市は部隊との連携を図るとともに、防災拠点施設としての整備を行うよう関係機関に働きかけるなど、県と連携して整備促進に努める。

- ア 自衛隊の本県における重要な活動拠点としての機能強化
- イ 大量の救援物資の輸送や迅速な人命救助の観点から大型へリコプターの活用など機能 強化

4 防災機能を有する道の駅の整備

市は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

第2 資機材、施設等の整備【総務課/土木課/消防本部】消防本部、消防署を「消防本部」という。

災害が発生した場合には災害応急対策を速やかに実施することが必要である。このため、 市及び防災関係機関は、災害の未然防止及び被害軽減のため資機材の整備、充実を図るもの とする。

1 救出救助用資機材の整備【消防本部】

消防本部は、救出救助用に使用するロープ、空気呼吸器、エンジンカッター、発電機、投 光器、応急給水機材、水難救助用ボート等の資機材の整備充実に努めるとともに、災害発生 に際し、直ちに使用できるよう点検整備しておくものとする。また、市管内の防災関係機関 も、救助用施設・資機材の整備に努めるものとする。

なお、救助活動が円滑に実施できるように他の機関、民間団体、業者等が所有する救出救助用資機材等を借り上げできるよう協力体制を整えるものとする。

(資料 2-3 救助資機材の保有状況)

2 水防用資機材・倉庫の整備【土木課】

市は、洪水等の非常時に備え、河川に水防倉庫を設置し、水防に必要な資機材を整備するものとする。

(資料 2-10 水防主要備蓄資材の状況)

第3 気象用観測施設等の整備【総務課】

市は、市管内の防災関係機関が気象等の状況を把握するために必要とする気象観測施設等の設置に協力するものとする。

また、防災拠点施設となる市本庁及び支所に気象観測システムを設置し、気象災害の防止・ 軽減に努めるものとする。

(資料 2-15 気象観測施設等の状況)

第4 通信連絡体制の整備【広報情報課/総務課】

市は、全国瞬時警報システム(Jアラート)及び県総合防災情報システムを活用し、市民に対して防災に関する情報を迅速に伝達するために市全域を網羅するデジタル防災行政無線の整備・拡充に努めるとともに、災害時において市内のアマチュア無線局の協力が得られるよう協力体制の整備に努めるものとする。

また、災害時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設の耐震性の強化、非常用電源 設備など停電対策、危険分散、衛星通信や公共無線LAN等の無線を活用したバックアップ 等の通信路の多ルート化の推進に努める。

さらに、災害情報の通信手段及び広報手段として、インターネット、デジタル放送や携帯端末をはじめとするICTの積極的な活用を図り、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート(災害情報共有システム)等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

特に、災害時に孤立するおそれのある集落で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該集落の住民と市との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する

なお、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるとともに、情報通信機材等については災害発生時に十分活用できるよう随時保守点検を行うとともに、故障の事前防止に努めるものとする。

また、災害時において防災行政無線等通信の信頼度を保つため、機器等の耐震度の確保に 努めるものとする。

(資料 3-6 砺波市防災行政無線通信連絡系統図)

(資料 3-12 富山県防災行政無線系統図)

(資料 7-8 災害時における非常無線通信に関する協定書)

1 モニター制度の導入

市は、県と連携し当該地域にかかる災害防止に必要な情報について、ツイッターやフェイスブック等のソーシャルネットワークを活用しながら市民から破堤、超水、土砂災害の前兆現象の目視情報を収集するモニター制度の導入に努めるものとする。

(資料 3-11 土砂災害の前兆現象)

第5 業務継続体制の確保

市は、大規模災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の円滑な継続のため、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めることを目的として業務継続計画(BCP)を策定したことにより、実効性のある業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを定期的に行うものとする。

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の

確保に努めるものとする。

市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、 災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、市は、 退職者(自衛隊等の国の機関の退職者も含む。)の活用等の人材確保方策をあらかじめ整え るように努めるものとする。

第6 緊急輸送路等の確保【総務課/土木課】

避難者の移送、救援物資の輸送等には主として国・県道及び1・2級市道を使用するものとする。

また、陸路が不通になった地域は、ヘリコプターの運行要請を行うものとし、市陸上競技場、砺波総合運動公園及び弁財天公園を臨時離着陸場とする。

なお、ヘリコプターにおいては、避難場所間に陸上輸送を要する場合があるので、関係機 関と協議し、輸送計画を定めるものとする。

(資料 2-13 ヘリポートの準備)

(資料 2-14 ヘリコプター場外離着陸場)

(資料 2-17 緊急通行確保路線)

県及び市では、被災地外からの救援物資の受入れ、管理、仕分け、搬出や積換えを行う輸送拠点施設を指定しており、市内では次の施設を指定する。

・株式会社スリー・ティ (トナミ倉庫)	砺波市鷹栖1913
・株式会社スリー・ティ(中央倉庫)	砺波市鷹栖2261
・株式会社スリー・ティ(本社倉庫)	砺波市鷹栖2305
・株式会社スリー・ティ (東中センター)	砺波市東中75
・株式会社スリー・ティ(庄川センター)	砺波市庄川町青島208
・株式会社スリー・ティ (神島センター)	砺波市神島115
・京神倉庫(北陸流通センターA号倉庫)	砺波市西中631-6

なお、上記施設が被災するなどして使用ができない場合、また、物資の量が多く管理しきれない場合は、砺波市高道体育館及び砺波市農村環境改善センター(砺波市高道体育館を優先する。)を管理、仕分け、搬出や積換えを行う輸送拠点施設とする。

第7 相互応援体制の整備【総務課/消防本部】

市は、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定に基づき、県内市 町村をはじめ、大規模な災害による同時被災を避ける観点からできるだけ遠方に所在する市 町村との応援協定の締結を推進する。

また、消防本部では、火災発生時の応援要請を想定した「富山県市町村消防相互応援協定」に基づき近隣市町村と協議のうえ応援計画及び受援計画を策定するものとする。

なお、応援要請・受入が円滑に行えるよう、「砺波市災害時受援計画」に基づき、情報伝達方法、受入窓口及び指揮系統を明確にするなど、体制の整備に努める。

そして、市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報 共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各 業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとす る。

(1) 地方公共団体間の相互応援

市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体から人員・物資の支援や廃棄物処理等の協力が速やかに得られるように相互応援協定の締結に努めるものとする。

市は、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員受け入れの訓練を実施し、システムの習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(資料 7-1 消防相互応援協定)

(資料 7-2 フラワー都市交流連絡協議会災害時相互応援に関する協定書)

第8 公共的団体等の協力【総務課/消防本部】

市は、市域における公共的団体及び自主防災組織に対し、平素から次に掲げる協力が得られるよう努めるものとする。

- (1) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市その他関係機関に連絡すること。
- (2) 災害に関する予警報その他情報を市民に伝達すること。
- (3) 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- (4) 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
- (5) 避難誘導、被災者の救助業務に協力すること。
- (6) 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に協力すること。
- (7) 被害状況の調査に協力すること。
- (8) 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- (9) り災証明書交付事務に協力すること。

(10) その他の災害応急対策業務に関すること。

なお、ここでいう公共的団体とは、日本赤十字奉仕団、医師会及び歯科医師会、農業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、社会福祉協議会、婦人会等をいい、自主防災組織とは、市民の自発的な防災組織、施設及び事業所の防災組織をいう。

第9 民間の協力【総務課】

市及び防災関係機関は、重機の借上げ、流通備蓄等の協定締結又は契約を行った民間等に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう日頃からの連携と実効性のある訓練への参加の促進に努めるものとする。

また、市は、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、 平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

さらに、市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に 取り組むものとする。

第10 災害復旧・復興への備え

1 災害廃棄物の発生への対応

国、県及び市等は、災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。

市は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所ごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

県は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

国、県及び市等は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、県及び市等は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、 広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせると ともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を 図るものとする。

国、県及び市等は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努め

るものとする。また、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net) や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

2 各種データの整備保全

国、県及び市は、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備しておくよう努める。

- (1) 業務継続計画等に基づく各種データの総合的な整備保全(戸籍、住民基本台帳、地籍、 建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保 存並びにバックアップ体制の整備)
- (2) 不動産登記の保全等

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

3 復興対策の研究

関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援 方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものとする。

4 男女共同参画の視点

県及び市町村は、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

第5節 救援・救護体制の整備

市における災害予防対策として、発災直後からの人命の安全確保を最優先にすることを念頭におき、消防力の強化、医療救護体制の整備、避難場所・生活救援物資の確保、災害救援ボランティア活動の支援などの救援・救護体制の整備を促進し、被害の可能な限りの軽減に努めるものとする。

第1 救援・救護体制の整備

1 消防力の強化【消防本部】

(1) 消防施設の強化

市は、消防施設の強化を図るため、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利その他の消防施設・設備等の整備及びこれら施設等を計画的に設置するものとする。消火栓、防火水槽等以外の消防水利として、市内には縦横に農業用水路が張り巡らされており、有効な消防水利として活用するものとする。なお、渇水期においては上流部から通水できるよう取水口等の把握に努めるものとする。

なお、防火水槽については災害に強い耐震性防火水槽の整備を進めるものとする。 また、危険物施設の特殊火災に対処するため、消火薬剤等資機材を整備するものとす

る。 (資料 2-2 消防機械配置状況)

(資料 2-4 消防水利の現況)

(2) 消防組織の強化

市は、消防組織の拡充強化に努めるとともに、消防団の施設設備や装備の充実、青年 層・女性層の消防団への積極参加等、消防団の活性化を推進する。

(3) 救助・救急体制の整備

ア 市は、市民に対して、研修会や集会を通じて、AED*1の使用を含む心肺蘇生法や 止血法などの応急手当に関する知識・技能の普及を推進する

イ 市は、救急能力を高めるため、救急隊に救急救命士を常時1名配置できる体制を整 えるとともに、救急救命士の技術向上に向けてた研修体制を整備する。さらに、救急 隊員にトリアージ^{*2} などの応急救護研修の実施に努める。

ウ 医療機関との連携体制

市は、市立砺波総合病院(以下「総合病院」という。)をはじめとする医療機関と 連携して救急搬送体制の整備に努める

エ AEDの配備

市(施設所管各課)は、利用者の多い公共施設などにAEDを計画的に配備するよう努める。

※1 AED Automated External Defibrillators の略 (自動体外式除細動器) 心室細動又は無脈性頻拍という不整脈が生じて、心臓の全身への血流を流す動きが停止している状態におい て、強い電流を瞬時に流すことにより心拍を正常化させる治療法を行う器機。

※2 トリアージ

多数の負傷者が発生した場合に、負傷者を傷病の程度で選別し、治療及び搬送の優先度を決める技術。

2 大規模・高層建築物の安全性【消防本部】

都市化の進展に伴い、市内においても多数の者が利用する大規模・高層建築物は増加傾向にある。これらの建築物については、その規模や構造上の特殊性から災害時の避難や火災発生時の消火活動などの対応に極めて困難が予想される。

このため、消防機関は、関係事業所に対して、予防査察等を通じそれぞれの管理・運営 形態に応じた防火・防災管理や共同防火・防災管理の徹底、実践的かつ定期的な訓練の実 施の推進などの指導強化に努める。

3 医療救護体制の整備【総務課/総合病院/県厚生部】

(1) 医療救護所の指定

ア 市 (総務課、総合病院) は、診療所又は避難所として指定した施設のうちから、医療救護所を当該管理者とあらかじめ協議して指定し、整備する。

- イ 医療救護所の設置数は、想定被害者数をもとに定める。
- ウ 市 (総合病院) は、災害時において直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう定期的に施設の点検を行う。

(2) 医療救護所の施設整備

ア 既存の医療施設を活用するほか、耐震診断等により安全が確認されている学校校舎 の一部又は運動場に設置するテント等とする。

イ 医療救護所の設備は、概ね次のとおりとする。

(ア) テント

- (イ) 救護用医療機器(創傷セット、熱傷セット、蘇生器等)
- (ウ) その他(折りたたみベッド、担架、発電機等)
- ウ 医療救護所における給食、給水については、避難所と併せて行う。

(3) 医療器具及び医薬品の確保

- ア 医療班は、市及び総合病院の現有医療器具及び医薬品を使用するものとする。不足 した場合は、市内又は近隣市町村の医療器具取扱業者及び薬局から調達するものとす る。なお、調達が困難なときは、県に対して応援要請するものとする。
- イ 他の機関の医療班は、市及び総合病院が備えている医療器具、医薬品を使用するものとする。ただし、不足する場合は自己が携帯した医薬品を使用し、この場合の使用 資材の費用は、市に請求するものとする。
- ウ 市と県は、被災者自らが容易に使用できる家庭常備薬をあらかじめ避難所等に配置 するとともに、各家庭においても平常時から常備薬の備蓄を推奨するものとする。
- エ 市と県は、自動車、バイク、自転車等の搬送手段の確保に努めるとともに、集積所、 避難所等における医薬品等の仕分け、管理、服薬指導及び搬送等に当たる人員につい ては、薬業関係団体の協力を得て、あらかじめ砺波医療圏を単位として組織化を図る ものとする。

(4) 輸血用血液の確保

輸血用血液の確保が必要な場合には、富山県赤十字血液センターに確保されている保存 血液と血液製剤等の供給を依頼するほか、市民に献血の協力を要請するものとする。

(5) ヘリコプターによる緊急輸送

道路交通網の途絶等により救急車が使用できない場合において、被災地住民に緊急医療 行為が必要となったとき、また、市内の医療機関において有効な治療ができず、他の医療 機関への搬送が必要となった場合など、救急搬送にヘリコプターが有効なときは、市長(総 合病院事務局長)は、県防災ヘリ、県ドクターヘリ、県警へリコプター及び自衛隊へリコ プターの派遣要請を行うものとする。

第2 避難体制の整備

市は、災害時における差し迫った危険から市民等の生命、身体を守るために避難体制を整備するものとする。

また、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

1 指定緊急避難場所・指定避難所等の指定【総務課】

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置

市は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施

行令の定める基準により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しておく。また、市は、 一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、社会福祉施設等の 福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

なお、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定については、地域の人口動態や施設の変 更等の状況に応じて適宜見直すものとする。

指定緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

市は、発災時(災害が発生するおそれがある場合を含む。)には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定避難所を近隣市町村に設ける。

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく 災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示する よう努める。市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から関係部署が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用やその場合の受入れ態勢等も含めて検討するよう努めるものとする。

さらに、避難生活が必要な住民に対しては、避難所が過密になることを防ぐため、可能 な場合には親戚や友人の家等への分散避難も検討するよう周知に努める。

(資料 2-11 指定緊急避難場所の状況)

(資料 2-12 指定避難所及びその他避難所の状況)

(2) 指定避難所のにおける施設、設備の整備

市は指定避難所において、避難市民の生活を確保するため、次に掲げるような施設、設備の整備に努める。また、県においても、当該施設、設備等の整備を支援する。

ア 指定避難所又はその近傍で、水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬、炊 出し用具、毛布、暖房用器具等避難生活に最低限必要な物資、資機材の整備を図る。 また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

イ 井戸、仮設(簡易)トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星通信等 の通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ、無 線LAN等災害情報の入手に資する機器を整備する。

また、必要に応じ、換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、空調、洋式トイレなど、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

(3) 指定避難所における運営体制の整備

指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市は、自主防災組織等による避難所運営委員会の設置促進に努めるとともに、県が作成する避難所運営マニュアル策定指針に従って、避難所運営マニュアルを作成し、地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図り、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

2 避難道路の整備及び確保【土木課/都市整備課/消防本部/砺波警察署】

市は、市民が安全に避難できるよう避難道路の整備に努めるものとする。特に、市街地においては狭隘な道路が多く、逐次改良整備に努めるものとする。

また、市職員、警察官、消防職員その他の避難の措置の実施者は、市民が迅速かつ安全な 避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難道路の通行確保に努めるとともに、 交通規制計画を定めるものとする。

(1) 避難道路の指定

市(土木課)は、市街地の状況に応じて次の基準により避難道路を指定するものとする。

- ア 避難道路は、おおむね8m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある 建物、危険物等施設がないこと。
- イ 地盤が強固で、地下に危険な埋設物がないこと。
- ウ 氾濫のおそれがある河川の近くでないこと。
- エ 避難道路は、相互に交差しないものであること。
- オ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

(2) 緊急通行確保路線の交通規制

砺波警察署は、交通の混乱を防止し、避難を容易にするため、次により緊急通行確保 路線等における交通規制を可能な限り実施するものとする。

- ア 緊急通行確保路線は、駐車禁止とする。
- イ 指定避難場所等周辺の道路については、車両の通行を抑制するため、一方通行等の 交通規制をする。
- ウ 緊急通行確保路線で信号機の点滅、故障等が発生した主要交差点には、整理誘導の ため警察官を配置する。

(3) 放置車両の撤去

道路管理者は、災害時に緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ道路区間を指定、周知後、運転者等に対し放置車両の移動等の措置命令を行うことができる。 相手方が命じられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去することができる。

上記の措置をとったときは、当該地域を管轄する警察署長に対し記録した情報の提供を行うものとする。

3 避難誘導設備等の整備【総務課】

避難場所等には、避難場所等の標示、避難経路には避難場所等への誘導標識の設置等に努め、平素から関係住民等に周知を図り、あわせて避難誘導に必要な資機材を整備に努める。

4 繁華街、観光地における避難場所等の確保【総務課/商工観光課】

市長が行う避難指示等の対象には、帰宅できない一時的滞在者も含まれることから、人が集まる繁華街、観光地においては、これらの者も避難人口に含んだ安全な避難場所及び緊急通行確保路線を確保するとともに、避難誘導のためのわかりやすい避難標識の設置に努める。

5 被災者用の住居の確保【企画政策課/都市整備課】

県及び市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、 災害時に迅速にあっせんできるよう、体制の整備に努める。

6 避難計画【総務課/自主防災組織】

高齢者や障がい者などの要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から、要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図るよう努めるものとする。

(1) 避難に関する広報

市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所等や災害 危険地域を明示した防災マップや広報誌・PR紙を活用して避難に関する広報活動を実 施するものとする。

ア 避難場所の広報

市は、地域住民に対し指定した避難場所の次の事項について周知徹底を図る。

- (ア) 避難場所の名称
- (イ) 避難場所の所在位置
- (ウ) その他必要な事項

イ 避難のための知識の普及

市は、住民に対し次の事項の普及に努める。なお、災害発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、徒歩によることを原則とする。このため、県及び市は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。ただし、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難をせざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、警察と十分調整を図るものとする。

- (ア) 平常時における避難のための知識
- (イ) 避難時における知識
- (ウ) 避難収容後の心得等
- (2) 市の避難計画

市の避難計画は次の事項に留意して作成するものとする。

- ア 避難指示等を行う基準及び伝達方法
- イ 避難指示等の実施責任者及び不在の場合の代理者
- ウ 避難場所の名称、所在地、対象地区及び収容人数
- エ 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (ア)給水 (イ)給食 (ウ)毛布、寝具の支給
 - (エ) 衣料品、日用品等必需品の支給 (オ) 負傷者に対する応急救護等
- オ 避難所の管理に関する事項
 - (ア)避難収容中の秩序保持
 - (イ)避難者に対する災害情報の伝達
 - (ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (エ) 避難者に対する各種相談業務等
- カ 災害時における広報

- (ア) 広報車による周知
- (イ) 地区連絡員による現地広報
- (ウ) 住民組織を通じた広報
- (エ) 移動系防災行政無線による広報
- (オ) Lアラート(災害情報共有システム)による広報
- (カ) インターネット、携帯端末、ケーブルテレビ、コミュニティFM等による広報
- (3) 防災上重要な施設の管理者の留意事項【社会福祉課/高齢介護課/教育総務課/こども課】

学校、社会福祉施設等、防災上重要な施設の管理者は、主に次の事項を留意し避難計画を作成し、災害時における避難の万全を期するものとする。また、土砂災害防止法により指定された、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域内にある施設にあっては、土砂災害から避難する警戒態勢の整備をするものとする。

ア 小・中学校【教育総務課】

- (ア) 災害種別に応じ学校の地理的環境条件及び施設配置状況等を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導等並びにその指示伝達等の実施方策に関すること。
- (イ) 小・中学校の児童、生徒の集団避難(災害に伴い児童、生徒を集団的に他地域 へ避難させる必要が生じた場合の避難をいう。)については、学校及び教育委 員会において、避難地の選定、収容施設の確保、移送の方法並びに教育、保健、 衛生及び給食等の実施方策に関すること。

イ 児童福祉施設等【教育総務課/こども課】

- (ア) 幼稚園、保育所、放課後児童教室及び児童館等においては、災害種別に応じ施設の地理的環境条件及び施設配置状況等を考慮し、保護者への連絡、避難の場所、経路、時期及び誘導等並びにその指示伝達等の実施方策に関すること。
- (イ) 幼稚園、保育所の園児、乳幼児の集団避難(災害に伴い園児、乳幼児を集団的に他地域へ避難させる必要が生じた場合の避難をいう。)については、こども課において、保護者への連絡、避難地の選定、収容施設の確保、移送の方法並びに保育保健、衛生及び給食等の実施方策に関すること。
- (ウ) 放課後児童教室及び児童館においては、日々不特定な児童、生徒が不定期に集合するため、こども課において、隣接する小学校又は保育所との連携した避難を行うため、小学校又は保育所と十分な協議を行い、避難地の選定、収容施設の確保、移送の方法を考慮すること。

ウ 介護保険施設【高齢介護課】

介護保険施設における入所者の集団避難(災害に伴い、入所者を集団的に他の保健

医療・福祉機関又は安全な場所へ避難させる必要が生じた避難をいう。) については、 収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入所者に対する給食等の実施方策に関 すること。

第3 飲料水、食料及び生活必需品の確保

災害時には、流通施設の被害、社会的混乱により日常生活に不可欠な食料、飲料水等の確保が困難になり、また生活必需品に対する緊急の需要も高まると予想されることから、現物備蓄や民間業者からの調達等の方法により円滑な供給が確保されるよう努めるものとする。

そして平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

なお、県及び市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等 支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸 送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間 で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

また、災害時に必要不可欠な最低限の食料、飲料水及び生活必需品については、「個人で備蓄しておくことが基本である。」という認識により、県及び市は、日頃から、個人備蓄の啓発・奨励に努めるものとする。

また、国及び県は、災害の規模等に鑑み、市が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。

1 食料・生活必需品の確保【総務課/社会福祉課/上下水道課】

(1) 食料

災害時に必要な食料は、各家庭での備蓄、市内業者の流通在庫、市備蓄食料及び県備 蓄食料を活用する。

- ア 市は、非常食の備蓄を推進するとともに、災害時において、相互に融通するなど隣接自治体と連携を図るものとする。
- イ 市は、市民に対し家族構成に応じた非常食最低3日分の備蓄を積極的に啓発するものとする。
- ウ 市は、避難所に近い企業・事業所に対し、非常食の備蓄を啓発するものとする。
- エ 県は、市の備蓄を補完するため、非常食を広域市町村圏ごとに分散して備蓄するものとする。

- オ 県及び市は、病院や社会福祉施設等に対し、患者や入所者の実態に応じた非常食の 備蓄を奨励するものとする。
- カ 市は、必要に応じ、炊出しが行えるよう自主防災組織、日赤奉仕団各支部等諸団体 と協力体制を確立するものとする。

(2) 飲料水

水道施設が破損し、飲料水の通常の供給が出来なくなった場合に備え、給水タンク、 応急給水用資機材の活用を図って確保するものとする。

- ア 市は、市民に対して家庭において備蓄すべき水量を1人1日3リットル程度を基準 として、給水車等による応急給水対策が開始されるまでの最低3日間の世帯人数分を 確保するよう積極的に啓発に努める。
- イ 市は、非常時に利用予定の井戸、河川、貯水の水質検査を実施して、利用方法をあらかじめ検討するものとする。
- ウ 市は、市民及び自主防災組織等に対し、貯水や応急給水について指導を行う。
- エ 市は、応急給水を円滑に実施するため、給水班の編成等給水計画を作成するものと する。
- オ 市は、水道施設の早期復旧が出来るよう砺波管工事業協同組合、近隣市、災害時相 互応援協定自治体及び日本水道協会富山県支部等関係機関との協力体制を確立する ものとする。
- カ 自主防災組織は、応急給水を円滑に実施するための給水班を編成し、ポンプ、貯水 槽、ポリタンク等資機材の整備に努めるものとする。

(3) 生活必需品

市は、家屋の倒壊破損、焼失による被災者を保護するための被服、寝具類、日用品その他の生活必需品(以下「生活必需品」という。)を供給するものとし、生活必需品の備蓄・調達先の確保に努めるものとする。

- ア 市は、市民に対し、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として有効である、 マスク、消毒液等の備蓄を奨励するものとする。
- イ 市は、市民に対し、支援が開始されるまでの最低3日分の携帯トイレ・簡易トイレ、 トイレットーペーパーなど生活必需品の備蓄を世帯人数分確保するよう積極的に啓 発に努める。
- ウ 避難生活が長期化するとき、避難所責任者は必要とする生活必需品について数量等 の取りまとめを行うとともに、災害救助・ボランティア支援班長(社会福祉課長)に 依頼し物資の確保に努めるものとする。
- エ 県及び市は、病院や社会福祉施設等に対し、患者や入所者等の日常生活の実態に応

じた生活必需品の備蓄を奨励するものとする。

オ 県は、市町村の備蓄を補完するため、生活必需品を広域市町村圏ごとに分散して備蓄するものとする。

(4) 電源の確保

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

2 災害時民間協力協定の推進【総務課】

市は、非常時に食料、生活必需品等を迅速かつ的確に調達するため、あらかじめ市内の製造業者、卸・小売業者と調達に関する協定を締結するとともに、定期的に在庫確認を行うものとする。

- (資料 7-3 災害時における応急物資(食料)及び生活必需物資の調達に関する協定)
- (資料 7-4 災害時における応急物資及び生活必需物資(衣料品)の調達に関する協 定)
- (資料 7-5 災害時における応急物資(石油製品)及び生活必需物資の調達に関する 協定)
- (資料 7-6 災害時における応急物資及び生活必需物資 (LPG) の調達に関する協定)
- (資料 7-17 災害時における生活物資の提供に関する協定)
- (資料 7-19 災害時における仮設トイレの確保に関する協定)
- (資料 7-36 災害時における物資供給に関する協定)
- (資料 7-37 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定)
- (資料 7-38 災害時における支援協力に関する協定)

3 輸送・一時保管【総務課】

被災時には大量の救援物資の受入れに混乱が予想されることから、県及び市は、ストックヤードとして使用できる集積地及び一時保管施設をあらかじめ定めておくものとする。

また、集積地を定めた場合は、県、隣接市町村、日本赤十字社富山県支部、北陸農政局 富山支局、(社)富山県トラック協会、富山県倉庫協会等に連絡しておくものとする。

第4 帰宅困難者対策【総務課】

県及び市は、公共交通機関の運行が停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、「むやみに移動しない」という帰宅困難者対策に対する基本原

則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、 帰宅困難者対策に努める。

第5 被災者等への的確な情報伝達活動【広報情報課/総務課】

市は、被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線等の整備を図や I P通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるとともに、要配慮者、災害により孤立するおそれのある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

また、国、県、市及び放送事業者等は災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を 大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

電力会社は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

国及び電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

なお、国、県及び市は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

放送事業者及び通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。また、国、県及び市等は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努める。

また、国、県、市及びライフライン事業者は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

第6 災害救援ボランティア活動の支援【社会福祉課/砺波市社会福祉協議会】

市及び市社会福祉協議会は、ボランティア活動の普及に努めるものとし、市民に啓発を図り、日頃からボランティア活動に参加できる体制づくりに努めるものとする。

1 ボランティアの普及、養成【社会福祉課/砺波市社会福祉協議会】

(1) ボランティア活動の普及・啓発

市及び市社会福祉協議会は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携し、ボラン

ティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いや すい環境づくりを進める。

なお、勤労者がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めるため、企業等に 対してボランティア休暇等の必要性について理解を求め、協力を要請する。

(2) ボランティアの養成

市及び市社会福祉協議会は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携を図り、災害時に適切に行動できる知識、技術を身につけてもらうため、救援ボランティア講習や訓練の実施に努める。

なお、高齢者及び外国人等の支援や通訳等として、日頃、活動しているボランティアは、災害時においてもその活動が期待されるところであり、協力が得られるよう努める。

2 ボランティアの受入体制の整備【社会福祉課/砺波市社会福祉協議会】

(1) 災害ボランティアコーディネーターの養成

市及び市社会福祉協議会は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携し、ボランティアとして支援したい人と支援を求める人をつなぐ災害ボランティアコーディネーターの養成を促進する。

(2) 災害救援ボランティア受入マニュアルの作成

災害時における救援ボランティアの円滑な受入と効果的な活動が展開されるための基本的な事項と推進体制等について、県では災害救援ボランティア活動指針が作成されており、市(市社会福祉協議会)が作成するマニュアルについては、この指針と一体的な運用を図るよう配慮する。

第7 孤立集落の予防【総務課/土木課/消防本部】

市は、土砂災害や雪崩の発生による孤立集落の発生を未然に防止するための各種対策を実施するとともに、孤立化のおそれのある集落については、日常機能の低下を極力さけるための事前処置を実施する。

1 実態の調査【総務課/土木課】

市は、孤立化のおそれのある集落について事前に実情の調査を行うとともに、万一に備えた避難体制の整備や救助計画の策定等に努める。

2 孤立集落の機能維持【総務課/土木課/消防本部】

市は、孤立する集落の機能の維持を図り、市民の安全を確保するため、次の必要な施設、資機材の整備又は調達計画を策定しておくものとする。

- (1) 土木作業機械及び管理棟
- (2) 危険箇所照明施設
- (3) 通信施設設備
- (4) 負傷者搬送用資材

3 通信連絡体制の整備【総務課】

(1) 孤立化のおそれのある集落と市との連絡体制の整備

孤立化のおそれのある集落に対して非常時に備え、次のとおり集落との通信を確保するため連絡体制の整備に努め、運用等について具体的に定めておく。

- ア 防災行政無線の整備
- イ 加入電話による市民との情報連絡網の確立
- ウ 衛星通信の整備
- エ 他の機関の通信手段の活用

4 事前措置【総務課/消防本部】

(1) 食料等必需物資の確保

山間地集落等、物流ネットワークから遠隔地にあたる地域では、土砂災害及び雪崩の 発生等により孤立化し生鮮食料品の確保が困難な場合があるため、市(総務課)は、各 家庭単位での食料、燃料及び医薬品等の備蓄について奨励する。

- (2) 救急、救助実施計画
 - ア 救急、救助部隊の編成等

市(消防本部)は、孤立化した集落での災害に伴うけが人等の発生に備え、救急、救助部隊の編成、輸送手段等について事前に計画を作成しておくものとする。

イ ヘリコプターによる救急、救助体制の整備

孤立集落への救急、救助活動には、ヘリコプターの活用が有効である。

市(総務課)は、富山県防災航空センター等と協議し、孤立のおそれのある集落のヘリコプター緊急時臨時着陸場所の適地を選定しておくなど、受入体制を整備しておく。

※ 富山県防災航空センター指定 中山間地の緊急時臨時着陸場所一覧

着 陸 場 名	住 所	備考	
砺波市営駐車場	 砺波市東別所地内	頼成の森南側	
栴檀山コミュニティ運動公園	砺波市井栗谷地内	栴檀山体育館付近	
夢の平スキー場第2駐車場	砺波市五谷地内	夢の平スキー場	

(R3.1 現在)

第6節 文教·文化財施設災害予防

不特定かつ多数の者が利用し、かつ、災害時には避難所の拠点ともなる文教、文化財施設の風水害等による被害を未然に防止し、また、被害の拡大防止を図るため、校舎等の建物の不燃堅牢構造化を促進するとともに、消防、避難及び救助のための施設、設備等の整備に努めるものとする。

第1 文教施設【教育総務課】

市は、学校等の文教施設の災害予防対策として、次の事項について積極的な推進を図るものとする。

1 建物の不燃堅牢構造化の促進

不燃材の使用を促進し、所管する文教施設の不燃堅牢構造化に努めるものとする。

2 安全点検の励行

消火、避難及び救助のための施設、設備並びに児童、生徒の通学路の日常点検、定期点検 確認を責任者のもとに実施するものとする。

3 消防設備等の整備

消防関係機関等との連携を密にし、消火設備等消防、避難及び救助設備の整備を行うものとする。

第2 文化財施設【生涯学習・スポーツ課】

市及び文化財所有者又は管理者は、文化財施設の災害予防対策として、次の事項について積極的な促進を図るものとする。

1 文化財の実態調査

市内にある文化財は、建造物、仏像彫刻等があるが、関係機関等と協力してこれらの保存、保管状況、防災施設整備の設置状況、周辺の状況等防災上必要な調査を実施するものとする。

2 防災上必要な教育訓練の実施

文化財所有者又は管理者を教育するため、関係機関と協力して講習会の開催及び研究会等を開催するとともに、防災上必要な訓練を実施するものとする。

3 防災思想の普及

一般市民の防災に関する認識を高めるため、文化財保護強調月間、文化財保護月間並びに 文化財防火デー等あらゆる機会を通じ、文化財防災思想の普及に努めるものとする。

4 火気等の使用制限区域の設定

文化財の所有者又は管理者に対し、火気等の使用制限区域、禁煙区域の設定について助言指導を行うものとする。

5 保存施設等の整備の促進

文化財を風水害、火災、地震による被害から守るため、文化財所有者又は管理者が収蔵庫、 保存庫等の文化財保存施設の整備及び消火設備器具、各種警報設備、排水設備等の整備を促 進するとともに、このための助成を行うものとする。

6 安全点検の励行

市は、文化財に設置してある消防用の施設、設備の点検が明確な基準と責任体制のもとで行われるよう所有者又は管理者に対し、助言指導を行うものとする。

第7節 防災営農体制の確立

災害による農地、農業用施設、農作物、家畜及び林産物等に対する被害を最小限に防止するため、地域ぐるみ、集落ぐるみの営農体制を整え、組織的な防災活動を展開する必要がある。このため、市は、農協や県と協力し、防災営農体制の促進を図るとともに、被害防止の指導を徹底するものとする。

第1 農林水産業施設等の整備【農地林務課/県農林水産部】

市は、国、県等とともに、農林水産業施設等を整備するものとする。

- 1 防災林の造成、保安林の整備
- 2 防災ダム、堤防、排水機、排水路等の施設の整備
- 3 地すべり防止施設の整備

第2 営農指導の実施【農業振興課/農地林務課】

市は、農協や県と協力して、次の事項について指導するものとする。また、災害に備えた農業共済制度や収入保険制度への加入を推進する。

1 稲及び畑作物

- (1) 倒伏に耐える健全な栽培技術の普及
- (2) 水稲の早、中、晩生種の適正配分による作付け
- (3) 気象変動に対応した栽培管理の徹底
- (4) 災害に備えた種子の備蓄の徹底

2 育苗施設及び乾燥調製施設

- (1) 消火器具、防火水槽等の施設、設備の整備充実
- (2) 電気配線の定期点検、乾燥機の火炉等の始業前点検の徹底

3 園芸作物及び果樹

産地ぐるみの災害防止を推進するため、組織的な防災施設の導入や防止対策と確実に実施 できる体制づくりを推進するものとする。

4 家畜及び畜産施設

市は、畜舎及び家畜の安全を図るため、土砂崩れ等のおそれのある場所を点検しておくとともに、家畜避難場所の確保について、畜産農家への周知に努めるものとする。

5 林産物

- (1) 火災の延焼、拡大を防止するため、防火道、防火林の造成と保護樹帯の設置
- (2) 風水害に強い樹種、品種の選定
- (3) 適切な枝打ちの実施
- (4) 適切な除、間伐の実施
- (5) 空地のできない造林
- (6) 小面積皆伐、伐区の分散

第8節 防災行動力の向上

大規模な風水害は、広い地域にわたり、交通混乱、被災者の発生等各種の被害をもたらす ことから、行政の的確な対応にあわせ、市民や事業所の迅速な活動が不可欠である。

しかも、大規模な災害時には、行政自体も被災する等により防災対応に限界があることから、まず市民は、「自らの身の安全は自ら守る、自分たちの地域は自分たちで守る」という「自助」、「共助」の取組みが重要であることを認識するとともに、市をはじめ各防災関係機関は、地域の防災行動力の向上に努め、被害の未然防止や軽減を図ることが必要である。

このため、防災広報、防災教育などの防災意識の高揚、市民、事業所等による自主防災組織の強化、防災関係機関を中心とする実践的な防災訓練の実施や計画的かつ継続的な研修の実施・充実、要配慮者の安全確保などを通じて、「自助」、「共助」、「公助」が互いに連携し防災行動力の向上に努めるものとする。

また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分に 配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の 男女のニーズの違いなど双方の視点に十分配慮する。

第1 防災行動力の向上

1 市民に対する防災知識の普及【広報情報課/総務課/土木課/消防本部】

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より、 災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動すること が重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動 する、あるいは市、公共機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努め ることが求められる。

このため、市は、広報活動を中心に、消防、災害救助等の防災業務を所掌するそれぞれの 部門において講習会の開催あるいは、その他のあらゆる機会を活用する等適切な手段により、 市民に防災計画の概要及び次に掲げる防災知識の普及を図るものとする。

また、防災週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するものとする。

- (1) 家庭に求められる自主防災力向上対策
 - ア 各家庭での危険防止対策の実施
 - (ア) 家具類の固定
 - (イ) 落下物の防止
 - (ウ) 家屋の耐震化(耐震診断、補強等)・不燃化

- (エ) ブロック塀などの転倒防止
- (オ) 家屋周辺の危険性の把握

イ 家庭備蓄の実施

- (ア)消火器、バケツ等の消火器具
- (イ) のこぎり、バール等の救出器具
- (ウ) 救急医療セット等の医療用品
- (工) 食料、水、燃料(最低3日分)
- (オ) 懐中電灯等の照明用品
- (カ) ラジオ等の情報収集用品
- (キ) その他各家庭の実情に応じた品目(ミルク、めがね、おむつ、生理用品等)
- (ク) 地震保険・共済への加入等の生活再建に向けた事前の備え
- (ケ) 自動車へのこまめな満タン給油
- ウ 防災知識及び対処方法の理解と習得
 - (ア) 自然災害の知識の習得
 - (イ) 災害発生時の対処方法(初期消火、救出、救護等)
 - (ウ) NTT災害用伝言ダイヤル(171)の利用方法
 - (エ) NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクの安否確認用のサービスの利用 方法
 - (オ) 非常時の家庭の避難場所や連絡方法の確認
 - (カ) 基本的な防災用資機材操作方法の習熟

また、富山県広域消防防災センターの活用を推進し、災害を四季でとらえた体験型学習施設における流水、風雨災害などの体験学習や、富山ならではの特色ある研修、消防職団員の訓練の見学などを通じて、防災意識を高める。

2 学校教育における防災教育【教育総務課/こども課】

園児、児童及び生徒に対する防災教育は、子供自身の自主防災力を高めるばかりでなく、 将来的に災害に強い人材を育んでいくという意味でも重要である。市は、災害に関する知識 を深め、自身への対応力を高めるため、各教科、総合学習、特別活動の指導における副読本 等教材・資料の作成、避難訓練、応急処置の習得等について、児童、生徒の発達段階や学校 等及び地域の実態等に応じた防災教育を行うものとする。

- (1) 保育や学校教育の中で災害の種類、原因実態及びその対策等防災関係の事項を指導する。
- (2) 登下校(園)途中の安全を確保するため、あらかじめ災害時における通学路の点検及

び情報の収集方法、園児、児童及び生徒に対する安全指導事項等を含めた指導計画を各校(園)ごとに作成し、園児、児童及び生徒及び教職員並びに保護者への徹底を図るものとする。

- (3) 防災教育の推進にあたっては、児童・生徒の理解が進むよう、児童・生徒用防災ハンドブック(平成23年富山県作成)など、わかりやすい教材を活用する。
- (4) 教職員・保護者に対する防災教育として、学識経験者並びに関係機関の専門職員を講師として招き、災害の発生原因、対策等の科学的、専門的知識を深める講演会を開催するほか、防災資機材の取り扱いや応急救護の実技、メンタルヘルス等についての講習会を行う。

また、校長をはじめ教職員の安全教育、安全管理に関する指導力やマルチメディアの活用等情報管理能力などを向上させるため、研修を計画的に実施する。

3 市職員及び関係機関等の職員に対する教育【総務課/各課】

市、関係機関及び事業所は、職員に対する防災教育として講習会、研修会、講演会、ロールプレイング方式による図上訓練等を開催し、災害時における的確な判断力の養成、あるいは防災上必要な知識及び技術の向上に努めるとともに、災害時における活動のマニュアル等を作成し配布するものとする。

(1) 研修会

災害対策関係法令及びその他の防災関係法令の説明並びに土木、水防、建築、その他の防災技術研修会を適宜実施するものとする。また、業務継続計画(BCP)の理解と運用を図るもとする。

(2) 現地調査及び視察

現状の把握と対策の検討を行うため、災害時危険箇所等の現地調査並びに防災関係施 設及び防災関係研究機関等の視察を適宜実施するものとする。

(3) マニュアルの配布

災害の原因、予防、応急対策、その他必要事項等を収録したマニュアルを適宜作成し、 配布するものとする。

特に、本市において大規模災害発生のおそれのある、庄川氾濫による水害及びゲリラ 豪雨と呼ばれる局地的豪雨による土砂災害に対し的確・迅速に避難情報を発信するため、 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」(平成28年策定)の理解と運用を推進するも のとする。

また、被害が生じるまでに事態の進行がある程度予測できる台風等による大規模災害に対して、あらかじめ、市及び関係機関が実施する災害対応を時系列で整理した「防災

行動計画(タイムライン)」(平成28年策定)の理解と運用を推進するものとする。

(4) 職員及び構成員は、防災計画及び業務継続計画等を習熟し、災害時に的確な行動ができるよう心掛けるものとする。

4 報道機関の協力依頼【広報情報課】

防災知識の普及高揚を図るため、報道機関に対して積極的に協力を依頼するとともに、必要な情報の提供に努めるものとする。

5 相談窓口【各課】

市は、それぞれの機関において所管する事項について、市民の災害対策等の相談に応ずる。

6 災害教訓の伝承【各課】

国(内閣府、国立国会図書館、国立公文書館等)、県及び市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第2 自主防災組織の育成

災害から市民の生命、身体及び財産を守るためには、市及び防災関係機関の防災対策のみでなく、市民一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る、自分たちの地域は自分たちで守る。」と認識し行動することが必要である。また、防災活動を行うにあたり、各自がばらばらに行動しては、その効果はあまり期待できないことから、市民が団結し、組織的に行動することが必要である。

市は、地域住民により結成された防災組織の育成を図るため、県が育成支援している自主 防災アドバイザーを活用するなどして、より一層きめこまやかな指導・助言や、地域におけ る防災リーダーとなる防災士の育成支援を行うとともに、防災活動に必要な各種マニュアル や自主防災組織研修用教材、自主防災組織化・活動ハンドブックの作成配布、リーダー養成 講習会の実施、防災講習会等の開催など教育訓練を受ける機会の提供に努めるものとする。 また、市は、自主防災組織を活性化し、災害時に効果的な活動をするために、防災士の育 成や活動に使用する資機材の整備を県及び近隣市とともに支援するものとする。

事業所は、地域社会の一構成員として、その社会的責任を自覚し、事業所等単位での防災 体制の充実強化に努め、地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備していく ことが必要である。

1 自主防災組織の活動【総務課/消防本部】

自主防災組織の活動は、平常時と災害時に分け、おおむね次の活動を行うものとする。

- (1) 平常時の活動
 - ア 防災知識の普及・啓発活動
 - イ 地域内の安全点検
 - ウ 災害時の活動に備えての訓練(情報収集伝達訓練、初期消火訓練、避難訓練、給食 給水訓練、救出救護訓練等)
 - エ 防災資機材等の備蓄
 - オ 要配慮者の把握
 - カ 地域の様々な団体との連携
- (2) 災害時の活動
 - ア 情報の収集及び伝達
 - イ 初期消火及び除排雪
 - ウ 避難誘導
 - 工 救出救護
 - 才 給食給水
 - カ 避難所運営
- 2 地区防災計画の策定

市は、自主防災組織等による地区防災計画の策定促進に努める。

3 小学校区単位、市単位の連携【総務課/消防本部】

自主防災組織相互の協調・交流を進めることが既存組織の活性化に資することから、小 学校区単位、市単位の連携強化を図る。

4 企業防災の促進【総務課/消防本部】

(1) 企業は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネージメントの実施に努めるものとする。具体的には各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努め

るとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

このため、国、県及び市は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取組むものとする。

企業は、地震発生時における施設利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の 拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、 優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、県及び市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行なうものとする。

また、県及び市は、事業所に設置された自衛消防隊が地域の防災計画に基づき実践的な消火・救助活動や避難活動の訓練を行うなど、地域防災活動の推進への協力を要請するとともに、震災時の活動マニュアル等の整備を行うことができるよう支援するものとする。

なお、事業所は、震災時において、地域の防災活動と歩調を合わせて、事業所防災 計画の作成、自衛消防組織、事業所防災訓練等の実施を行うよう努めるものとする。

(2) 協力体制の確立

事業所等の自主防災組織は、消防本部及び地域住民の自主防災組織と応援体制の確立を図り、地域の安全防災のために積極的に協力する。

(3) 柔軟な勤務形態の構築

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を 移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の 外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3 防災訓練の実施【総務課】

市は、自衛隊等防災関係機関の協力を得て災害時に円滑な防災活動ができるよう次の事項に重点をおき、防災訓練を実施するものとする。これによって、各機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、防災計画の内容の理解と防災意識の高揚を図る。

- (1) 防災活動従事者の動員(非常参集)訓練
- (2) 情報伝達及び連絡等通信訓練(地区配備の移動系防災行政無線含む)
- (3) 図上訓練
- (4) 消防訓練
- (5) 避難訓練及びこれに伴う措置(避難行動要支援者避難支援含む)
- (6) 水防訓練
- (7) 救出救助訓練
- (8) 給水、給食訓練
- (9) 電力、通信施設の応急措置訓練
- (10) 必要資材及び救助物資等の応急手配並びに緊急輸送訓練
- (11) 鉄道、道路の交通確保訓練
- (12) 避難所開設•運営訓練
- (13) 福祉避難所開設•運営訓練
- (14) ボランティアセンター設置・運営訓練
- (15) その他の訓練

防災訓練の実施にあたっては、できるだけ自主防災組織及び防災士や地域住民等の参加を 得て計画的に行うものとする。

第4 要配慮者の安全確保

自力で避難することが困難な高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等いわゆる要配慮者を災害から守るため、安全の確保対策を講ずるものとする。

1 全体計画の策定【総務課/社会福祉課】

砺波市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)の避難支援を適切かつ円滑に実施することを目的に、避難行動要支援者名簿や避難支援体制、情報伝達体制などについて、本市の取扱い方針を定めた全体計画を策定し、共助の仕組みの充実を図る。

2 避難行動要支援者に対する対策【企画政策課/社会福祉課/高齢介護課/健康センター】

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者の避難支援、安否確認及び生命又は身体を災害から保護するため に必要な措置(以下この節において「避難支援等」という。)を実施するための基礎 とする名簿(以下この節において「名簿」という。)を作成する。

ア 名簿に掲載する者の範囲

- (ア) 高齢者(概ね75歳以上のみの世帯の者)
- (イ) 障がい者 (概ね身体・精神障害者手帳1、2級または療育手帳Aの者)
- (ウ) 在宅の要介護者認定者(介護保険法による要介護3以上の認定者)
- (エ) 難病患者
- (オ) その他、災害時において支援を必要としている者 原則として上記のうち、在宅で自力避難ができない者、時間を要する者で家族 などの支援が望めない者及び援護力が不足している者などを対象とする。
- イ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には、避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号、 避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項を掲載する。

名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、福祉市民部で把握している障がい者や要介護者等の情報を集約する。

ウ 名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ取り決め、名簿情報を最新の状態に保つとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(2) 名簿情報の提供先と地域ぐるみの支援体制

災害発生時に地域ぐるみで避難行動要支援者の安全を図るため、避難行動要支援者本人の同意を得て、平常時より、自主防災組織、支援体制の整った自治会・町内会、民生委員児童委員、警察及び消防等に名簿を提供し、協力を得ながら、避難支援等の体制づくりを進める。

(3) 名簿情報の提供に際しての漏えい防止のための措置

名簿の提供を支援者に限定するほか、提供先に対し、守秘義務の厳守、施錠可能な場所での保管、複製の禁止等を指導するなど、名簿情報の漏えい防止のための措置を講ずる。

(4) 支援者の安全確保

避難行動要支援者に対する支援は、支援者の安全が確保できる範囲とし、避難行動 要支援者からの理解を求めるよう努める。

(5) 避難行動要支援者の個別支援計画(避難支援プラン) 策定

災害発生時の地域ぐるみの支援体制の充実を図るため、日頃から自主防災組織、支

援体制の整った自治会・町内会、民生委員児童委員等との情報共有を図り、避難行動要支援者一人ひとりの支援計画の策定の促進と実践的な訓練の実施に努める。

3 在宅の要配慮者対策の推進【総務課/社会福祉課/高齢介護課】

市は、あらかじめ自治振興会、自主防災組織、自治会・町内会、民生委員児童委員等の活動を通じて、在宅の要配慮者の状況を把握し、災害時に迅速な対応ができる体制の整備に努める。

4 避難施設の整備【総務課/社会福祉課/施設所管各課】

市は、避難先での要配慮者の生活が確保されるよう、避難場所、避難施設に要配慮者への 対応設備(障がい者用洋式トイレの配置等)を充実するとともに、段差等を解消して避難施 設内での行動に支障がないようにするものとする。

また、要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、構造や設備等の面を考慮し、社会福祉施設、介護保険施設などを福祉避難所として指定する。

市は福祉避難所において、要配慮者のニーズに対応できるよう、備品や物資等の整備に努めるものとする。

5 情報収集伝達手段等の整備【総務課/消防本部】

要配慮者は、情報の受信、理解、判断、行動などの各段階でハンデキャップを負っている。このため、自主防災組織等による支援体制の強化を図るものとする。

6 外国人の自主防災力の向上【総務課/企画政策課】

わが国の言語、風習に不慣れな外国人の多くは、災害が発生した場合的確な対応をとることが困難となることが懸念される。市は、外国人の自主防災力の向上を促すため、下記の点について対策を講じるよう努めるものとする。

- (1) 外国人の把握
- (2) 外国語版防災パンフレットの配布
- (3) 避難場所等の案内板の外国語表記
- (4) 防災訓練への参加促進
- (5) 災害時支援体制の整備(情報伝達方法、外国人ボランティア育成等)

7 各担当部が果たすべき要配慮者対策

(1) 福祉市民部【社会福祉課/高齢介護課】

ア 在宅要配慮者対策

福祉市民部は在宅福祉施策など要配慮者対策と関わりが深い部門であるので、次の施策を実施する際に防災対策との関連を検討し、より有効なものにするよう努めるものとする。

(ア) 要配慮者対策マニュアルの作成

市は、要配慮者やその家族が、普段から災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動について理解や関心を高めるため、県が作成する要配慮者支援ガイドラインを踏まえ、要配慮者対策マニュアルを作成し防災上必要な知識の普及啓発に努める。

(イ) 避難支援計画の整備

防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携のもと、個人のプライバシーに配慮しつつ、要配慮者に関する情報(住居、情報伝達体制、必要な支援内容等)を平時から電子データ、ファイル等で管理するとともに、避難所や避難路の指定にあたっては、要配慮者の実態にあわせて、利便性や安全性に十分配慮し、具体的な避難支援計画を整備するよう努めるものとする。

また、要配慮者の特性に応じ、携帯端末等の情報機器の活用や情報内容を工夫するなど、情報伝達手段について配慮する。

イ 要配慮者が多数入所(通所)する福祉施設の災害対策

要配慮者が多数入所(通所)している福祉施設について、避難が必要と考えられる場合には、その体制の確保等の対策を事前に計画しておくものとする。

ウ 一般に、障がい者や寝たきり高齢者などの要配慮者及びその介護者(家族等)は、 災害が発生したとき、その災害の覚知、情報の収集、伝達、避難などの対応に大きな ハンデキャップを負っている。

これらの要配慮者及びその介護者(家族等)を災害から守るためには、市(社会福祉課、高齢介護課)、その他防災機関による各種施策の推進とともに、市民の理解と協力が不可欠である。

このため、従来の広報活動に加え、要配慮者のための防災対策の重要性について、市民に対する周知、啓発活動を進め、地域社会全体で取り組む土壌の醸成を図るものとする。

(2) 医療部【総合病院】

ア 医療施設の災害対策

医療施設に入所している傷病者、特に医療器具が常時必要な者も要配慮者といえる。 このため市は、医療施設を災害時には避難しなくてもよい場所に設置したり、建物を 地震等の災害に耐え得るものとする等の対策を指導するものとする。

イ 医療品、資機材の備蓄

避難が必要とされる事態が予想される場合については、医療施設に入所している者に対しての避難先での医療体制の確保及びその他の傷病者や医療救護を必要とする要配慮者を受け入れる災害時応急医療体制が確保されるように、医療品、資機材の必要と予測される量を備蓄するとともに、医療救護活動の実施体制についてあらかじめ検討しておくものとする。

(3) 建設水道部【土木課】

ア 改良・改修事業実施時の要配慮者への配慮

改良・改修事業を実施する際、要配慮者の地域での避難を阻害している物的条件の 改善やより安全な環境の創出を考慮しつつ、改善整備に努める。

イ 要配慮者の条件を考慮した避難地、避難路等の整備

避難地や避難路等の整備にあたっては、要配慮者を考慮のうえ整備するものとする。

(4) 企画総務部【企画政策課】

災害時に、市内に居住する外国人が迅速かつ的確に避難ができるよう外国語で記載したパンフレットを作成・配布し、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

(5) 企画総務部【総務課】

要配慮者支援については、地域住民の担うところが大きいため、日頃から自主防災組織を通じ、自主防災組織の設立を普及するとともに市民の果たす役割を明示し周知徹底を図るものとする。

また、自主防災組織は、迅速に安否確認や避難誘導、救助活動が行えるよう地域における防災力の向上に努めるものとする。

ア 自主防災組織の強化

- (ア) 自主防災組織は、防災士及び民生委員児童委員、高齢福祉推進員、障害者相談員等の福祉関係者との連携により、個人のプライバシーに配慮しつつ、災害発生時に援助を必要とする要配慮者のリストを作成するなど実態を把握しておくとともに、事前に複数の避難支援者を定めておく。
- (イ) 災害発生後、直ちに在宅の要配慮者の安全確保や避難行動を手助けできるのは家族とともに近隣の住民であることから、身近な地域おいて、迅速に安否確認や避難 誘導、救助活動等が行えるよう、自主防災組織の活動を強化する。
- (ウ) 自主防災組織は、市と連携し、在宅の要配慮者の安全確保や避難誘導、救助活動等に十分配慮した地区防災訓練を実施する。

(6) 商工農林部【商工観光課】

旅行者が災害時に迅速かつ的確に避難ができるよう旅館等宿泊施設において、避難経路を示す館内図を作成・提出するとともに館内放送を実施し、迅速な避難誘導を行うよう指導に努めるものとする。

また、災害時に備え、定期的に避難誘導訓練を行うよう徹底するものとする。

(7) 消防部【消防本部】

ア 防災指導

女性消防団員がひとり暮らし高齢者宅等を訪問し、防災上の相談を受け、必要に応じて防災環境の整備について助言するものとする。

また、いざというときにどのように対応すればよいかについて要配慮者とともに考え、必要がある場合は、災害時に近隣者からの援助が得られるように支援体制づくりに協力するものとする。

(8) 各行政部局間の調整【総務課】

要配慮者対策については、各部局間の連携をとって計画の推進を図るものとする。

第9節 調査研究

地震による被害は、広域的でかつ各種の災害が複合して発生するなど多種多様である。

特に、近年、高齢化の進展、高層建築物の建設、高速道路や通信、電力、上下水道等ライフライン施設の発達により、ひとたび災害が発生すれば、その被害は甚大となることが予想される。

また、風水害は、人命、財産に直接被害を与える洪水をはじめ土石流、がけ崩れ、地すべり、暴風など、態様は複雑多様であり、今日においてもその社会的影響は計り知れないものがある。

このため、市、県、国及び関係機関は、各種の被害とその対策を総合的、科学的に調査・研究することが必要である。

市では、これら各種の調査による成果を利用し、災害の危険性を地域の実情に即して的確 に把握するための防災アセスメントを積極的に実施するものとする。

第1 風水害対策調査研究の推進

河川洪水から沿川地域の被災を防ぐため河川整備において次の事項を重点として堤防の 強化に関する研究開発及びその成果の普及、活用を推進する。

1 堤防の強化に関する研究【土木課】

- (1) 地震、越水、浸透水、表面浸食に対する堤防の強度を向上させる技術の開発
- (2) 堤防破壊の事例分析
- (3) 体系的な堤防の強度評価方法
- (4) 漏水やすべりによる堤防破壊の発生予測手法
- (5) 強度向上のための対策工法

2 土砂災害に関する研究開発【土木課】

土砂災害対策を有効、適切に実施するため、次の事項を重点として、土砂災害に関する 各種の研究開発及びその成果の普及、活用を推進する。

- (1) 土砂移動メカニズムの解明
- (2) 地形・地質条件及び気象条件等、土砂災害発生の素因、誘因となる諸条件の解明及び 発生時期、場所、規模の予測技術の開発
- (3) 土砂災害危険箇所及び土砂移動による危険が及ぶ範囲の確定技術、危険度評価技術の 開発

- (4) 豪雨の発生をきめ細かく予想するための降水短時間予測の精度向上、大雨の降る可能性を予測する大雨ポテンシャル予報の精度向上及び地面現象注意・警報の充実のための技術開発支援
- (5) 十砂移動の発生監視技術の開発
- (6) 土砂災害に関する情報の収集伝達システムの確立
- (7) 土砂災害防止・復旧技術の高度化

また、これらの土砂災害に関する研究開発の効率的な推進に資するため、官・学・民の連携を強化するとともに、専門家の充実強化等、災害発生時の機動的な調査研究体制の整備を図るものとする。

3 水質データの活用【土木課】

風水害、土砂災害等の自然災害を防ぐために水文データ等の観測機器の整備及びデータの蓄積等を推進するものとする。

第2 災害危険地域の調査研究の推進

1 洪水危険地域の調査把握【土木課/総務課/消防本部】

浸水実績、浸水想定区域等を公表し、溢水、湛水等による災害発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとするほか、災害発生時における危険区域の調査の実施の推進に努めるものとする。

市は、洪水ハザードマップ**(平成31年3月見直し)についてさらに計算精度を上げるべく計算方法の開発やデータの更新を必要に応じて図っていくものとする。

※ 洪水ハザードマップ

破堤、氾濫等の水害時における被害を最小限にくい止めることを目的として、浸水情報、避難情報等の各種情報を分かりやすく図面等に表示したもので、市町村を基本的な単位として作成するもの。

2 土砂災害危険箇所の調査把握【土木課/総務課/消防本部】

土砂移動の可能性が高く、これによる被害が発生するおそれのある地域を予め調査し、土砂災害危険箇所を把握しておくことは、防災工事の実施、土地利用の適正化等のために不可欠なだけでなく、これを市民に周知徹底させ日頃の防災意識の高揚を図り、具体的な土砂災害対策を推進するうえで基本となるものである。このため、国及び県の関係機関と、相互の緊密な連携のもとに、防災パトロールを行うなど土砂災害危険箇所の調査、把握の充実を図るものとする。

また、今後、土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域等が指定された場合には、危険箇

第9節 調査研究

所を公表されたことに伴って作成し配布した土砂災害ハザードマップ*(令和3年3月見直 し)を活用した災害発生時に円滑かつ迅速な避難の確保に努めるものとする。

※土砂災害ハザードマップ

土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難を確保することを目的として、警戒区域等における土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類や避難情報等の各種情報を分かりやすく図面等に表示したもの。

第 3 章

災害応急対策

第3章 災害応急対策

風水害等による大規模な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、市、県及び 防災関係機関は、法令及び防災計画並びに各機関の防災に関する計画の定めるところに基づ き、その組織及び機能の総力をあげて、災害応急対策にあたるものとする。

風水害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが 可能なことから、被害を軽減するための活動等災害発生直前の対策が極めて重要である。

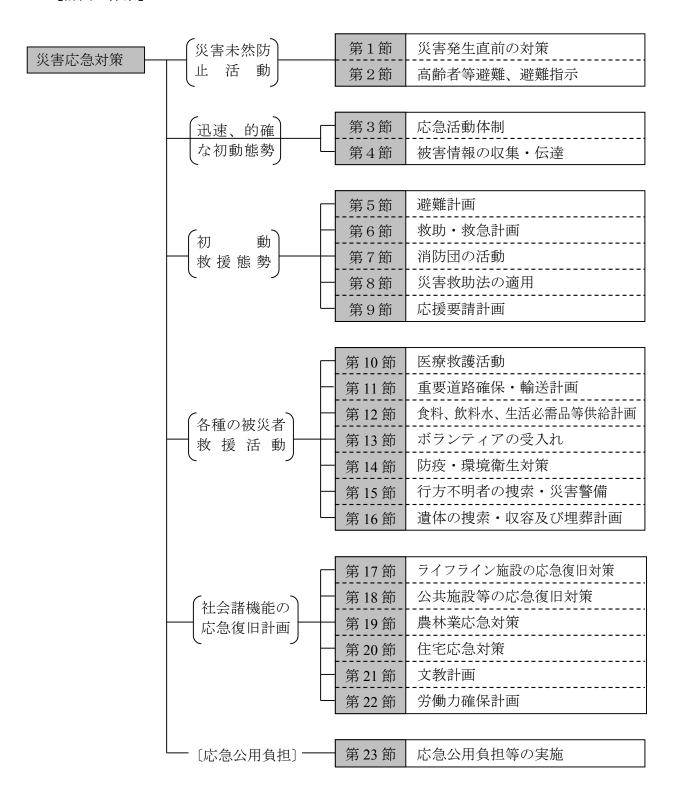
ついては、応急対策として、まず、予警報等の伝達及び市民への周知徹底、水防活動や土砂災害危険区域における警戒及び避難誘導体制徹底など、災害未然防止活動を迅速、的確に行うものとする。

災害が発生した場合には、被害規模や被害拡大の危険性についての情報を収集し、その情報に基づき、災害対策本部等の設置や広域な応援要請を行うなど、迅速、的確な初動態勢を とり、いち早く人命の救助・救急、医療救護等の緊急救護活動を行う。

また、被害状況及び拡大の危険性に応じて、避難活動、交通規制、緊急輸送対策を進めるとともに、被災者に対して必要な生活支援を行う。

当面の緊急事態に対処した後は、廃棄物処理・防疫・食品衛生対策・警備活動等による社会生活の維持を図るとともに、二次災害の被害拡大の防止、ライフライン、公共施設等の社会諸機能の応急復旧活動を行っていくこととする。

【計画の体系】



第1節 災害発生直前の対策

【広報情報課/総務課/農地林務課/土木課/消防本部/各課】

風水害については、気象・水象情報の分析により災害発生の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の対策が極めて重要である。

第1 予警報の収集伝達計画

気象に関する特別警報・警報・注意報及び情報は、災害応急対策活動には極めて重要なものであり、その受信、伝達は確実に行わなければならない。そのための連絡系統を確立し、迅速、的確に周知徹底を図るものとする。

1 実施責任者【総務課】

市長は、予警報の伝達を受けたときは、すみやかに関係課に伝達するものとする。

2 受信及び伝達する予警報の種類と内容【総務課/土木課/消防本部】

(1) 特別警報・警報・注意報及び府県気象情報

ア 特別警報

大雨・大雪・暴風・暴風雪が特に異常であるために、重大な災害が起こるおそれが 著しく大きい場合に発表するものである。

イ警報

大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪によって、重大な災害が起こるおそれがある場合 に発表するものである。

ウ注意報

大雨・洪水・大雪・強風・風雪等によって、災害が起こるおそれがある場合に発表 するものである。

工 富山県気象情報

特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表するものである。

才 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測又は解析 したときに、府県気象情報の一種として発表するものである。

(資料 3-9 特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準)

(資料 2-15 気象観測施設の状況)

(2) 特定河川に対する洪水注意報及び警報

水防法(昭和24年法律第193号)第10条、気象業務法(昭和27年法律第165号)第14条の2により、庄川については、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所と富山地方気象台が共同で河川名を付し、洪水予報等を発表するものである。

(3) 水防警報

国土交通大臣又は県知事が指定する河川、海岸又は湖沼に洪水若しくは高潮による災害の発生が予想される場合に県知事が発令するものである。

(資料 3-10 水防法に基づく水防警報及び洪水警報の種類、内容及び発令基準)

(資料 2-9-1 水位観測所及び通報、氾濫注意水位)

(資料 2-9-2 洪水予報指定河川及びその区域)

(4) 火災警報【消防本部】

消防法第22条第2項による県知事の通報を受けたとき又は火災の予防上危険であると認めたとき市長が発令するものである。

(5) 十砂災害警戒情報

富山県と富山地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)発表中に、 大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに発表するものである。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、都道府県の一次細分区域単位で発表するものである。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、都道府県の 一次細分区域単位で発表するものである。

なお、この情報の有効期間は、発表から約1時間である。

3 予警報の受信、伝達及び非常配備【広報情報課/総務課/土木課/消防本部】

(1) 気象等に関する予警報の伝達系統

ア 市職員への伝達

(ア) 勤務時間外の受信、伝達

災害対策本部設置前にあっては、総務課防災・危機管理班が受信し、防災・危機

管理班長は、企画総務部長、総務課長及び総務課員に連絡し、総務課員が各課担当 課員に連絡する。企画総務部長は、市長、副市長に連絡するとともに、必要な指示 を総務課長に伝達する。

(資料 5-7 非常配備指令伝達系統図)

(イ) 勤務時間内の受信、伝達

国、県等の各機関からの各種予警報、情報は総務課防災・危機管理班が受け、本 庁舎内は庁内放送、出先機関は電話及び庁内情報共有システム等により全職員に周 知する。なお、災害対策本部設置後は、広報情報班が情報の受信伝達を行うものと する。

イ 市民への伝達

市民に対する伝達は、消防団、関係団体等へ連絡し周知を図るとともに、市(広報情報課)は、広報車、全地区に配備している移動系防災行政無線、、エリアメール、市緊急メール、ケーブルテレビ、コミュニティFM、市ホームページ、インターネット等によって市民に周知徹底するものとする。

また、ケーブルテレビの緊急防災情報チャンネル放送に情報を送信するとともに、必要に応じて、CATV(となみ衛星通信テレビ株式会社)及びコミュニティFM(株式会社エフエムとなみ)放送局に緊急災害情報の配信及び発信を依頼するものとする。

(資料 3-2 予防広報伝達系統図)

(資料 7-9 災害緊急放送に関する相互協定書)

ウ 関係機関への伝達

(ア) 気象警報、気象注意報及び情報

市(総務課)は、気象に関する予警報を富山地方気象台等から受け災害の発生が 予想されるときは、速やかに関係機関に周知徹底するものとする。

(イ) 水防警報、避難判断水位到達情報及び土砂災害警戒情報

市(総務課、土木課、消防本部)は、水防法に定める水防警報、県知事から避難判断水位到達情報及び土砂災害警戒情報を受けたときは、速やかに関係機関に周知徹底するものとする。

(ウ) 火災警報

市長(消防本部)は、消防法の定めるところにより火災警報を発令又は解除した ときは、速やかに関係機関に周知徹底するとともに、県知事(消防課)に報告しな ければならない。

第2 避難警戒体制の確立及び重要事項の決定

【勤務時間外】

1 登庁までの協議・重要事項の決定

勤務時間外の突発的な豪雨等により災害の発生が予想される場合、災害対策本部員等の登 庁を待つことなく、以下の項目について協議し、必要な意思決定を行う。

この場合、企画総務部長は、連絡可能な最上位意思決定者との間で協議し、必要な指示を得るとともに、迅速な判断を要求される次の事項については専決を仰ぐ。

企画総務部長が連絡できない場合(出張等により即座に連絡が取れない場合を含む)は、 総務課長が代行する。

- (1) 災害対策本部の設置の決定
- (2) 避難指示等の決定
- (3) 自治振興会長及び自主防災組織の長等に対する応急対策の要請
- (4) その他の重要事項の決定
 - ア 本部の非常配備の切替え及び廃止
 - イ 重要な災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針
 - ウ 災害対策に要する経費
 - エ その他

【勤務時間内】

2 重要事項の決定

勤務時間内に豪雨等により災害の発生が予想される場合、本部長、副本部長、本部員メンバーは以下の項目について協議し、必要な意思決定を行う。

なお、迅速を要するときは、在庁(又は連絡可能な)最上位意思決定者において専決する。

- (1) 災害対策本部の設置の決定
- (2) 避難指示等の決定
- (3) 自治振興会長及び自主防災組織の長等に対する応急対策の要請
- (4) その他の重要事項の決定
 - ア 本部の非常配備の切替え及び廃止
 - イ 重要な災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針
 - ウ 災害対策に要する経費
 - エ その他

3 災害対策本部、水防本部の設置【総務課/各課】

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認めたときは、砺波

市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)を設置する。また、本部を設置するに至らない災害にあっては、本部に準じた体制を整え、事態の処理にあたるものとする。

また、市内に水害が発生するおそれがある場合、市水防計画第2条に定めるところにより 砺波市水防本部(以下「水防本部」という。)を設置する。

なお、水防本部は、災害対策本部が設置された場合には同本部に統合されるものとする。 (第3節 応急活動体制 第3 水防本部、第4 災害対策本部参照)

4 市職員配備計画【総務課】

災害の発生が予想され警戒体制の確立が必要で市長が認めた場合、市職員配備計画に基づき、速やかに非常配備を確立するものとする。

(第3節 応急活動体制 第1 市職員配備計画参照)

第3 災害未然防止活動の実施

水害、土砂災害及び暴風等の被害を未然に防止軽減するため、防災関係機関は、迅速かつ 適切な活動を行うものとする。

1 災害発生危険箇所等に関する情報の収集【総務課/土木課/農地林務課/各課】

- (1) 災害発生危険箇所等に関する情報の収集は、勤務時間にあっては総務課、土木課及び 各課があたり、勤務時間外にあっては、関係職員が在庁していない場合は、当直員があ たるものとする。
- (2) 災害発生危険時には、各担当部課室の職員を中心に警戒活動を実施し、情報を収集するものとする。
- (3) 情報の内容
 - ア 洪水災害
 - (ア) 水位
 - (イ) 避難判断水位までの時間予測
 - (ウ) 上流ダムの水位、流量
 - (工) 水勢状況
 - (オ) 堤防の状況等

イ 土砂災害

- (ア) 斜面上の亀裂の発見、拡大状況
- (イ) 斜面上の湧水の濁りや枯渇状況
- (ウ) 樹木の根が切れる音や地鳴り
- (エ) ため池・水田等の減水状況
- (オ) 天然ダムの有無及び決壊のおそれ

- (オ) 崩壊の状況等
- ウ 暴風災害
 - (ア) 風速、風向
 - (イ) 風速の時間予測
 - (ウ) 倒木、建物による被害の状況

2 被害状況等に関する情報の収集【総務課/土木課/消防本部/各課】

- (1) 把握すべき事項は、次のとおりとする。
 - ア 災害の概況
 - (ア) 災害が発生した日時
 - (イ) 災害が発生した場所
 - (ウ) 災害種別、概況等
 - イ 被害の概況
 - (ア) 家屋の倒壊
 - (イ) 人的被害
 - (ウ) 死傷者の状況
 - (エ) ライフライン施設の被害状況
 - (オ) 市庁舎の被害状況
 - (カ) 商工、農業被害等
 - ウ 応急対策の状況
 - エ その他必要事項
- (2) 情報の収集にあたっては、次の事項を優先するものとする。
 - ア 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
 - イ 二次災害の発生の有無及び危険性
 - ウ 避難の必要性の有無及び避難の状況

3 水害の措置【総務課/土木課/消防本部】

(1) 水位に関する情報の入手先

	-		
・庄川の水位、	富山県総合防災情報システム		
流量	国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所(防災ネット富山)		
	市町村公開用統一河川情報システム		
	水防一斉指令装置(関西電力(株))		
	土木課、消防署及び消防団の警戒出動隊		
• 雨量情報	富山県総合防災情報システム		
	富山地方気象台		
	国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所(防災ネット富山)		
	ウエザーニューズ		
	砺波地域消防組合消防本部雨量計		
	市町村公開用統一河川情報システム		
	超高密度気象情報システム(ポテカ)(H29. 5導入)		
・ダム放水量	富山県総合防災情報システム		
	市町村公開用統一河川情報システム		
	小牧ダム 庄川合口ダム (関西電力 (株) 庄川システムセンター)		
	水防一斉指令装置(関西電力(株))		
	御母衣ダム(電源開発(株))		

(資料 2-9-1 水位観測所及び通報、氾濫注意水位)(資料 2-9-2 水防警報河川及びその区域)

(2) 水防非常配備

砺波市水防計画に基づき、非常配備を確立するものとする。

(3) 用水の水門操作

降雨状況に応じて、土地改良区及び水門操作協力員に連絡し、用水の水門操作を依頼 する。

(4) 監視及び警戒

水防管理者の出動命令を受け、水防工作班及び水防団が出動したときから水防区域の 監視、警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他重要な箇所を巡回し、異常を発見したと きは、直ちに水防作業を開始するとともに、県砺波土木センター、県水防本部、国土交 通省北陸地方整備局富山河川国道事務所等にその状況及び見通しを報告する。

(5) 水防作業

水防作業が必要となった場合は、「砺波市水防計画」に定める水防工法の実施及び水 防作業上の注意事項を遵守し、迅速かつ的確な水防活動を実施するものとする。

(資料 2-10 水防主要備蓄資材の状況)

(6) 避難指示等

「第2節 高齢者等避難、避難指示」の基準及び市防災行動計画(タイムライン)等に基づき、気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

(7) 堤防決壊後の通報及び決壊後の処置

堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したときは、当該水防管理者、ダム管理者、消防団長又は消防署長は、直ちにその旨を国土交通省関係事務所及び県砺波土木センター並びに氾濫が予想される方面の隣接水防管理団体その他に通報し、県砺波土木センター所長は、これを県水防本部、関係所轄警察署その他必要な関係方面に連絡するものとする。

また、決壊後も出来る限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

4 土砂災害の措置【総務課/土木課/各課】

(1) 土砂災害に関する情報の入手先

· 土砂災害警戒情報	富山県総合防災情報システム	
	富山地方気象台	
·危険度判定図	富山県土砂災害警戒情報支援システム	
(スネークライングラフ)		
・前兆現象	土木課、消防署及び消防団の警戒出動隊	
	自主防災組織等	
・雨量情報	富山県総合防災情報システム	
	富山地方気象台	
	国土交通省富山河川国道事務所(防災ネット富山)	
	ウエザーニューズ	
	超高密度気象情報システム(ポテカ) (H 2 9. 5導入)	

(資料 3-11 土砂災害の前兆現象)

(2) 警戒体制

降雨によって災害がおこる可能性がある場合又は危険区域内の状況等に異常が生じた 場合において市長が必要と認めたときは、次の警戒体制をとるものとする。

ア 警戒体制をとるべき時期

- (ア) 危険区域内の状況等に異常が生じた場合で市長が必要と認めたとき
- (イ) 土砂災害警戒情報及び記録的短時間大雨情報等が発表されたとき
- (ウ) 次に掲げる基準雨量と地域の特性等を考慮して、市長が認めたとき

【警戒体制をとる場合の基準雨量及び応急措置の内容】

配備		基準 雨量		判 断 基 準
VH:	前日又は当日ま での時間雨量が	当日の累積雨量 が100ミリ以下で	降り始めから 24 時間の累積雨量	
準備体	40ミリ以上あり、	あり、今後日雨量	が150ミリ以下で	
体制	今後も時間雨量 が 40 ミリ以上と	が増加すると予 想されるとき。	あり、今後日雨量 が増加すると予	
	予想されるとき。	からないのと 00	想されるとき。	
	時間雨量 50 ミリ	当日の累積雨量	降り始めから 24	・危険度判定図(スネークラ
	以上の雨が20分	が100ミリ以上あ	時間の累積雨量	イングラフ)が「土砂災害
警	以上又は2時間以	ったとき。	が150ミリ以上で	発生危険基準線」に到達す
警戒な	上続くと予想さ		あり、今後日雨量	ると予想される場合
体制	れるとき。		が増加すると予	・土砂災害警戒情報を受信し
			想されるとき。	たとき。
				・防災情報提供システム解析
				雨量・降水短時間予報
	時間雨量60ミリ	当日の日雨量が	降り始めから 24	・危険度判定図(スネークラ
	以上の雨が 20 分	100 ミリ以上で、	時間の累積雨量	イングラフ) が「土砂災害
非	以上又は1時間以	今後日雨量が増	が200ミリ以上で	発生危険基準線」に到達す
非常体	上続くと予想さ	加すると予想さ	あり、今後累積雨	ると予想されるもしくは
制	れるとき。	れるとき。	量が増加すると	引き続き降雨が見込まれ
			予想されるとき。	る場合

- イ 警戒体制 (第3節応急活動体制 第1市職員配備計画 第2非常配備と同等) 危険区域の警戒巡視、市民等に対する広報を行うものとする。
 - (ア) 危険区域内の警戒・巡視
 - (イ) その他必要な応急措置
- ウ 非常体制 (第3節応急活動体制 第1市職員配備計画 第3非常配備と同等) 市民等に対して高齢者等避難を発令するほか、災害対策基本法第56条に規定する警告、 同法第59条に規定する事前措置、同法第60条に規定する避難指示等の処置を検討する ものとする。
- (ア) 危険区域内の警戒・巡視
- (イ) 市民等に対して高齢者等避難、避難指示の検討
- (ウ) その他必要な措置
- エ 警戒員の配置【土木課/警察署/消防本部/消防団/自主防災組織】

危険が予想される箇所に警戒員を配置し、関係機関と協力して巡視・警戒にあたり、 異常が認められた場合は、市、警察、消防等関係機関に速やかに連絡する。

(3) 避難指示等

「第2節 高齢者等避難、避難指示」の基準に基づき、今後の気象予測や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

(4) 二次災害防止対策

土砂災害は、地形、地質、降雨状況等により、同一箇所又はその周辺において断続的に発生し、又は崩壊により堆積した土砂が移動する等により、二次災害をひき起こすおそれがある。このため、土砂災害発生時においては、市、県及びその他防災関係機関は、以下の事項に留意して必要な措置を講ずるものとする。

- ア 引き続き降雨等の気象状況に十分な注意、監視を行うとともに、崩壊面及びその周辺 斜面、堆積土砂等について、安全に留意しつつ監視を行うものとする。
- ウ 行方不明者等の捜索活動、応急工事等にあたっては、特に充分な注意、監視を行うも のとする。
- エ 降雨継続時においては、作業の安全を確保した上で、崩壊箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路等の簡易応急措置により、再崩壊等の防止に努めるものとする。
- オ 安全が確認されれば、直ちに土木工事施工業者に依頼し、二次災害防止のため堆積土 砂等の除去、土留工事等の工事を実施するものとする。

カ 専門技術者の協力

二次災害発生の可能性の判断、適切な応急対策工事の実施等については、県に対し、専門技術者(NPO 法人富山県砂防ボランティア協会*1、コンサルタント、県職員 OBなど)、斜面判定士*2への協力を要請するほか、国の災害復旧技術専門家派遣制度*3、災害支援技術強化対策事業*4や風水害の措置*5を活用し、早期の対応に努めるものとする。

※1 NPO 法人富山県砂防ボランティア協会

土砂災害から県民の生命や財産を守るため、土砂災害防止に係わるボランティア活動を行い、 もって県民の福祉に寄与することを目的とする団体

※2 斜面判定士

砂防ボランティア全国連絡協議会により認定される。災害時に土砂災害が起きそうな斜面を緊 急的に判断する。

※3 災害復旧技術専門家派遣制度

(社)全国防災協会が、災害復旧制度を熟知した者を災害復旧技術専門家として認定、登録し、 災害発生時等に地方公共団体等の求めに応じて派遣し、災害復旧活動の支援、助言をボランティ ア活動として行う制度

※4 災害支援技術強化対策事業

(社)農業農村整備情報センターが、農林水産省、農業工学研究所、県OB等の専門技術者を 登録・派遣し、農地・農業用施設に関する災害対策等の助言を行う事業

※5 風水害の措置

国土交通省災害対策現地情報連絡員が水害・土砂災害等の大規模自然災害の発生時に、地方公 共団体へ国土交通省職員を派遣し、災害情報等の情報収集、災害応急対策の支援等を行うもので ある。

第2節 高齢者等避難、避難指示

【広報情報課/総務課/土木課/消防本部】

風水害、土砂災害から市民の生命の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難指示等を発 令するための基準等を定める。実際に避難指示が行われたとき、あるいは自主避難が行われ たときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

避難指示は、災害の発生の可能性が少しでもある場合には、空振りをおそれず、早めの発 令を行うことを原則とする。

第1 避難指示等

災害対策基本法第60条に基づく、土砂災害、河川・ため池の決壊、浸水についての避難指示の発令は市町村長の権限である。避難指示等の発令判断は、市災害対策本部で協議し、発令するものとし、地域ごとに指定された避難場所への避難指示を行う。なお、避難指示等の発令を行うときは、警察署及び防災関係機関の協力を得て実施することとする。特に自主防災組織は、市、消防機関等の各機関と連携協力し、地域内の市民の避難誘導に努める。

避難指示等の発令時の警戒レベル、状況、住民がとるべき行動及び行動を促す情報について、整理すると以下の通りとなる。

警戒レベル	3天 :元	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保※1
~	~~~~	<警戒レベル4までに必ず避難!>	~~~~
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示(注)
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 ^{※2}	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

※1市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない ※2警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである (注) 避難指示は、現行の避難勧告のタイミングで発令する

第2 避難指示等の実施責任者

避難指示等を行う権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、 災害応急対策の実施責任者である市長を中心として相互に連携をとり実施するものとする。

実際に避難指示等が行われたとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互 に連絡を行うものとする。また、市長は避難指示等を行った場合、速やかに知事に報告する ものとする。

	実施責任者	措置	要	件
高	市長	要配慮者へ避難行	要配慮者等、	特に避難行動に時
齢		動の開始を求め	間を要する者は	が避難行動を開始
者 等		る。	しなければなら	ない段階であり、
避難			災害の発生する	る可能性が高まっ
難			たとき。	
	市長	立退き及び立退き		、又は発生するお
避	(災害対策基本法第60条)	先の指示		において、人命又
難				ら保護し、その他
指				方止するために特
示			,	と認めるとき及び
			急を要すると認	(めるとき。
	警察官	立退き及び立退き	市長が避難の	ため立退きを指示
	(災害対策基本法第61条)	先の指示、警告、	できないと認め	るとき又は市長か
	(警察官職務執行法第4条)	避難の指示	ら要求があった	とき。
避			人命若しくは	身体に危険を及ぼ
近			し、又は財産に	重大な損害を及ぼ
難			す危険な事態が	ある場合
	県知事、その命を受けた職員	立退きの指示	洪水により著	しい危険が切迫し
0	又は水防管理者		ていると認めら	れるとき。
指	(水防法第 29 条)			
	県知事、その命を受けた吏員	立退きの指示	地すべりによ	り著しい危険が切
示	(地すべり等防止法第 25 条)		迫していると認	められるとき。
等	 自衛官	避難の指示	災害派遣を命	じられた部隊の自
	(自衛隊法第 94 条)	, —, , , , , , , , , , , , , , , , , ,		災害の状況により
				場合で警察官がそ
			の現場にいない	

第3 水害の避難指示等

1 避難対象地域

庄川の氾濫により避難を要する区域は、「洪水到達時間が1時間未満の区域」または「浸水深が0.5m以上の区域」とし、早期の立退き避難が必要な区域として設定する。避難指示等の対象となる「早期の立退き避難が必要な区域」は、洪水ハザードマップのとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者、ダム関連会社等との間で相互に情報交換すること。
- (2) 「早期の立退き避難が必要な区域」特定の際に参考とした庄川水系洪水浸水想定区域 図、砺波市洪水ハザードマップは、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定 を上回る災害が発生する可能性があることと、平均的な地盤高等を用いて計算されてお り、細かい地形が反映されていないことに留意すること。

(資料 1-15-1 庄川水系洪水浸水想定区域図(想定最大規模))

(資料 1-15-2 庄川水系洪水浸水想定区域図(計画規模))

(資料 1-15-3 砺波市洪水ハザードマップ)

2 一級河川庄川における避難指示発令基準(具体的な考え方)

避難指示等の発令の判断基準(具体的な考え方)は表のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者、ダム関連会社等との間で相互に情報交換すること。
- (2) 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部、下流部ではどのような状態になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- (3) 堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度(夜間や防風の中での避難)等必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

〇 避難指示等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

体制	発令基準	内容	指示事項
警戒	1. 小牧流量観測所において流量が 1000 ㎡/s (氾濫注意流量)を超え、さらに増加するおそれがあるとき。	1. 市長は、第2非常配備 を行い、関係機関との 連絡及び情報収集を継 続する。 2. 堤防の状況について水 位を随時確認する。	水防団出動(1000 ㎡/s) (小牧流量観測所におい て流量が 600 ㎡/s を超え たときは、水防団待機指 示を行う。)
レベル3 高齢者等避難	1. 小牧流量観測所において流量が 3400 ㎡/s (避難判断流量)を超え、さらに増加するおそれがあるとき。 2. 庄川に水防警報が発令されたとき。	1. 市長は、第3非常配備を行い、放水等と動向を行い、放水等の数に護岸の状況等の動物を把握する。 2. 市長は、水位上昇時間を把握し、水位上昇時間が表慮し、水工生物の用間を対策のの大だが対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策がに対する。といるといるといる。 3. 市長は、避難指示等について検討協議する。	「高齢者等避難」 早期の立退き避難が必要 な区域に対し、「高齢者 等避難」を発令する。 (要配慮者は、避難を開始 する。) 避難所開設
レベル4 避難指示	1. 庄川に水防警報が継続し小牧流量観測所において流量が、4,000 m³/s (氾濫危険流量)を超えたとき。 2. 河川管理施設の異常(漏水等破堤につながるおそれのある被災等)を確認したとき。	1. 市長は、災害対策本部を設置し、必要に応じて関係機関に応援を要請する。 2. 市長は、工作物を河川境界の外へ撤去し、作業完了を国土交通省北陸地方整備局富山河川国道管理事務所に報告する。	「避難指示」 早期の立退き避難が必要な区域に対して、避難 指示を行う。 新たに氾濫が及ぶ区域 の住民へ避難広報の実施。 新たに氾濫が及ぶ区域 の避難所開設
解除	水防活動を必要とする 出水状況が解消し、当該 基準水位観測所による一 連の水防警報を解除する とき。	1. 水位が氾濫危険水位以下に降下したとき。 2. 水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	

(資料 3-10 水防法に基づく水防警報及び洪水警報の種類、内容及び発令基準)

3 情報の入手先

・庄川の水位	富山県総合防災情報システム	
	国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所	
	市町村公開用統一河川情報システム	
	水防一斉指令装置 (関西電力㈱)	
	土木課、消防署及び消防団の警戒出動隊	
• 雨量情報	富山県総合防災情報システム	
	富山地方気象台	
	国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所	
	ウエザーニューズ	
	砺波地域消防組合消防本部雨量計	
	市町村公開用統一河川情報システム	
	超高密度気象情報システム(ポテカ) (H 2 9. 5 導入)	
・ダム放水量	富山県総合防災情報システム	
	市町村公開用統一河川情報システム	
	小牧ダム 庄川合口ダム (関西電力㈱)	
	水防一斉指令装置(関西電力㈱)	
	御母衣ダム (電源開発㈱)	

4 避難指示等の内容

避難指示等は、次の内容を明示して行う。

- (1) 要避難対象区域
- (2) 避難先
- (3) 避難指示の理由
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の注意事項等(災害危険箇所の所在、災害の概要等)

5 洪水ハザードマップにおいて利用が制限される避難施設

次の避難施設は、水害時の状況によっては床上浸水のおそれがあるため避難所の開設及び 避難誘導をしないものとする。なお、一階のみ利用できない施設は、この限りではない。ま た、このことについて自主防災組織及び地域住民に対し周知するのもとする。

区	域	利用状況		場	所	
		全階利用不適	中神公民館			
出町地区	<u> </u>	1階利用不適	春日町公民館、 深江公民館	南町公民館、	新富町公民館、	太郎丸公民館、

庄下地区	全階利用不適	庄下保育所、大門公民館、矢木団地集会場	
五鹿屋地区	1階利用不適	北島公民館	
若林地区	全階利用不適	西中公民館	
高波地区	全階利用不適	荒屋公民館	
油田地区	全階利用不適	三郎丸公民館、千代公民館	
個田地区	1階利用不適	油田自治振興会館	
南般若地区	全階利用不適	東部保育所、秋南公民館	
柳瀬地区	全階利用不適	県西部体育センター、久遠寺公民館、柳瀬東町公民館、柳瀬 中町公民館、柳瀬西町公民館、新町公民館、東開発公民館、 下中条公民館 松ノ木公民館 石坂公民館	
太田地区	全階利用不適	祖泉公民館、太田西区公民館	
般若地区	全階利用不適	庄東小学校、頼成農業構造改善センター	
東般若地区	全階利用不適	東般若農村振興会館、権正寺公民館、八十歩公民館、高池公 民館、坊村公民館、田中公民館、大坪公民館	
青島地区	全階利用不適	就業改善センター、青島保育所、青島児童館、庄川生涯学習 センター、庄川体育センター、青島第一公民館、東部公民館、 雄心公民館	
種田地区	全階利用不適	天正構造改善センター、古上野公民館	

(資料 1-15-1 庄川水系洪水浸水想定区域図(想定最大規模))

(資料 1-15-2 庄川水系洪水浸水想定区域図(計画規模))

(資料 1-15-3 砺波市洪水ハザードマップ)

6 避難指示等の伝達方法

(1) 避難指示等の伝達内容

次の例文を参考に、事態の状況に応じた伝達内容を確認する。

<高齢者等避難の伝達文(市民あて)の例>

こちらは、砺波市です。ただ今、○時○分に○○地区に対して高齢者等避難を発表しました。高齢の方や障害をお持ちの方など避難に時間がかかる方は、直ちに○○公民館(○○学校)へ避難してください。また、その他の方も避難の準備を始めてください。(そのほか、「昨夜からの大雨により、○時間後には庄川の水位が氾濫危険水位に達するおそれがあります。」、「できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください。」等)

<避難指示の伝達文(市民あて)の例>

こちらは、砺波市です。ただ今、○時○分に○○地区に対して避難指示を発表しました。 直ちに○○公民館(○○学校)へ避難してください。なお、浸水により○○道は通行できません。(そのほか、「昨夜からの大雨により、○○時間後には庄川の水位が氾濫危険水位に達するおそれがあります。」、「できるだけ近所の人にも声をかけて避難してください。」等)

7 避難指示等の伝達手段・伝達先

下記のチェックリストにより、伝達手段・伝達先に漏れがないか確認する。

○ チェックリスト

< ₹	「民等への伝達>
	移動系防災行政無線(全地区配備)
	Lアラート (災害情報共有システム)
	消防団器具置場等サイレン
	(資料 3-9 サイレン塔設置状況)
	5秒 2秒 5秒 5秒
	サイレンによる避難信号 ●一休止一●一休止一●一繰り返し
	広報車
	消防車両(消防署、消防団)
	自主防災組織(地区、自治会)の会長・・・・FAX、電話
	市役所ホームページ「防災・緊急情報」欄への掲載
	エフエムとなみへの放送等の依頼・・・・FAX、電話
	となみ衛星通信テレビへの放送等の依頼・・・・FAX、電話
	となみ衛星通信テレビ緊急防災情報チャンネル放送・・・インターネット
	県を通じたNHK及び民間放送局への依頼・・・・FAX、電話
	避難所管理者及び鍵管理者・・・FAX、電話
	エリアメール、市緊急メール、ツイッターによる情報発信・・・インターネット、携
	帯電話
<要	要配慮者・福祉関係機関への伝達>
	支援者の事前登録者・・・・FAX、電話
	要配慮者の事前登録者・・・・FAX、電話、携帯電話メール
	要配慮者の避難所となる施設・・・FAX、電話
	避難所管理者及び鍵管理者・・・FAX、電話
< \bar{5}	方災関係機関への伝達>
	消防団(分団長)・・・・・FAX、電話、一斉メール送信
	富山県防災・危機管理課・・・・・FAX、電話
	砺波警察署・・・・・・・・・ "

砺波地域消防組合砺波消防署·	n .
富山河川国道事務所・・・・・	II
砺波土木センター・・・・・	II
陸上自衛隊 382 施設中隊・・	n .
報道各社・・・・・・・・・	II
北陸電力となみ野営業所・・・	II

※ 伝達先のFAX及び電話番号は別にリストを作成するものとする。

(資料 4-12 避難系統図)

(資料 2-11 指定緊急避難場所の状況)

(資料 2-12 指定避難所及びその他避難所の状況)

8 関係機関への報告項目【総務課】

- (1) 避難指示等の発令者名
- (2) 発令の日時
- (3) 発令の理由
- (4) 避難対象区域
- (5) 避難対象世帯数及び人員数
- (6) 避難先

9 避難指示等の解除【総務課】

災害による直接の危険が去ったと認められるときは、解除する。解除の伝達は、「8 避 難指示等の伝達方法」を準用する。

10 避難誘導及び避難場所の開設

避難誘導、避難場所の開設は、第5節 避難計画に基づき行うものとする。

第4 土砂災害の避難指示等

1 避難対象地域

避難指示等の対象となる「避難対象地域」は、次のとおりであるが、この運用にあたっては、以下の事項に留意する。

(1) 重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関との間で相互に情報 交換すること。

(2)「避難対象地域」特定の際に参考とした土砂災害警戒区域図等は、一定規模の外力等を 想定して作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があることと、平均的な 地盤高等を用いて計算されており、細かい地形が反映されていないことに留意すること。

〇 土砂災害発生時避難対象地域

(対 象 地 区 (土砂災害危険箇所単位)	災害の様相	備 考
般若	安川(山下、正盛)、頼成(鴨)、徳万	がけ崩れ 土石流	福祉施設
栴檀野	市谷、坪野、正権寺、宮森新、上和田、池原、増山	がけ崩れ 土石流 地すべり	
梅檀山	井栗谷(小中尾、峰、孫子、 原野)、栃上、東別所(上村、中村、下村)、伏木谷、 寺尾、五谷		神社 公民館
東山見	庄川町落シ、庄川町金屋、 庄川町湯山、庄川町湯谷、 庄川町名ケ原、庄川町小 牧、庄川町横住、庄川町前 山	土石流	発電所 福祉施設
雄神	庄川町庄、庄川町三谷	がけ崩れ 土石流 地すべり	合口ダム 公民館

(資料 1-3 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表)

(資料 1-4-1 地すべり危険箇所一覧表(国土交通省所管))

(資料 1-4-2 地すべり発生危険地区一覧表(農林水産省林野庁所管))

(資料 1-4-3 地すべり危険箇所一覧表(農林水産省農村振興局所管))

(資料 1-5 土石流危険渓流一覧表)

(資料 1-6 崩壊土砂流出危険地区一覧表)

(資料 1-7 山腹崩壊危険地区一覧表)

(資料 1-8 砂防指定地一覧表)

(資料 1-13 建築基準法による災害危険区域)

(資料 1-16 砺波市土砂災害危険箇所図)

(資料 1-17 土砂災害 (特別) 警戒区域)

2 情報の入手先

• 土砂災害警戒情報	富山県総合防災情報システム 富山地方気象台
・危険度判定図 (スネークライングラフ)	富山県土砂災害警戒情報支援システム
• 雨量情報	富山県総合防災情報システム(総務課) 富山地方気象台 国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所(防災ネット富山) ウエザーニューズ 超高密度気象情報システム(ポテカ)(H29.5導入)
・前兆現象	土木課、市民福祉課、県土木センター、消防署及び消防団の警戒出動隊 自主防災組織

(資料 3-11 土砂災害の前兆現象)

3 土砂災害時における避難指示等発令基準(具体的な考え方)

避難指示等の発令の判断基準(具体的な考え方)は次表のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換すること。
- (2) 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- (3) 土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度(夜間や防風の中での避難)等必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

〇 避難指示等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や土砂災害危険箇所の巡視等から の報告を含めて総合的に判断して発令する。

避難指示等	発 令 基 準		
高齢者等避難	・大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情		
	報で「実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合		
	・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間〜翌日早朝に大雨警報		
	(土砂災害) に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合		
避難指示	・土砂災害警戒情報が発表された場合		
	・土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到		
	達」する場合		
	・大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報		
	が発表された場合		
	・土砂災害の前兆現象(湧き水・地下水の濁り、渓流の水位の変化等)が		
	発見された場合		

※土砂災害に関するメッシュ情報とは、「大雨警報(土砂災害)の危険度分布」と富山県が 提供する「土砂災害危険度をより詳しく示した情報」をまとめた呼称です。

(資料 1-16 砺波市土砂災害危険箇所図)

(資料 3-11 土砂災害の前兆現象)

4 土砂災害危険地域内に設置されている避難施設【総務課】

土砂災害危険地域に指定された箇所内の避難施設については、土砂災害の危険性がある場合、避難所の開設及び避難誘導をしないものとし、土砂災害の危険がない安全な避難所を開設し、避難するよう周知するものとする。また、このことについて自主防災組織及び地域住民に対し周知するものとする。

区域	避	難	施	設
栴檀野地区	市谷公民館			
栴檀山地区	栴檀山体育館、栴檀 公民館、井栗谷公!			
東山見地区	東部地区防災センタ 農村環境改善湯山 第3区公民館、ゆっ	ナブセンター	一、高砂会的	
雄神地区	庄公民館、雄神体育	—— 育館、雄神伊	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

(資料 1-16 砺波市土砂災害危険箇所図)

5 避難指示の伝達方法等

本節 第3「水害の避難指示等」の6から10を参照 P106~P108

第5 警戒区域の設定

1 実施者

市長等は、災害対策基本法第63条により、市民の保護を目的として警戒区域を設定し、 応急対策に従事する者以外の立入禁止、退去を命じることができる。

実 施 者	災害の種類	要件	根拠
市長	災害全般	災害が発生し、又はまさに発生し ようとしている場合において、市民 の生命又は身体に対する危険を防止 するため特に必要があると認めると き。	災害対策基本法第 63条第1項
警察官	災害全般	同上の場合において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。 市民の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	災害対策基本法第 63条第2項 警察官職務執行法 第4条
消防吏員 又は 消防団員 水防団長	水 害 を 除 く 災害全般 洪水	災害の現場において、消防活動の 確保を主目的に設定する。 水防上の緊急の必要がある場所に	消防法第36条において準用する同法 第28条 水防法第14条
水防団員 又は消防機関 に属する者		おいて設定する。	WANTED AND IT AN

2 警戒区域の設定

- (1) 市長は、警戒区域を設定した場合は、ロープやトラ柵等でその区域を囲み、その旨を明らかにする表示を行う。また、事前に市民等が警戒区域に近付かないよう標識等の設置を行う。
- (2) 警戒区域の設定権は、災害がより急迫している場合に行使する。
- (3) 警戒区域の設定は、地域的にとらえ、立ち入り制限、禁止、退去命令により、その地域の居住者等の保護を図るために実施する。

第3節 応急活動体制

【各課】

災害の発生が予想され、又は災害が発生した場合は、災害応急対策を強力に推進するため、市長は速やかに非常配備を確立するものとする。

第1 市職員配備計画【総務課】

1 配備基準

職員の非常配備基準は、次の表のとおりとする。

	備基準は、次の表のとま 	
種別	配備基準	職員配備体制
第1非常配備〔準備体制〕	① 大雨、洪水、暴風、 暴風雪、大雪警報、 竜巻注意情報のいず れかが発表され危険 な状態が予想される とき ② その他市長が必要 と認めたとき	総務課長 総務課職員 最低 4 名体制 土木課水防体制等(土木課、都市整備課、農地林務課、上下水道課) 5 名体制 教育総務課 最低 1 名体制 ※ 必要に応じ関係各部局等へ連絡 特に関係のある部課等の少人数で情報収集及び連絡活動 等が円滑に行うことができる体制をとる。状況によって 速やかに第 2 非常配備に移行できる体制とする。
第2非常配備〔警戒体制〕	① 大雨、洪水、暴風、 暴報、電響、大時間情報、光雪響大報、電腦、 大時間情報、電腦、電腦、電腦、電腦、電腦、電腦、電腦、電腦、電腦、電腦、電腦、電腦、電腦、	災害対策本部の設置 市長、副市長、教育長、各部局長 総務課長、総務課全員 企画政策課 広報情報課 財政課 税務課 社会福祉課 高齢介護課 地域包括支援センター 健康センター 市民課 市民生活課 商工観光課 農業振興課 農地林務課 土木課 都市整備課 上下水道課 市民福祉課 会計課 教育総務課 こども課 生涯学習・スポーツ課 監査事務局・議会事務局 消防署 地区連絡員(各地区2名) ※ 災害応急対策に関係ある各部課の所要人員により、情報 収集、連絡活動及び応急対策等を実施し、状況によって、直ちに第3非常配備に切り換えることができる体制とする。
第3非常配備〔非常体制〕	① 市全域にわたり 被害が発生するおそれがある場合又は地域的な被害が特に 甚大であると予想されるとき② その他市長が必要と認めたとき	災害対策本部の設置②全職員※ 災害応急対策等の万全を期すため直ちに全職員が登庁し情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施する。

2 配備指令

- (1) 市長は、配備基準に基づき、第1、第2及び第3の各非常配備を発令するものとする。 ただし、災害の種類、規模、発生の時期等によって特に必要と認めるときは、基準と異なる非常配備を発令することができる。
- (2) 各部長は、災害の種類、規模、発生の時期等によって特に必要と認めるときは、市長の了解を得て、独自の非常配備を発令することができるものとする。

3 勤務時間内における非常配備

- (1) 各部長は、発令された配備基準により、あらかじめ定められた職員を各班に配置し、 応急活動を命令するものとする。
- (2) 配備された職員は、上司の命に従い応急活動を実施するものとする。 (資料 5-7 非常配備指令伝達系統図 勤務時間内系統図)

4 勤務時間外における非常配備

(1) 配備指令の伝達

国、県等の各機関からの各種予警報及び情報は、県防災行政無線等より総務課防災・ 危機管理班が受信し、防災・危機管理班長は、企画総務部長、総務課長及び総務課員に 連絡する。

企画総務部長は、市長、副市長に連絡するとともに、必要な指示を総務課長に伝達する。

配備指令は、総務課員が各課担当課員に連絡し職員を動員する。

- (2) 災害対策本部各部班は、動員の系統、動員の順位あるいは連絡の方法について、あらかじめ具体的に計画しておく。
- (3) 職員は、勤務時間外に配備指令があったときは、速やかに勤務場所又は所属長からあらかじめ指示された場所(以下「勤務場所等」という。)において、所属長の指揮のもとに情報連絡及び災害応急対策にあたる。

ただし、発災時において急病、負傷等で参集が不能となった場合は動員対象から除外する。

(4) 各部長は、職員の参集状況に応じ、順次応急対策班を編成するものとする。

この場合、あらかじめ定められた者以外の職員を指名して編成し応急活動を命じることができるものとする。

なお、職員の参集状況と災害の状況を勘案し、順次指名された非常配備に移行するものとする。

- (5) 指令の伝達及び配備を円滑に行うため、各部長は各班に非常連絡員正副2名を定め、 あらかじめ、企画総務部長に届け出ておくものとする。
- (6) 職員は、配備指令を受けたとき又は配備指令がない場合であっても、テレビ、ラジオ 等により災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、直ち に登庁し、上司の指示を受けるものとする。
- (7) 職員は、登庁途上において、市民等に危害が及ぶ状況を発見したときは、電話等により上司の指示を受け、最善の措置をとらなければならない。

ただし、指示を受ける暇のないときは、最善の措置をとった後、直ちに上司に対して 報告しなければならない。

- (8) 職員は、登庁途上において知り得た被害状況について上司に報告しなければならない。
- (9) 交通の途絶等により登庁不能のときは、上司に連絡をし、その指示を受けるものとする。

(資料 5-7 非常配備指令伝達系統図 勤務時間外系統図)

第2 水防本部【土木課】

市内に水害が発生するおそれがある場合、市水防計画第2条に定めるところにより水防本部を設置する。

水防本部長(以下「本部長」という。)は、市長をもって充て、事務所は土木課に置く。 なお、災害対策本部が設置されたときは、水防本部は災害対策本部に統合されるものとす る。

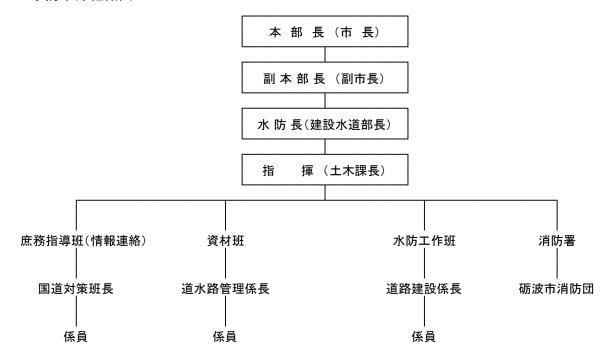
1 水防本部の設置基準

- (1) 大雨、洪水のいずれかの警報が発表されたとき。
- (2) 市内の河川に洪水予報等が発せられたとき。
- (3) 水防警報が発せられたとき。
- (4) その他市長が指示したとき。

2 所掌事務

- (1) 水防情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 水防活動に関すること。
- (3) 水防関係機関等との連絡調整に関すること。

3 水防本部組織図



(資料 5-9 砺波市水防本部組織図)

4 各班の任務

- (1) 庶務指導班 水防本部の連絡調整に関すること。 水防情報の収集伝達に関すること。 気象情報の収受及び通達に関すること。 市民に対する予報等の周知に関すること。
- (2) 資材班 水防資材の調達に関すること。
- (3) 水防工作班 危険箇所の巡視及び河川、道路並びに橋梁の水防に関すること。
- (4) 消防署・水防団 危険箇所の巡視、河川及び道路並びに橋梁の水防に関すること。

5 河川等の巡視

重要水防箇所及び水防河川には、水防業務の分担に基づき巡視員を配置するものとする。 巡視員は随時区域内を巡視し、水防上危険と認められた箇所があるときは、水防本部に連 絡して必要な措置を求めるものとする。

6 準備

(1) 本部長(土木課)は、次の場合に消防機関に対し出動を準備させるものとする。

ア 河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予想されるとき。

イ 水防配備指令が発令されたとき。

7 消防機関の出動

本部長(土木課)は、次の場合に直ちに消防機関に対し出動させ、警戒配置につくものとする。

- (1) 河川の水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、危険を予知したとき。
- (2) 水防警報が発せられたとき。

(資料 3-10 水防法に基づく水防警報及び洪水警報の種類、内容及び発令基準) (資料 3-5 水防に関する予警報伝達系統図)

8 資機材の調達

資機材については、原則として水防倉庫の資機材をもってあてるが、不足するときは、本部長(土木課)が調達を依頼するものとする。

(資料 2-10 水防主要備蓄資材の状況)

9 決壊等の通報

堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したときは、本部長(土木課)は、直ちにその旨を国土交通省富山河川国道事務所及び県砺波土木センター等防災関係機関へ通報するものとする。

10 避難

洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、本部長は、必要と認められる区域の居住者に対し避難のための立ち退きを指示するものとする。

11 水防報告

本部長(土木課)は、水防活動が終結したときは遅滞なく国土交通省富山河川国道事務所及び県砺波土木センター等防災関係機関に対しその旨通報するものとする。

第3 災害対策本部【総務課】

市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市長は災害対策本部を設置する。

1 災害対策本部の設置基準

災害対策本部は、次の事項に該当する場合で、市長が必要と認めたとき設置するものとする。

- (1) 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報、記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき。
- (2) 市内の河川に洪水予報等が発表されたとき。
- (3) 水防警報が発表されたとき。
- (4) 震度5弱以上の地震が発生したとき。
- (5) 局地的災害が発生したとき。
- (6) 大規模な火災・爆発、その他重大な人為的災害が発生し、その必要が認められるとき。
- (7) 重大な災害が発生するおそれがあり、その必要があると認められるとき。
- (8) その他市長が指示したとき。

2 災害対策本部の組織

- (1) 災害対策本部は、組織図に掲げる部及び班をもって組織する。
- (2) 災害対策本部に本部長、本部員、班長及び班員を置く。
- (3) 本部長には市長を、副本部長には副市長を、本部付けとして教育長を、本部員には各部長、庄川支所長、市総合病院事務局長、教育委員会事務局長、砺波地域消防組合消防長、消防団長その他本部長の指名する職員を、班長には課長を、班員には班長の所属する職員をもって充てる。

3 意思決定の基準

- (1) 市における災害対策に係る意思決定は、災害対策基本法に基づき市長(災害対策本部長。以下「本部長」という。)が行う。
- (2) 本部長が意思決定できない場合(出張等により即座に連絡が取れない場合を含む。) の職務の代理者は、次のとおりとする。

順位	職名
第1順位	副市長
第2順位	企画総務部長
第3順位	建設水道部長
第4順位	福祉市民部長
第5順位	商工農林部長

4 災害対策本部各部・班の編成分掌事務

災害対策本部各部・班の編成分掌事務は、P128~P131 に掲げるとおりとする。

なお、災害状況の推移により、各班における応急対策要員が不足するときは、所属部長に 具申し、次の順序により調整するものとする。

- (1) 部内で余裕のある班から応援する。
- (2) 部内においてなお不足するときは、総務班(総務課)に必要とする要員の職種、要員数、作業内容及び場所、男女の別、携帯品等必要な事項を明らかにして要請する。
- (3) 本部職員をもってしてもなお要員が不足するとき又は特定の職員が不足するときは、 総務班(総務課)において災害対策基本法第29条及び第30条の規定による職員の派遣の要請又は斡旋に必要な手続きを行うものとする。

5 災害対策本部室設置場所

- (1) 災害対策本部室(以下「本部室」という。)は、本庁舎増築棟3階小ホールに置く。
- (2) 本庁舎増築棟が被災のため使用できない場合は、代替施設として東別館第2会議室、 庄川支所会議室の順で本部室を設ける。

6 災害対策本部の廃止基準

災害対策本部は、次に掲げる場合に廃止するものとする。

- (1) 応急対策等の措置がおおむね完了したとき
- (2) 災害の発生するおそれがなくなったとき

7 設置及び廃止の通知

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各部・班	庁内放送、庁内グループウエア、 緊急連絡網伝達など	企画総務部広報情報班
各出先機関	ファックス、庁内グループウエア、 緊急連絡網伝達など	主管部の班長
一般市民	移動系防災行政無線、市ホームページ 報道機関を通じての公表など	企画総務部広報情報班
県本部	富山県防災行政無線 富山県総合防災情報システムなど	企画総務部総務班
警察署・消防署	ファックスなど	企画総務部広報情報班
報道機関	ファックスなど	企画総務部広報情報班

8 災害対策本部員会議

- (1) 災害対策本部員会議(以下「本部員会議」という。)は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、次に掲げる重要な災害対策について協議するものとする。
 - ア 災害応急対策の基本方針に関すること
 - イ 非常配備に関すること
 - ウ 各部班の連絡調整事項に関すること
 - エ 自衛隊災害派遣要請に関すること
 - オ 現地災害対策本部に関すること
 - カ 国、県、関係機関との連絡調整に関すること
 - キ 災害救助法適用申請に関すること
 - ク 他市町村への応援要請に関すること
 - ケーその他
- (2) 本部員会議は、必要の都度、本部長が招集するものとする。
- (3) 本部員が不在のときは、各部の連絡課長、上席課長の順にこれを行うものとする。
- (4) 本部員会議に必要な資料は、本部員がそれぞれの所掌事務について作成するものとする。

9 連絡調整体制の確保

災害対策本部を設置した場合、本部室へ消防職員及び警察官の派遣を求める等消防、警察 との連絡調整体制を確保する。なお、緊急消防援助隊、自衛隊の災害派遣部隊、その他の応 援隊が到着後も同様とする。

10 災害対策調整会議

災害対策本部を設置した場合、防災関係機関及び公共機関との間の連絡調整を図るため災害対策調整会議を原則として毎朝夕開催する。

【災害対策調整会議メンバー】

1	砺波市災害対策本部員
2	砺波警察署
3	砺波地域消防組合消防本部、砺波消防署
4	砺波市消防団
5	砺波市災害救援ボランティア本部 (砺波市社会福祉協議会)
6	富山県現地対策本部
7	富山県災害対策本部砺波支部
8	自衛隊派遣部隊
9	緊急消防援助隊指揮支援部隊
10	指定公共機関のうち本部長が必要と認めたもの
11	指定地方公共機関のうち本部長が必要と認めたもの
12	公共的機関のうち本部長が必要と認めたもの
13	協力機関のうち本部長が必要と認めたもの
14	上記以外の機関で本部長が特に必要と認めたもの

(資料 2-1 主要建設業者一覧表)

(資料 4-10 貨物自動車運輸業者一覧表)

(資料 6-3 指定公共機関及び公共的団体への協力依頼文)

11 現地災害対策本部

本部長は、被災現地における情報収集、応急対策の実施及び関係機関との連絡調整のため必要があると認めた場合は、現地災害対策本部を設置することができる。

- (1) 現地対策本部は、現地災害対策本部長、現地災害対策本部員及びその他の職員、現地 災害対策本部派遣員をもって組織する。
- (2) 現地災害対策本部長は、本部長が副本部長又は本部員の中から指名し、現地災害対策本部員及びその他の職員は、本部長が指名する災害対策本部の職員とする。

また、現地災害対策本部派遣員は、防災関係機関の長が指名した職員とする。

- (3) 現地災害対策本部の設置基準
 - ア 災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合
 - イ 被害が広域に渡る場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合
 - ウ その他本部長が必要と認める場合
- (4) 現地災害対策本部の所掌事務は、次の事項とする。

- ア 災害情報等の調査収集及び本部への報告に関すること
- イ 応急対策の実施に関すること
- ウ 現地における関係機関との連絡調整に関すること
- (資料 5-4 砺波市災害対策本部条例)
- (資料 5-5 砺波市災害対策本部の組織及び運営に関する規程)
- (資料 4-11 防災応急対策系統図)

〇 本部室の運用

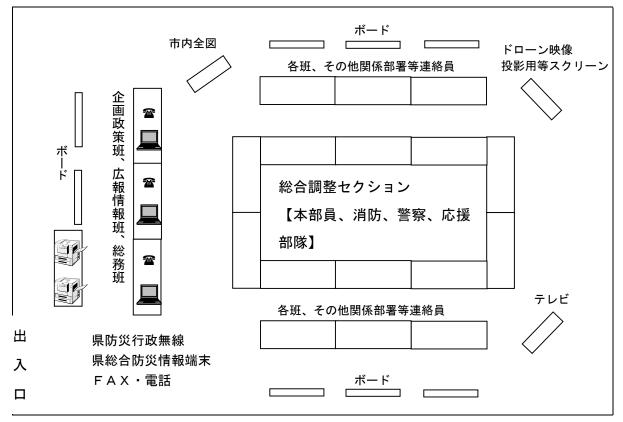
本部室として、「総合調整本部室」及び「応急活動調整本部室」を設置する。

総合調整本部室は、情報の収集、整理及び分析、応急対策に係る方針の決定及び各班に指示事項の伝達等を行う役割を担い、応急活動調整本部室は、災害対策本部会議及び総合調整本部室の指示事項を、市の内部の職員又は外部のものに伝達し必要な活動を行う拠点とする。

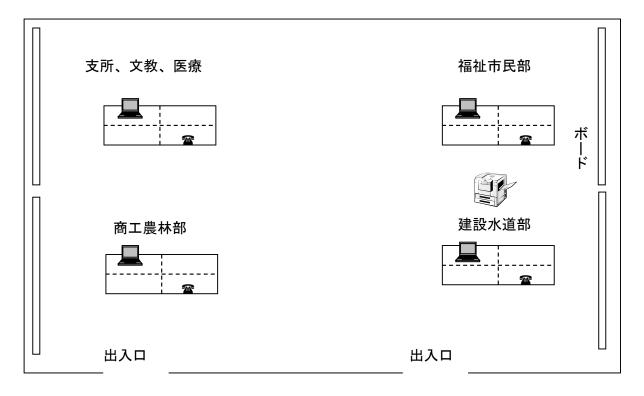
その他必要事項は、別途「災害対策本部室運用マニュアル」に定める。

【本部室のレイアウト】

〇 災害対策本部及び総合調整本部室(小ホール)のレイアウトイメージ



〇 応急活動調整本部室(東別館第2会議室及び庄川支所会議室のレイアウトイメージ)



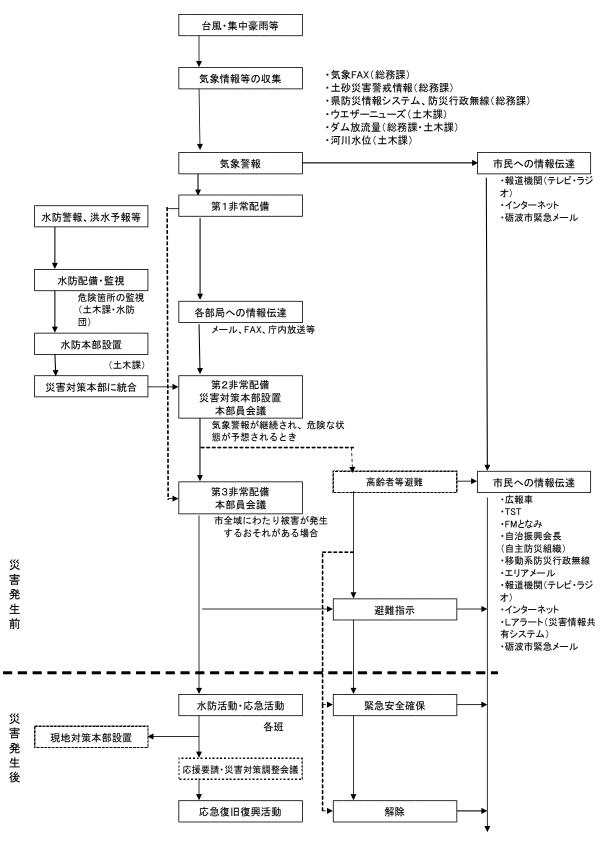
〇 災害対策本部のスペース

スペースの名称	設置場所	機能等	設置の条件
災害対策本部室総合調整本部室	小ホール 特別会議室 第1会議室 ※代替施設 東別館 庄川支所会議室	 ・本部員会議及び調整会議を開催するためのスペース ・情報の集約・分析のためのスペース 【配備備品】 ・市内ド ・県総合所の ・県総合所の ・県総合所の ・ボートの ・ボートの<	必ず設置
応急活動調整本部室	東別館第2会議室 ※代替施設 庄川支所	 ・指示事項を伝達し必要な活動を行う拠点スペース【配備備品】 ・防災行政無線 ・白地図 ・ボード ・電話(FAX) ・パソコン (プリンター)等 	必ず設置
応援機関事務室	1号別館第9会議室 砺波まなび交流館 チューリップ四季彩館 砺波市美術館	・消防隊、自衛隊、警察等応援機関が事務を執るためのスペース	状況に応じて確保
プレスルーム	特別会議室	・記者発表を行うため のスペース	必ず設置

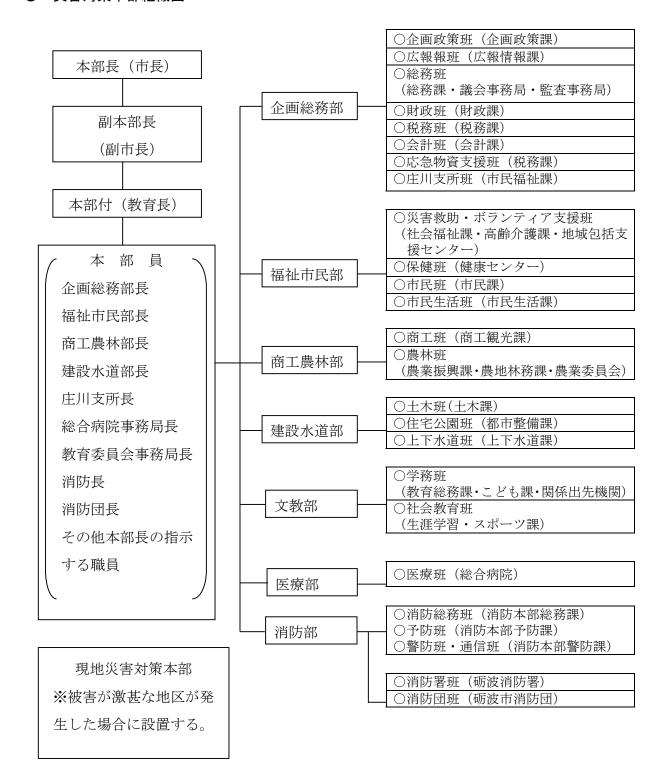
災害対策本部等設置フロー

風水害時

このフローは概ねの流れであるので、災害の状況に応じて各ステップが同時平行的にあるいは、順序が前後する場合がある。



〇 災害対策本部組織図



〇 災害対策本部各部の編成分掌事務

部名 部長 担当職	班名 ②班長担当職 所属班員	分掌事務
各部・各班共	通事項	1 庁舎内、施設の安全確保及び公印、公用車の管理に関すること 2 災害関係情報の収集・報告に関すること 3 職員の安否確認及び各部、各班(課)の調整連絡に関すること
企画総務部 企画総務部 長	企画政策班 ②企画政策課長 企画政策課職員	1 災害対策本部の広報宣伝に関すること 2 災害写真記録の収集、取りまとめに関すること 3 国、県その他の関係機関に対する要望事項の取りまとめ に関すること 4 外国人の被災者支援に関すること 5 公共交通に関すること
	広報情報班 ◎広報情報課長 広報情報課職員	1 災害情報の収集・伝達に関すること 2 市民への注意の呼びかけ、公聴に関すること 3 報道機関との連絡及び相互協定に関すること 4 本部長・副本部長の秘書に関すること 5 災害通信網の応急復旧に関すること
	総務班 ②総務課長 総務課職員 議会事務局職員 監査事務局職員	1 災害対策本部の設置及び解除に関すること 2 災害対策本部の運営に関すること 3 国、県等各関係機関との調整に関すること 4 災害対策の基本方針に関すること 5 気象通報の収集・伝達及び予警報等の伝達に関すること 6 非常配備指揮命令の伝達に関すること 7 職員の安否確認及び動員計画に関すること 8 各部、各班への災害対策業務の指示に関すること 9 市議会との連絡調整に関すること 10 自衛隊の出市时村への応援要請及び連絡に関すること 11 県及び他市協定締結機関・団体等への協力要請に関すること 12 災害時応援協定締結機関・団体等への協力要請に関すること 13 避難指示等の発令及び周知に関すること 14 自主防災組織に対する情報提供に関すること 15 緊急輸送の確保に関すること 16 その他各部に属しないこと
	財政班 ②財政課長 財政課職員	1 災害対策に関する予算措置に関すること2 応急措置物品の調達に関すること3 市有財産の保全及び被害対策に関すること4 市庁舎の災害対策に関すること5 応急復旧資金に関すること
	税務班 ◎税務課長 税務課職員	1 災害に伴う市税の減免に関すること 2 被災者の救出、救助に関すること 3 各部、各班の応援に関すること 4 住家の被害認定調査に関すること
	会計班 ◎会計課長 会計課職員	1 災害時の緊急支払に関すること 2 災害時の資金調達に関すること 3 義援金品等の保管出納に関すること
	応急物資支援班 ◎税務課長 税務課職員	1 災害時の支援物資の受け入れの調整に関すること 2 支援物資の要望情報の発信に関すること 3 支援物資の運送・保管に関すること 4 支援物資の支給・配布に関すること 5 残支援物資の処分に関すること

	庄川支所班	1 支所庁舎の災害対策に関すること
	◎市民福祉課長	2 災害対策本部との連絡調整に関すること
	市民福祉課職員	3 支所庁舎に保管してある備蓄品の出し入れに関するこ
		と
福祉市民部	災害救助・ボランティア	1 災害救助活動の総括に関すること
福祉市民部	支援班	2 災害救助法の適用及びこれに基づく対策の各部との連
長	◎社会福祉課長	携に関すること
	社会福祉課職員	3 り災者の避難誘導及び救護、救助並びに保護に関するこ
	高齢介護課職員	
	地域包括支援センタ	4 り災者の見舞金品等の給付に関すること ************************************
	一職員	5 救助用物資その他生活必需品の調達及び配分の総合調整に関すること
		登に関すること 6 罹災証明の発行に関すること
		7 り災者の生活確保に関すること
		8 社会福祉施設の災害対策に関すること
		9 災害弔慰金等の支給等に関すること
		10 義援金等の受付、配分に関すること
		11 要配慮者に関すること
		12 ボランティア支援の受け入れ調整に関すること
		13 ボランティアのマッチング及び派遣に関すること
	保健班	1 防疫対策の確立及び動員計画に関すること
	◎健康センター所長	2 災害対策用衛生材料の調達に関すること
	健康センター職員	3 防疫班の編成に関すること
		4 災害時における医療機関との連絡調整に関すること
		5 災害救助班の応援に関すること
		6 被災者の健康相談、心の相談に関すること
	市民班	1 災害時の戸籍事務に関すること
	◎市民課長	2 災害時の遺体の捜索に関すること
	市民課職員	3 被害者に対する国民健康保険の給付に関すること
		4 住基事務に関すること
	市民生活班	1 ごみ等の処理に関すること
	◎市民生活課長	2 仮設トイレの確保等に関すること
	市民生活課職員	3 し尿の収集等に関すること 4 防犯に関すること
		4
		6 埋葬・火葬に関すること
商工農林部	商工班	1 商工業関係の災害対策に関すること
商工農林部	岡工班 ◎商工観光課長	1 岡工乗倒保の火害対策に関すること 2 観光施設の災害対策に関すること
長	商工観光課職員	3 被災中小企業の復興に関すること
	# 11.717	4 観光客等の帰宅困難者に関すること
	農林班	1 農業生産物の被害調査及び対策に関すること
	◎農業振興課長 農業振興課職員	2 農地、農業施設、農業生産物、山林、林道等の被害調査
	展果饭興味噸貝 農地林務課職員	に関すること
	展地怀伤味椒貝 農業委員会職員	3 米等の食料の調達に関すること
	应 未 夕 只 4 侧 只	4 種苗及び生産資材の緊急あっせんに関すること 5 家畜の伝染病予防及び病害虫の防除に関すること
		6 家畜飼料の需給に関すること
		7 農業水利施設の応急復旧に関すること
		8 農地、農業施設、農業生産物、山林、林道等の応急復旧
		に関すること
		9 農地、農業施設、農業生産物、山林、林道等の災害復旧
		に関すること

建設水道部	土木班	1 施設等の被害状況調査に関すること
建設水道部	◎土木課長	2 施設等の応急復旧に関すること
長	土木課職員	3 建設機械の現況の把握及びその緊急使用に関すること
		4 災害応急対策資材の調達に関すること
		5 民間技術者の現況の把握及び従事依頼に関すること
		6 道路橋梁の緊急対策及び応急修理に関すること
		7 地滑り及び砂防対策に関すること
		8 応急危険度判定に関すること
		9 水防情報の収集及び水害対策に関すること
		10 民有作業用自動車の借上げ計画に関すること
		11 道路交通の確保に関すること
		12 道路の除雪に関すること
	住宅公園班	1 仮設住宅の建設に関すること
	◎都市整備課長	2 公営住宅の災害対策に関すること
	都市整備課職員	3 住宅に関する特別融資に関すること
		4 避難所の指定及び設置に関すること
	1 1 N/c at	5 被災建築物応急危険度判定に関すること
	上下水道班	1 水道施設の災害対策に関すること
	◎上下水道課長	2 水道の災害調査及び復旧に関すること
	上下水道課職員	3 水道災害復旧用資材の調達に関すること
		4 飲料水の供給に関すること
		5 水道民間技術者の現況把握及び従事依頼に関すること
		6 下水道施設の災害対策に関すること
		7 都市下水路及び流域下水道の確保に関すること
		8 下水道の応急対策に関すること
		9 下水道民間技術者の現況把握及び従事依頼に関するこ
		٤
文教部	学務班	1 教育関係施設の災害対策に関すること
***	○ 数 去 公 教 部 目	0 舞去歩乳の取為は田戸明みファル
教育長	◎教育総務課長	2 教育施設の緊急使用に関すること
(教育委員	教育総務課職員	3 園児、児童、生徒の避難命令に関すること
	教育総務課職員 こども課職員及び関	3 園児、児童、生徒の避難命令に関すること 4 園児、児童、生徒の避難所の設置及び誘導に関すること
(教育委員	教育総務課職員	3 園児、児童、生徒の避難命令に関すること 4 園児、児童、生徒の避難所の設置及び誘導に関すること 5 教職員動員計画に関すること
(教育委員	教育総務課職員 こども課職員及び関	3 園児、児童、生徒の避難命令に関すること 4 園児、児童、生徒の避難所の設置及び誘導に関すること 5 教職員動員計画に関すること 6 り災園児、児童、生徒の学校給食及び健康管理に関する
(教育委員	教育総務課職員 こども課職員及び関	3 園児、児童、生徒の避難命令に関すること 4 園児、児童、生徒の避難所の設置及び誘導に関すること 5 教職員動員計画に関すること 6 り災園児、児童、生徒の学校給食及び健康管理に関すること
(教育委員	教育総務課職員 こども課職員及び関	3 園児、児童、生徒の避難命令に関すること 4 園児、児童、生徒の避難所の設置及び誘導に関すること 5 教職員動員計画に関すること 6 り災園児、児童、生徒の学校給食及び健康管理に関する こと 7 り災教職員の措置に関すること
(教育委員	教育総務課職員 こども課職員及び関	3 園児、児童、生徒の避難命令に関すること 4 園児、児童、生徒の避難所の設置及び誘導に関すること 5 教職員動員計画に関すること 6 り災園児、児童、生徒の学校給食及び健康管理に関する こと 7 り災教職員の措置に関すること 8 り災児童、生徒の育英奨学に関すること
(教育委員	教育総務課職員 こども課職員及び関	3 園児、児童、生徒の避難命令に関すること 4 園児、児童、生徒の避難所の設置及び誘導に関すること 5 教職員動員計画に関すること 6 り災園児、児童、生徒の学校給食及び健康管理に関する こと 7 り災教職員の措置に関すること
(教育委員	教育総務課職員 こども課職員及び関 係出先機関職員	3 園児、児童、生徒の避難命令に関すること 4 園児、児童、生徒の避難所の設置及び誘導に関すること 5 教職員動員計画に関すること 6 り災園児、児童、生徒の学校給食及び健康管理に関する こと 7 り災教職員の措置に関すること 8 り災児童、生徒の育英奨学に関すること 9 園児、児童、生徒の教科書等の支給及び授業に関すること
(教育委員	教育総務課職員 こども課職員及び関 係出先機関職員 社会教育班	3 園児、児童、生徒の避難命令に関すること 4 園児、児童、生徒の避難所の設置及び誘導に関すること 5 教職員動員計画に関すること 6 り災園児、児童、生徒の学校給食及び健康管理に関すること 7 り災教職員の措置に関すること 8 り災児童、生徒の育英奨学に関すること 9 園児、児童、生徒の教科書等の支給及び授業に関すること 1 社会教育施設の災害対策に関すること
(教育委員	教育総務課職員 こども課職員及び関 係出先機関職員 社会教育班 ◎生涯学習・スポーツ課長	3 園児、児童、生徒の避難命令に関すること 4 園児、児童、生徒の避難所の設置及び誘導に関すること 5 教職員動員計画に関すること 6 り災園児、児童、生徒の学校給食及び健康管理に関すること 7 り災教職員の措置に関すること 8 り災児童、生徒の育英奨学に関すること 9 園児、児童、生徒の教科書等の支給及び授業に関すること 1 社会教育施設の災害対策に関すること 2 文化財の災害対策に関すること
(教育委員	教育総務課職員 こども課職員及び関 係出先機関職員 任生先機関職員 社会教育班 ⑤生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課	3 園児、児童、生徒の避難命令に関すること 4 園児、児童、生徒の避難所の設置及び誘導に関すること 5 教職員動員計画に関すること 6 り災園児、児童、生徒の学校給食及び健康管理に関すること 7 り災教職員の措置に関すること 8 り災児童、生徒の育英奨学に関すること 9 園児、児童、生徒の教科書等の支給及び授業に関すること 2 文化財の災害対策に関すること 3 避難所の指定に関すること
(教育委員	教育総務課職員 こども課職員及び関 係出先機関職員 社会教育班 ◎生涯学習・スポーツ課長	3 園児、児童、生徒の避難命令に関すること 4 園児、児童、生徒の避難所の設置及び誘導に関すること 5 教職員動員計画に関すること 6 り災園児、児童、生徒の学校給食及び健康管理に関すること 7 り災教職員の措置に関すること 8 り災児童、生徒の育英奨学に関すること 9 園児、児童、生徒の教科書等の支給及び授業に関すること 1 社会教育施設の災害対策に関すること 2 文化財の災害対策に関すること
(教育委員 会事務局長)	教育総務課職員 こども課職員及び関 係出先機関職員 社会教育班 ◎生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課 職員	3 園児、児童、生徒の避難命令に関すること 4 園児、児童、生徒の避難所の設置及び誘導に関すること 5 教職員動員計画に関すること 6 り災園児、児童、生徒の学校給食及び健康管理に関する こと 7 り災教職員の措置に関すること 8 り災児童、生徒の育英奨学に関すること 9 園児、児童、生徒の教科書等の支給及び授業に関すること 1 社会教育施設の災害対策に関すること 2 文化財の災害対策に関すること 3 避難所の指定に関すること 4 各部、各班の応援に関すること
(教育委員会事務局長)	教育総務課職員 こども課職員及び関係出先機関職員 係出先機関職員 ○生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課 職員 医療班	3 園児、児童、生徒の避難命令に関すること 4 園児、児童、生徒の避難所の設置及び誘導に関すること 5 教職員動員計画に関すること 6 り災園児、児童、生徒の学校給食及び健康管理に関する こと 7 り災教職員の措置に関すること 8 り災児童、生徒の育英奨学に関すること 9 園児、児童、生徒の教科書等の支給及び授業に関すること 1 社会教育施設の災害対策に関すること 2 文化財の災害対策に関すること 3 避難所の指定に関すること 4 各部、各班の応援に関すること 1 病院災害対策本部の設置及び運営に関すること
(教育委員 会事務局長) 医療部 総合病院事	教育総務課職員 こども課職員及び関係出先機関職員 係出先機関職員 社会教育班 ②生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課 職員 医療班 ③総合病院総務課長	3 園児、児童、生徒の避難命令に関すること 4 園児、児童、生徒の避難所の設置及び誘導に関すること 5 教職員動員計画に関すること 6 り災園児、児童、生徒の学校給食及び健康管理に関すること 7 り災教職員の措置に関すること 8 り災児童、生徒の育英奨学に関すること 9 園児、児童、生徒の教科書等の支給及び授業に関すること 1 社会教育施設の災害対策に関すること 2 文化財の災害対策に関すること 3 避難所の指定に関すること 4 各部、各班の応援に関すること 1 病院災害対策本部の設置及び運営に関すること 2 災害対策本部との連絡調整に関すること
(教育委員会事務局長)	教育総務課職員 こども課職員及び関係出先機関職員 係出先機関職員 ○生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課 職員 医療班	3 園児、児童、生徒の避難命令に関すること 4 園児、児童、生徒の避難所の設置及び誘導に関すること 5 教職員動員計画に関すること 6 り災園児、児童、生徒の学校給食及び健康管理に関すること 7 り災教職員の措置に関すること 8 り災児童、生徒の育英奨学に関すること 9 園児、児童、生徒の教科書等の支給及び授業に関すること 2 文化財の災害対策に関すること 2 文化財の災害対策に関すること 3 避難所の指定に関すること 4 各部、各班の応援に関すること 1 病院災害対策本部の設置及び運営に関すること 2 災害対策本部との連絡調整に関すること 3 傷病者の受入れ及び搬送に関すること
(教育委員 会事務局長) 医療部 総合病院事	教育総務課職員 こども課職員及び関係出先機関職員 係出先機関職員 社会教育班 ②生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課 職員 医療班 ③総合病院総務課長	3 園児、児童、生徒の避難命令に関すること 4 園児、児童、生徒の避難所の設置及び誘導に関すること 5 教職員動員計画に関すること 6 り災園児、児童、生徒の学校給食及び健康管理に関すること 7 り災教職員の措置に関すること 8 り災児童、生徒の育英奨学に関すること 9 園児、児童、生徒の教科書等の支給及び授業に関すること 2 文化財の災害対策に関すること 2 文化財の災害対策に関すること 3 避難所の指定に関すること 4 各部、各班の応援に関すること 1 病院災害対策本部の設置及び運営に関すること 2 災害対策本部との連絡調整に関すること 3 傷病者の受入れ及び搬送に関すること 4 災害対策用医薬品の調達に関すること
(教育委員 会事務局長) 医療部 総合病院事	教育総務課職員 こども課職員及び関係出先機関職員 係出先機関職員 社会教育班 ②生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課 職員 医療班 ③総合病院総務課長	3 園児、児童、生徒の避難命令に関すること 4 園児、児童、生徒の避難所の設置及び誘導に関すること 5 教職員動員計画に関すること 6 り災園児、児童、生徒の学校給食及び健康管理に関すること 7 り災教職員の措置に関すること 8 り災児童、生徒の育英奨学に関すること 9 園児、児童、生徒の教科書等の支給及び授業に関すること 2 文化財の災害対策に関すること 2 文化財の災害対策に関すること 3 避難所の指定に関すること 4 各部、各班の応援に関すること 5 疾害対策本部との連絡調整に関すること 6 疾害対策本部の設置及び運営に関すること 7 病院災害対策本部の設置及び運営に関すること 8 疾害対策本部の設置及び運営に関すること 9 傷病者の受入れ及び搬送に関すること 1 疾害対策用医薬品の調達に関すること 5 近隣医療機関との連携に関すること
(教育委員) 会事務局長) 医療部病院事 務局長	教育総務課職員 こども課職員及び関係出先機関職員 係出先機関職員 社会教育班 ②生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課 を療班 ②総合病院総務課長 総合病院職員	3 園児、児童、生徒の避難命令に関すること 園児、児童、生徒の避難所の設置及び誘導に関すること 教職員動員計画に関すること り災園児、児童、生徒の学校給食及び健康管理に関すること り災教職員の措置に関すること り災別童、生徒の育英奨学に関すること り災児童、生徒の教科書等の支給及び授業に関すること 別児・児童、生徒の教科書等の支給及び授業に関すること と 1 社会教育施設の災害対策に関すること 2 文化財の災害対策に関すること 3 避難所の指定に関すること 4 各部、各班の応援に関すること 1 病院災害対策本部の設置及び運営に関すること 2 災害対策本部との連絡調整に関すること 3 傷病者の受入れ及び搬送に関すること 3 傷病者の受入れ及び搬送に関すること 5 近隣医療機関との連携に関すること 6 DMAT等の関連機関との連携に関すること
(教育委員) 医療高長) 部務局長 消防部	教育総務課職員 ことも課職員及び関係出先機関職員 係出先機関職員 社会教育班 ②生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課課 職員 医療班 ③総合病院総務課長 総合病院職員	3 園児、児童、生徒の避難命令に関すること 園児、児童、生徒の避難所の設置及び誘導に関すること 教職員動員計画に関すること り災園児、児童、生徒の学校給食及び健康管理に関すること り災教職員の措置に関すること り災別童、生徒の育英奨学に関すること り災児童、生徒の教科書等の支給及び授業に関すること 別児・児童、生徒の教科書等の支給及び授業に関すること と 社会教育施設の災害対策に関すること 文化財の災害対策に関すること 海難所の指定に関すること 4 各部、各班の応援に関すること 1 病院災害対策本部の設置及び運営に関すること 2 災害対策本部との連絡調整に関すること 3 傷病者の受入れ及び搬送に関すること 3 傷病者の受入れ及び搬送に関すること 4 災害対策用医薬品の調達に関すること 5 近隣医療機関との連携に関すること 1 災害対策本部との連絡調整に関すること
(会事務局長) 密療合長 部病院 部族地域消	教育総務課職員 ことも課職員及び関係出先機関職員 係出先機関職員 任会教育班 ②生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課課 電際・スポーツ課長 を療班 ②総合病院総務課長 総合病院職員 消防総務班 ③消防本部総務課長	3 園児、児童、生徒の避難命令に関すること 園児、児童、生徒の避難所の設置及び誘導に関すること 教職員動員計画に関すること り災園児、児童、生徒の学校給食及び健康管理に関する こと り災教職員の措置に関すること り災別童、生徒の育英奨学に関すること り災児童、生徒の教科書等の支給及び授業に関すること 別児・児童、生徒の教科書等の支給及び授業に関すること 社会教育施設の災害対策に関すること 文化財の災害対策に関すること 3 避難所の指定に関すること 4 各部、各班の応援に関すること 1 病院災害対策本部の設置及び運営に関すること 2 災害対策本部との連絡調整に関すること 3 傷病者の受入れ及び搬送に関すること 4 災害対策用医薬品の調達に関すること 5 近隣医療機関との連携に関すること 1 災害対策本部との連絡調整に関すること 1 災害対策本部との連絡調整に関すること 1 災害対策本部との連絡調整に関すること 1 災害対策本部との連絡調整に関すること 1 災害対策本部との連絡調整に関すること 1 災害対策本部との連絡調整に関すること
(会事務局長)医総務消砺防育局長部地合部地合前班組前班	教育総務課職員 ことも課職員及び関係出先機関職員 係出先機関職員 社会教育班 ②生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課課 職員 医療班 ③総合病院総務課長 総合病院職員	3 園児、児童、生徒の避難所の設置及び誘導に関すること
(会事務局長) 密療合長 部病院 部族地域消	教育総務課職員及び関係出先機関職員及び関係出先機関職員及び関係出先機関職員の会員では、	3 園児、児童、生徒の避難所の設置及び誘導に関すること
(会事務局長)医総務消砺防育局長部地合部地合前碳組部地合	教育総務課職員及び関係出先機関職員及び関係出先機関職員及び関係出先機関職員の当年を選がよる。 社会教育班の生涯学習・スポーツ課長生涯学習・なる場合病院総務の表別では、 医療・経済の一般のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	3 園児、児童、生徒の避難所の設置及び誘導に関すること
(会事務局長)医総務消砺防育局長部病長部地合所波組合部地合	教育総務課職員及び関係出先機関職員及び関係出先機関職員及び関係出先機関職員の会員では、	3 園児、児童、生徒の避難所の設置及び誘導に関すること

#たワナ・ファー・マ /ニ・ファー	
警防班・通信班	1 指揮本部の設置、運営に関すること
◎消防本部警防課長	2 災害活動方針の策定に関すること
消防本部警防課職員	3 消防救急救助方針の策定に関すること
	4 消防応援要請等に関すること
	5 気象警報等の情報収集、伝達に関すること
	6 救急病院等の収容体制の把握に関すること
消防署班	1 消防現場指揮本部の設置、運営に関すること
◎砺波消防署長	2 火災、救急及び救助出動に関すること
砺波消防署員	3 水防活動の動員計画に関すること
	4 消防署及び消防団との連絡調整に関すること
	5 被災住民の避難協力に関すること
消防団班	1 消防・水防活動に関すること
◎砺波市消防団長	2 被災者の救急、救助に関すること
砺波市消防団員	3 地域住民の避難誘導に関すること
	4 危険箇所の巡視、警戒に関すること
	5 その他消防団の活動に関すること

第4節 被害情報の収集・伝達

【各課】

被害情報の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、災害救助法適用の可否、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

市をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。

第1 被害情報の収集・伝達

1 実施責任者【広報情報班】

本部長は、災害情報の収集に努めるとともに、被害等の調査を行うものとする。

2 異常現象の情報収集【広報情報班/消防部】

(1) 発見者の通報先

災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、ただちに下記機関に通報するものとする。

通報先機関名	電話番号				
市役所 勤務時間内(総務課) 勤務時間外(宿日直)	0763-33-1111				
砺波消防署	0763-33-0119				
砺波警察署	0763-32-0110				

(2) 通報の対象

通報する現象とは、次のものとする。

- ア 堤防の水漏れ、地割れ等
- イ 斜面の地割れ、湧水、はらみ等
- ウ 道路の陥没、地割れ等
- エ その他災害が発生するおそれがあると思われる異常現象 (資料 3-11 土砂災害の前兆現象)

(3) 関係機関への通報

異常現象の通報を受けた機関は、速やかに関係機関に通報するものとする。 (資料 3-3 災害情報伝達系統図)

3 被害状況内容の収集【広報情報班/総務班/各班】

- (1) 被害状況に関する内容は、次のとおりとする。
 - ア 災害の原因
 - イ 災害が発生した日時
 - ウ 災害が発生した場所又は地域
 - 工 被害状況
 - 才 応急措置状況
 - カ その他必要な事項
- (2) 情報の収集にあたっては、次の事項を優先するものとする。
 - ア 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
 - イ 二次災害の発生の有無及び危険性の状況
 - ウ 避難の必要性の有無及び避難の状況
- (3) 災害時地区連絡員(以下「地区連絡員」という。)の派遣

被災した各地区の状況を把握するため、本部長は地区連絡員を複数名選任する。

地区連絡員は、地区の主要避難場所を活動拠点とし、自主防災組織、自治振興会、消防団員及び避難住民等から被害情報を収集し、本部へ連絡する。また、災害対策本部からの指示や情報を地域に伝達する。

(4) ヘリコプター等による上空からの情報収集

本部長(総務課)は、県知事(消防課)に対し、県防災ヘリ、県警ヘリ及び自衛隊、国土交通省等の航空機による空からの情報収集を要請する。

また、無人航空機を保有する機関に対し、必要に応じて撮影等により情報収集を要請する。

被害情報等の収集担当班(課)

被害情報等を収集する担当班(課)は次のとおりとする。

被害項目	担	当班	備 考(課 名)
人的・家屋被害	企画総務部	広報情報班 総務班	広報情報課、総務課
社会福祉施設被害	福祉市民部 ンティア支援	災害救助・ボラ 爰班	社会福祉課・高齢介護課
医療施設被害	医療部	医療班	総合病院
商業・工業被害	商工農林部	商工班	商工観光課
農業・水産・林業被害	商工農林部	農林班	農業振興課、農地林務課
公共土木施設被害	建設水道部	土木班	土木課
公共文教施設被害	文教部	学務班·社会教 育班	教育総務課、こども課、生 涯学習・スポーツ課

電力施設被害	商工農林部	商工班	商工観光課
ガス施設被害	福祉市民部	市民生活班	市民生活課
上水道施設被害	建設水道部	上下水道班	上下水道課
下水道施設被害	建設水道部	上下水道班	上下水道課
通信施設被害	企画総務部	総務班	総務課
鉄道施設被害	企画総務部	総務班	総務課
市庁舎被害	企画総務部	財政班	財政課
ダム被害	企画総務部	総務班	総務課

第2 被害情報通信連絡計画

1 実施責任者【総務班/広報情報班】

本部長は、有線電話、無線電話を利用し、迅速かつ的確に通信連絡を行うものとする。

(1) 有線電話正常時の連絡

災害時の通信の混乱を避けるため、電話の受付けセクションを指定し、窓口の統一を 図るものとする。

災害対策本部設置前は、総務課が対応し、災害対策本部設置後は、本部室に問い合わせ受付けセクションを設置し対応する。

(2) 有線電話途絶時の連絡

ア 市、県及び県内消防本部等、県防災行政無線加入機関相互の通信及び地域衛星通信 ネットワーク加入の消防庁、他県の自治体との通信は、県防災行政無線を有効に利用 する。

また、震災時には、県防災行政無線が有する電話、ファクシミリの一斉通報機能、 映像伝送機能を活用するとともに、可搬型衛星地球局による災害現場からの音声、フ ァクシミリ、画像伝送機能を活用する。

イ 移動系防災行政無線は、総務班(総務課)で統制管理し、市有の無線車(車載無線 搭載車)及び各地区配備の無線機をもって通信の確保にあたるものとする。

(3) 公衆電気通信設備

ア 災害時優先電話

電話回線が異常に輻輳した場合においても、NTTが行う発信規制や輻輳している 所への発信規制の対象とならない災害時優先電話を利用する。

イ 非常・緊急通話

災害時優先電話でもかかりにくい場合は、災害時優先電話のうち直通(ダイヤルイン)回線の電話から、市外局番なしの「102」をダイヤルしNTT所轄支店のオペレーターを呼び出し、次のことを告げ通話を申し込む。

- (ア) 非常扱い通信又は緊急扱い通話の申込みであること
- (イ) 「災害時優先電話」に登録された電話番号と機関名称
- (ウ) 相手の電話番号及び通話内容

ウ 非常・緊急電報

非常電報又は緊急電報を利用する場合は、発信紙に「非常」又は「緊急」と朱書し、 NTT西日本(株)に申し込む。

(4) 関係機関の有線通信設備

災害に関する通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合で、その通信のため特別 の必要があるときは、あらかじめ定められた手続きに基づいて、関係機関の所有する通 信施設(専用通信施設)を使用し、又は利用するものとする。

(5) 非常無線通信

災害の状況により通信施設が使用不能となり、他に有効な手段がないときは、関係機関の保有する無線設備(アマチュア無線も含む。)を使用するものとする。

ア 発信の手続き

次の事項を明記の上、無線局に依頼する。

- (ア) あて先の住所、氏名(職名)及び電話番号
- (イ) 本文(なるべく200字以内で簡明に)及び末尾に発信人名
- (ウ) 用紙の余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、余白の末尾に発信人の住所、氏 名 (職名)及び電話番号を記入する。

イ 通信の内容

人命の救助、緊急物資の確保、災害応急対策その他災害に関係した緊急措置を要する内容

(6) 放送局への依頼

本部長(広報情報班)は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、あらかじめ県が放送各社と締結している「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について」に定めた手続きにより、放送局に対して災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼することができる。

ア 依頼の手続き

次の事項を明記の上、文書をもって県知事(防災・危機管理課)に依頼するが、特に緊急を要する場合は、口頭、電話により依頼し、その後速やかに文書を提出する。

- (ア) 放送を求める理由
- (イ) 放送の内容
- (ウ) 発信者名及び受信の対象者
- (エ) 放送の種類

イ 放送の依頼先

- (ア) 日本放送協会富山放送局
- (イ) 北日本放送株式会社
- (ウ) 富山テレビ放送株式会社
- (エ) 株式会社チューリップテレビ
- (オ) 富山エフエム放送株式会社
- ウ となみ衛星通信テレビ、エフエムとなみへの依頼

本部長(広報情報班)は、災害時緊急放送に関する協定に基づき、放送を依頼する。 (資料 7-9 災害緊急放送に関する相互協定書)

2 通信設備の応急復旧【総務班】

災害による通信機能の低下を最小限にとどめ、早急な機能の回復を図るため、経験豊かな 無線専従者の配置、修理体制の整備など必要な措置を講じるものとする。

(資料 3-6 砺波市防災行政無線配置一覧表)

3 収集・伝達する情報の優先順位

0 1/2	ム と する 旧 我 の 後 九 順	
順位	情報の種類	収集・伝達手段
第1種	・避難に関する情報・人命の安全に関する情報・気象警報・水防警報・救援のため緊急を要する情報・応急対策に必要な指示・命令	・県防災行政無線 ・Lアラート(災害情報共有システム) ・市防災行政無線・CATV ・消防無線・コミュニティFM ・広報車 ・口頭伝達 ・インターネット・電子メール (緊急速報メール、登録メール) ・サイレン等
第 2 種	 ・災害危険箇所等に関する情報 ・被害状況の収集 ・報告 ・通信の確保に関する情報 ・交通の確保に関する情報 ・生活基盤を維持するための情報 ・安否情報 ・秩序の維持のため必要な情報 	・県防災行政無線 ・市防災行政無線・CATV ・広報車・コミュニティFM ・インターネット・電子メール (緊急速報メール、登録メール) ・加入電話等
第3種	・上記以外の災害予防又は復旧に関する情報 ・その他災害に関する情報	・市防災行政無線・CATV ・加入電話・コミュニティFM ・インターネット・電子メール (緊急速報メール、登録メール 等)

第3 情報の分析計画【総務班/土木班】

1 実施責任者

本部長は、洪水及び土砂災害等情報の分析について行うものとする。

2 危険性の判断基準

情報の分析は、事前に応急対策に必要となる情報の項目を整理し、危険性の判断基準を定めるものとする。

3 専任情報分析班の設置

災害の状況に応じ、本部長の指令により専任の情報分析班を設置することができる。

第4 情報の伝達計画

1 関係機関への伝達等【総務班/各班】

市は、当該区域内に被害が発生したときは、迅速に被害の状況の情報を収集し、関係機関に連絡する。

人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、関係機関は県に連絡する。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに国(消防庁)へ報告する。 また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、県、市町村、指定公共機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、被災市町村に連絡する。また、被災市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

県及び市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の鑑定及び非常本部等を含む防災 関係機関への共有を図るものとする。

(1) 実施体制

県及び国への報告は総務班(総務課)、その他の機関への伝達は各担当部班が行うものとする。

(資料 6-5 災害報告様式及び被害状況判定基準)

(2) 伝達等の内容

ア 気象警報等に関する情報

- イ 河川水位に関する情報
- ウ 災害危険箇所等に関する情報
- エ 被害に関する情報
- オ その他必要な情報
- (3) 災害発生の報告

災害が発生したとき又は発生のおそれがあるときは、直ちにその状況を県(防災・危機管理課)に報告するものとする。また、施設管理者にも通報するものとする。

なお、被害報告については、災害が発生した時点で被害速報(発生場所、災害の種別、 人的被害の有無及び程度等の応急対策上緊急性の高い情報)を行い、詳しい状況が把握 出来次第、具体的・詳細な報告を行うものとする。

(4) 伝達方法

災害情報の伝達系統は、次のとおりとする。

(資料 3-1 予警報伝達系統図)

(資料 3-2 予防広報伝達系統図)

2 市民への伝達【広報情報班】

(1) 実施機関

広報情報班(広報情報課)が行い、関係部班の協力を得るものとする。

(2) 広報の内容

市民に対する広報は、次の段階に分けて適時適切に実施し、状況により適宜変更するものとする。

- ア 警戒段階
 - (ア) 予警報
 - (イ) 雨量に関する情報
 - (ウ) 河川水位に関する情報
 - (エ) 災害危険箇所等に関する情報
 - (オ) 堤防の状況等
- イ 避難段階
 - (ア) 避難指示等
- ウ 救援段階
 - (ア) 上水道の飲用等の留意事項
 - (イ) 安否情報
 - (ウ) 交通渋滞解消への協力
 - (エ) 交通規制の情報
 - (エ) 電話混雑解消への協力

- (オ) 道路、水道、電力等のライフラインの被害と復旧見込み
- (カ) 給食、給水、生活必需品等の供与状況、ゴミの収集、運搬状況等

(3) 広報の方法

広報車、移動系防災行政無線、Lアラート(災害情報共有システム)、登録メール、ウェブサイト、ソーシャルメディア、エリアメール等を利用して広報活動を行うものとする。

また、情報を確実に行きわたらせる必要があるときは、地区連絡員、消防団、自主防災組織、地区自治会等の協力を得るほか、報道機関に依頼するものとする。

- (4) インターネットの活用【広報情報班】 市ホームページに災害情報等を掲載する。
- (5) チラシの活用【広報情報班】

災害情報等を掲載したチラシを避難所等に配付する。

(資料 8-4 広報紙(チラシ)第1号のひな型)

3 報道機関への発表【総務班/広報情報班】

(1) 実施機関

広報情報班が行い、関係部班の協力を得るものとする。

(2) 発表資料の内容

発表資料は、総務班及び広報情報班が協力して作成し、発表する際は、あらかじめ本 部長の承認を得るものとする。

(3) 発表資料の内容

災害の種別、発生の日時及び場所、被害状況、応急対策の状況、市民に対する避難指示、注意事項等を取りまとめ、報道機関に発表するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- ア 人身の損害、家屋等の被害状況
- イ 河川、橋梁等土木施設状況(被害状況、復旧状況)、公園等被害状況
- ウ 火災状況 (発生場所、被害状況等)
- エ 交通状況(公共交通機関、運行状況、不通箇所、開通見込み日時、道路情報等)
- オ 電力、通信、上・下水道などライフライン状況(被害状況、復旧状況、注意事項等)
- 力 給食、給水実施状況(供給日時、場所、量、対象者等)
- キ 生活必需品等供給状況(供給日時、場所、種類、量、対象者等)
- ク 医療救護所の開設状況
- ケ 避難場所等(避難場所の位置、経路等)
- コ 人心の安定及び社会秩序保持のための必要事項等

(4) 発表の方法

原則として、発災時は市政記者クラブと協議して適宜に、その後は午前 10 時及び午後 3 時を目処に発表する。

4 広聴活動等【広報情報班】

市は、被災者又はその関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保や融資等についての相談、要望、苦情に応ずるため、次のとおり広聴活動等を実施する。

- (1) 相談窓口の設置 被災者からの相談、要望、苦情を受付ける総合窓口を設置し、選任職員を配置する。
- (2) 広聴活動の実施 被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、関係機関と連絡し、適切 な処理に努めるものとする。

第5節 避難計画

【総務班/災害救助・ボランティア支援班/保健班/住宅公園班/医療班/消防部】

集中豪雨、台風等のときには、洪水、地すべり、がけ崩れ等の災害が予想され、市民の避難を要する地域が生じることが予想される。

市は、災害対策基本法に基づき、人命の安全を第一に避難に必要な措置をとり、市民の生命、身体の安全の確保に努める。

第1 避難にあたって市民が留意する事項【総務班】

避難が円滑に実施され、避難施設での生活の安定を図るため、市民に対し、次の事項を平 素から指導及び訓練を行うものとする。

- 1 最低3日分の食料や飲料水、タオル、ちり紙、最小限の着替え、肌着、照明器具、携帯ラジオ、携帯簡易トイレ等を携行すること。
- 2 近隣世帯が避難を開始していなければ、声かけを行うこと。
- 3 要配慮者の支援を行うこと。
- 4 乗用車や軽車両など他の避難者や緊急車両の通行の妨げになるものは使用しないこと。 ただし、避難場所が遠方の場合、乗用車による避難はやむを得ないものとし、乗用車の 走行が困難な状態になった場合は、乗用車を路肩に寄せて停車し、鍵をつけたまま徒歩で 避難すること。
- 5 上記のうち、平素から用意しておける物品は非常用袋に入れ、乾電池等は定期的に確認しておくこと。

第2 避難所の設置・運営【災害救助・ボランティア支援班/住宅公園班】

1 避難所の開設

避難所の開設は、本部長の命令で指定された市職員及び自主防災組織又は自治会役員が 実施する。なお、災害救助法が適用された場合の避難所の開設は、富山県災害救助法施行 規則の規定により本部長が命令する。また、避難所の混雑状況などが住民にわかるよう適 切な媒体を用いて広報するものとする。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

2 避難者の収容

災害により現に被害を受けた者又は被害を受けるおそれがある者で避難命令を受けた者 等を収容する。また身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等への入所 に至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする在宅要援 護者及びその介護者については、あらかじめ指定した福祉避難所を開設し、保護する。

3 設置場所の選定

(1) 避難所は、指定避難場所、避難施設としている運動場及び公園等並びに学校、公民館等公共的建物又は神社、寺院を応急的に整備し使用する。しかし、これら適当な施設がない場合、若しくは収容しきれなくなった場合、野外にテントやバラック等仮設建物を設置する。

また、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、福祉避難所や被災 地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借上げる等、多様な 避難所の確保に努める。

なお、一級河川庄川における水害時は、庄川水系洪水浸水想定区域図において浸水深50センチ以上に示された避難所は開設しないものとする。なお、浸水深50センチ未満でも砺波市洪水ハザードマップにおいて、全階利用不適の避難施設については、開設しないものとする。また、土砂災害時は、土砂災害危険区域に指定された区域内の避難所は開設しないものとする。

避難所への避難経路は、地元自主防災組織又は自治振興会等と市が協議して定め、地域住民に周知を図るものとする。

(資料 2-11 指定緊急避難場所の状況)

(資料 2-12 指定避難所及びその他避難所の状況)

(資料 1-15-1 庄川水系洪水浸水想定区域図(想定最大規模))

(資料 1-15-2 庄川水系洪水浸水想定区域図(計画規模))

(資料 1-15-3 砺波市洪水ハザードマップ)

(資料 1-16 砺波市土砂災害危険箇所図)

- (2) 大規模災害が発生し、被害が甚大になり多数の避難することとなる者が発生するなど、 市内の避難所では収容しきれない緊急事態が生じた場合、本部長は、近隣市へ避難住民 の受入れを要請する。
- (3) 避難所として使用すべき土地、建物の所有者又は管理者から承諾が得られず、かつ、 どうしてもその土地、建物を使用しなければならないときは、公用令書により強制的に その建物又は土地を避難所として使用することができる。
- (4) 本部長が避難所を設置した場所には、直ちに避難所開設の状況を県知事に報告しなければならない。

この場合の報告事項は、概ね次のとおりとする。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び収容人員

- ウ 開設期間見込み等
- (5) 避難所には、維持管理のため責任者を定めておかなければならない。なお避難所設置 に関し、整備保存しなければならない帳簿等は次のとおりとする。
 - ア 避難所利用者名簿(資料 6-6 避難所利用者名簿)
 - イ 避難者名簿 (資料 6-7 避難者名簿)
 - ウ 避難所日誌 (資料 6-8 避難所日誌)
 - エ 避難所設置に要した支払書類
 - オ 避難所設置に要した物品受払書類等
- (6) 日時が経過し、災害が落着くとともに、避難所の収容人員が次第に減少するときは、本部長は、避難所を逐次整理減少し、その都度、その旨を県知事に連絡しなければならない。

4 避難所開設の期間

開設期間は、被災者が住宅を修理、新築する等住宅を確保することができるまでの期間 又は応急仮設住宅へ入居できるまでの期間とする。ただし、教育施設等に関しては、学校 教育に支障のない範囲及び期間とするよう配慮する。

なお、災害救助法が適用された場合の開設期間は、災害発生の日から7日間以内とするが、これによりがたい場合は県知事と協議をして期間を延長することができる。

5 福祉避難所の開設【災害救助・ボランティア支援班】

身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所に至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする在宅要援護者、要配慮者、障がい者、妊産婦、乳幼児及びその介護者については、あらかじめ指定した福祉避難所を開設し、保護する。

6 避難所の運営・避難所従事者の執務要領

- (1) 避難所従事者は、被災者を誘導するとき、本部長の指示が間に合わないときには、自己の判断で処理すること。
- (2) 避難所の運営にあたっては、あらかじめ作成する避難所運営マニュアルを活用して避難所運営委員会を設置し、避難所を運営する。また、自主防災組織や市災害ボランティアセンターに登録しているボランティア等の協力を得て、避難者の保護にあたる。

施設の使用にあたっては、施設管理者と緊密な連絡をとり、保全管理に十分留意する。 市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、 避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、 必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

- (3) 避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者及び女性への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。また、避難の長期化等、必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違いなど、男女双方及び性的少数者の視点等に配慮する。
- (4) 避難所の安全性を常に検討し、安全性に欠ける場合には上司に報告し、避難所の移転を行うこと。
- (5) 避難所内の衛生については、特に留意し、必要な措置を要するときは、上司に報告すること。
- (6) 避難者の収容状況等を随時本部へ報告すること。
- (7) 給食、その他の物品の配分については統制を保ち、かつ公平に行うこと。
- (8) 避難所の運営にあたっては、努めて融和を図り、被災者の精神的負担を和らげるようにする。
- (9) 避難所収容者名簿、報告書等を整備し、閉鎖後は災害対策本部に提出すること。
- (10) 常に災害対策本部と連絡を密にし、その使命の完遂を図ること。
- (11) 災害時には、飼い主にはぐれた動物や負傷動物が多数生じること及び避難所における動物同伴による問題の発生が予想される。飼養動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、県及び獣医師会等関係団体の協力を得て、所要の措置を講ずるものとする。
- (12) 避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

7 避難所設置費用の限度額

災害救助法が適用された場合、避難所設置、維持及び管理のための費用は、災害救助法 施行細則に基づき、県が別に定める額とする。

8 災害救助法適用外の災害

災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により本部長の責任において対策 を実施する。

(資料4-16 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表)

第3 避難誘導及び経路【総務班/市民生活班/災害救助・ボランティア支援班/商工班/ 消防部】

1 避難地区、避難民の順序

(1) 避難地区の順序

避難地区の順序は、災害の種類、規模及びその後の気象予報等の実情により、次の頃 序により地域を決定する。

- ア 災害発生地又は予想区域の市民
- イ 災害発生地域に隣接し、拡大するおそれのある地域の市民
- (2) 避難民の順序

避難民の順序は、次のとおり配慮する。

- ア 高齢者、乳幼児、病人、障がい者、妊産婦、必要な介助者及び観光客等一時滞在者
- イ 一般市民
- ウ 防災従事者

2 誘導の方法及び避難経路

(1) 誘導時の留意点

避難指示等が出された場合には、災害の種類及び規模の実情に即し、関係機関と密接な連絡のもとに誘導責任者を置いて迅速かつ円滑に避難者を誘導するものとし、この場合、誘導責任者は、次の事項について特に留意するものとする。

なお、避難指示等が発令された場合の安全確保措置として、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

- ア 避難者に、避難する場所及び避難経路を指示し、その周知徹底を図ること。
- ウ 特に高齢者、障がい者、児童、病弱者等の要配慮者や観光客等一時滞在者は、その 家族及び近隣住民の手により避難させるものとするが、その時の状況により救急車又 はその他の自動車等により避難させること。
- エ 夜間においては、照明器具携行の誘導員を配置すること。
- オ 最悪の場合、誘導ロープにより安全を確保すること。
- カ 避難する際は、手早く火の始末をするよう指示すること。
- キ 避難地域の住民全員が避難したかどうか確認すること。
- ク 安否確認は、自主防災組織、自治振興会、消防、警察等が連携して行い、地区連絡

員が取りまとめ災害対策本部へ連絡するものとする。

(2) 誘導責任者

- ア 市職員及び消防署員
- イ 消防団の班長以上又はその命を受けた消防団員
- ウ 児童館及び保育所職員、幼稚園・小・中学校教職員
- 工 警察官
- オ その他事務所の長又はその命を受けた者。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(3) 自主防災組織

自主防災組織は、市、消防機関、警察等の各機関及びその誘導責任者と連携協力し、 地域内の住民の避難誘導を行う。この場合、高齢者、障がい者等の要配慮者の避難誘導 に配慮する。

第4 要配慮者への援護

1 要配慮者対策【災害救助・ボランティア支援班】

- (1) 避難行動要支援者の安全確保
 - ア 市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、あらかじめ 作成した避難行動要支援者名簿や個別の避難支援計画を効果的に活用し、避難行動支 援者の避難支援及び迅速な安否確認を行う。
 - イ 市は、自主防災組織及び民生委員児童委員等の協力を得ながら居宅に取り残された 避難行動要支援者の発見に努め、発見した場合は本人の同意を得て必要に応じ避難所 への誘導を行う。
 - ウ 市は、避難行動要支援者の特性に応じ、携帯端末等の情報機器の活用や情報内容を 工夫するなど、情報伝達手段について配慮する。
 - エ 自主防災組織及び市民は、災害発生時に、家族や近隣市民等との連携をとり、避難 行動要支援者の安否確認や避難誘導及び救助活動に努める。
- (2) 要配慮者の生活支援
 - ア 社会福祉施設への緊急入所

市は、県及び施設代表機関とあらかじめ定めた手順により、居宅や避難所において生活することが困難な要配慮者の社会福祉施設へ緊急入所を行う。

イ 避難所における支援体制の整備

市は、避難所において、被災した要配慮者の生活に必要な人的援助のニーズを把握するため相談窓口を置く。特に情報の伝達が困難な視聴覚障がい者や車椅子使用者については、手話通訳、移動介護等のボランティアの活用により、支援体制を整備する。

ウ 要配慮者の実態調査とサービスの提供

市は、県の協力を得て、居宅や避難所において被災した要配慮者の実態調査を速やかに行い、保健・医療・福祉等の関係機関との連携のもとに必要なサービスや物資を確保する。

職員の動員が必要な場合、県に要請し、被災していない県内市町村及び災害時相互 応援協定締結自治体等に対して、関係職員等の派遣を依頼する。

2 社会福祉施設における要配慮者対策【災害救助・ボランティア支援班】

(1) 入所者の安全確保

被災した社会福祉施設は、あらかじめ策定する防災応急計画等に従い、災害発生時に 直ちに入所者等の安否確認や避難誘導を行う。また、必要に応じ、防災関係機関等の協力を要請し、入所者等の救助活動を行う。

(2) 被害状況の報告

被災した社会福祉施設は、あらかじめ市及び県と定めた手順に従い、速やかに市又は 県へ被害状況の報告を行う。

(3) 入所者の移送

施設の損傷等により入所者を他の社会福祉施設へ移す必要がある場合、市は、県及び施設代表者とあらかじめ定めた手順により、他の施設への移送を行う。また、県内の施設で対応できない場合は、県は、近隣県に対して、社会福祉施設への受入れ協力を要請する。

(4) 支援要請

被災した社会福祉施設は、物資や救助要員の必要数を把握し、市又は県等に支援を要請する。

3 外国人の支援対策【企画政策班/災害救助・ボランティア支援班】

(1) 外国人の救護

市は、自主防災組織及びボランティア等の協力を得ながら、外国人の安否確認、避難誘導及び救助活動に努める。

職員の確保が必要な場合、県に要請し、被災していない県内市町村及び隣接県に対して、支援要員等の派遣を依頼する。

(2) 外国人の生活支援

ア 外国人への情報提供

市は、報道機関の協力のもとに、被災した外国人に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

イ 避難所における相談体制の整備

市は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズを

把握するため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備する。

4 帰宅困難者対策【商工班】

都市部や観光地には、通勤・通学、買い物、旅行者等の多くの人が流入、滞在しているが、大規模な災害が発生した場合、交通が途絶し、自宅に帰ることができない人々が多数発生することが予想される。

このため、市は県と連携し、徒歩帰宅支援ステーションの活用の促進を図るなど帰宅困難者の支援に努めるものとする。

第5 精神保健対策【保健班/医療班】

一般的に災害によるショックで精神的な不安定や避難生活の長期化によるストレスが増加する。これに対して被災者の心の健康保持や治療に努めるため、医療班は、避難所等に開設する診療所や相談所にメンタルへルスケアのため専門医師を派遣する。

1 被災者への配慮

診療所や相談所においては、被災者の心の健康を保持するため、ラジオやテレビなどを設置し、災害について必要な情報を提供する。また定期的に、被災地の近況についても報告する。

被災者の症状によって、医療班、保健班の精神科医や心理判定員等を派遣する。民間のボランティア等の協力を得て、被災者にリラックスできる雰囲気づくりに心掛ける等の配慮に努める。

2 心の相談への対応

被災者の被災状況や個々の人の心は、千差万別であることから、市は保健師等を通じてPTSD(心的外傷後ストレス障害)^{*1}等に対する配慮を行うため、県とも継続的な連携を図り、被災者が関係する学校や職場等との連絡調整を行う。

3 エコノミークラス症候群等への対応

自家用車で避難している被災者に対するエコノミークラス症候群やインフルエンザ等の 感染症、高齢者の心身機能の低下等の対策について留意する。

特に、市内で災害が発生した場合は、車中避難が多く想定されることから、その際には、 静脈血栓塞栓症の対策として長時間同じ姿勢でいないことや軽い運動を行うこと等を周知 する。

また、テント等を借り上げ、車中で避難している被災者への配慮に努める。

※1 PTSD (心的外傷後ストレス障害)

死や負傷の機器に直面して恐怖や無力感を感じた時に体験するのが心的外傷後ストレスであり、次のような症状が一定の強さで1箇月以上続き、日常生活に支障をきたす場合をPTSDという。

- ① 外傷となった出来事を繰り返し思い起こして再体験する。
- ② その出来事を避けようとしたり、無感動になったりする。
- ③ 緊張の強い興奮状態が続く。

第6節 救助・救急計画

【総務班/消防部】

災害のため生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を早急に捜索、 救出し、保護を図るものとする。

第1 救助活動

消防及び施設等の管理者は、風水害に対応した救助資機材を有効に活用して、迅速かつ的 確に救助活動を行う。

1 実施責任者【消防部】

災害による救出は本部長が行い、災害救助法が適用された場合は、県知事の委任に基づき、 本部長が行うものとする。

2 救助活動

(1) 情報の伝達・収集

消防は、119番通報、市民からの駆け込み通報、参集職員の情報、自主防災組織からの情報提供、県防災へリの情報提供等により被災状況を早期に把握し、救助態勢を整え、収集した被災情報を防災関係機関に連絡する。

(2) 活動体制

- ア 救助活動は消防署が主体となり、消防団員、自主防災組織や警察官等関係機関により 救助部隊を編成、車両、舟艇その他資機材を準備し、それぞれの状況に応じた救助作業 を実施するものとする。
- イ 発災後、多発すると思われる救助要請に対しては救助計画をたて、組織的な対策をと る。
- ウ 自主防災組織や市民が独力で救助可能と思われる場合は、自主防災組織等に救助活動 を指示する。
- エ 発災初期においては、市民、関係機関等の通報等により活動し、その後は、計画的な 捜索活動を行う。
- オ 要救助者が多数いる場合は、次の事象を優先して救助活動を行う。
 - (ア) 救助活動を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者はできるかぎり自主的 な処置を行わせ、他の関係機関と連携した活動を行う。
 - (イ) 同時に多数の救助救急活動を要する場合は、火災現場付近及び一度に多数の人命 を救護できるものを優先して行う。
 - (資料 2-3 救助資機材の保有状況)

3 関係機関等への応援要請

災害が甚大な場合あるいは同時に発生した場合において、現有各防災機関等の活動で救助 が困難なときは、本計画、第9節 応援要請計画に基づき各防災関係機関に応援要請を行う。

4 危険区域の監視

災害が発生し、危険防止上、特に危険と認めるときは、消防職員、消防団員及び警察官等 により危険区域の監視にあたるものとする。

5 救出期間

災害救助法が適用された場合の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。ただし、 これによりがたい場合は県知事と協議して期間を延長することができる。

第2 救急活動【総務班/医療班/消防部】

消防は、災害時に大量に発生する傷病者に迅速、的確な応急処置を施し、救急車やヘリコプター等を活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。また、市民は、できる限り応急手当を行い救急活動に協力する。

1 市民等による応急手当

市民、自主防災組織及び消防団等は、救急関係機関が到着するまでの間、止血、心肺蘇生等の応急手当を行い、被害の軽減に努める。

2 救急要請への対応【消防部】

- (1) 負傷者の搬送は、原則として消防とする。ただし、消防署の救急車が対応できない場合は、市、県、医療班等で確保した車両により搬送を実施し、状況によっては他市町村、他県に応援を要請する。
- (2) 多数の負傷者が発生した場合、救急隊員はトリアージにより負傷者の状況に応じた応急処置を行う。

3 医療機関等との連携【医療班/消防部】

(1) 市は、迅速な医療救護活動を行うため、医療関係機関と連携の上、災害現場に現地救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。

4 ヘリコプターの活用【総務班】

市は、道路・橋梁の冠水・流出、交通渋滞、土砂崩れ等による交通の途絶等により救急車が使用できない場合又は遠隔地から高次医療機関等への搬送の必要がある場合など、救急搬

送にヘリコプターが有効なときは、県防災ヘリ、県ドクターヘリ、県警へリコプター、自衛 隊へリコプターの派遣を要請する。

ただし、傷病者が多数いるため、これらのヘリコプターだけで対応できない場合は、県を 通じて緊急消防援助隊及び自衛隊等に応援要請を行う。

第7節 消防団の活動

【消防部】

第1 活動の基本方針

1 警戒避難活動

消防団の警戒避難活動は、それぞれの担当区域での防災活動により対応し、特定の地域での大規模災害の危険が拡大した場合などは、「集中防御(団の防災力集中的な運用による防災活動)」により対応する。

2 自主防災組織及び地域住民等との協力

大規模な風水害時には、消防団の力だけでは対応できないため自主防災組織及び地域住民 等の協力を得て対応する。

3 優先する活動

警戒避難活動期(発災直前の対応)においては、概ね以下の活動を優先し、それぞれの地域の事情を考慮する。

- (1) 危険地域における警戒巡視
- (2) 危険地域住民等に対する警戒の呼びかけ
- (3) 危険地域住民等に対する避難準備の呼びかけ及び避難指示の伝達
- (3) 危険地域住民等に対する近隣世帯の要配慮者の安否確認の喚起・指示
- (4) 避難誘導、要配慮者の保護・移送
- (5) その他の二次災害危険(LP ガスボンベの流出防止など)に対する警戒の呼びかけ
- (6) 上記以外の活動については、市水防計画による。

第2 消防分団屯所への参集

風水害時においては、消防団員は、動員指令を待つことなく自己の判断により、直ちに所定の参集場所に参集し、「警戒避難活動の判断情報」(特に担当区域の降雨、河川水位、低位冠水、小崩壊等の状況)の収集、危険箇所の警戒巡視に従事する。

団長、副団長は消防団本部(砺波消防署) へ参集し、各分団の幹部は、分団屯所に参集する。なお、災害対策本部設置後は、団長は災害対策本部室に参集する。また、参集途上において、可能な限り上記「避難警戒活動の判断情報」を収集し、災害対策本部に報告するものとする。

第3 自主防災組織、市民等に対する注意喚起・活動協力要請

消防団は、自主防災組織の役員や市民に対し災害への注意を促すとともに、状況に応じて 避難の準備、避難、避難誘導、家族や近隣世帯の要配慮者の保護・移送などに協力するよう 要請する。(ハンドマイク等で当該活動に協力従事するよう喚起する。)上記活動は、危険 地域を有する消防分団においては特に平素より重視するものとする。

第4 救助活動

第6節 救急・救助計画を参照

第5 避難誘導

- (1) 浸水あるいは土砂災害危険度の高まりにより、住民避難の必要性が生じたときは、当該情報を市民に伝達するとともに、市職員、自主防災組織等と連携をとりながら、市民を安全な場所に避難誘導させる。
- (2) 避難指示又は警戒区域の設定による避難誘導については、「第2節 避難指示等」及び「第5節 避難計画」の要領による。

(資料 2-5 消防機関、消防ポンプ配置図及び分団管轄図)

(資料 2-6 災害時の事務分掌(消防))

(資料 2-7 災害時の部隊編成(消防))

(資料 2-8 砺波市消防団火災時出動区分計画)

第8節 災害救助法の適用

【災害救助・ボランティア支援班】

災害により、被害の程度が一定の基準を超える場合は、災害救助法の適用を県知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求め、り災者の生命、生活の保護と社会秩序の迅速な安定を図るための対策の実施に伴う財政的、制度的根拠が担保され、応急的に必要な救助が行われる。

第1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用は、県知事が行う。

なお、具体的適用基準は、次のとおりである。

【災害救助法適用基準】

- ① 市の区域内で、住家が減失(全壊、全焼又は流出)した世帯数が60世帯以上であるとき
- ② 被害が広範囲にわたり、県内の減失世帯が 1,500 世帯以上に達した場合で市における減失した世帯数が 30 世帯以上に達したとき
- ③ 被害が県内全体におよぶ大災害で減失世帯数が7,000世帯以上に達した場合又は災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合であって、多数の世帯の住家が減失したとき
- ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、下 記の基準に該当するとき
- ア災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数のものが避難して継続的 に救助を必要とすること
- イ災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を 必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること
- (注) 1. 「減失世帯」とは、住家が全壊(全焼・全流出)した世帯であるが、住家が半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって減失した1世帯とする。さらに、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の減失した1世帯とみなす。
 - 2. 「世帯」とは生計を一にしている実際の生活単位をいう。

第2 災害救助法の適用手続

1 災害救助法の適用申請

災害に際し、市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、本部長は直ちにその旨を県知事に報告し、災害救助法適用を要請する。 その場合には、県厚生部を経由して県知事に次の事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理する。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の日時及び場所
- (3) 災害の原因及び被害の状況
- (4) 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- (5) その他必要な事項

【申請報告先】

県 厚生部厚生企画課管理係

電話 076-444-3196

防災行政無線 80-11-3413

防災行政無線 FAX 80-11-2830

厚生労働省社会·援護局総務課災害救助·救援対策室

電 話 03-3595-2614

FAX 03-3595-2303

2 適用の特例

災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、 本部長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を速やかに県知事に報告し、そ の後の処理に関して県知事の指揮を受けなければならないものとする。

また、災害救助期間の延長等特例申請については、県厚生部を通して行う。

第3 災害救助法による救助の内容等

救助の程度、方法及び期間等は、災害救助法の規定による。

(資料 4-16 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表)

第9節 応援要請計画

【総務班/各班】

災害の規模や情報収集した被害状況から、防災関係機関だけでは対応が困難な場合は、相 互応援協定に基づく広域応援要請や自衛隊の災害派遣要請を迅速、的確に行う。

第1 広域応援要請

1 実施責任者【総務班】

本部長は、災害による被害状況から、市の防災関係機関のみでは対応が困難な場合は、県及び被災していない近隣市等に応援を要請し、迅速な対応を図るものとする。

2 実施基準

応援協力の要請は、市民の生命及び財産を保護するための応急対策の実施が不足又は困難 と判断される場合とする。

3 実施方法【総務班/各班】

- (1) 本部長は、災害応急対策の実施において前記の事態が生じたときは、直ちに適否を決定し、県知事、近隣市長及び相互応援協定締結自治体首長に対し派遣要請するものとする。
- (2) 派遣要請は、本部長が災害応急対策又は災害復旧のため職員を確保する必要があると認めたとき、次の事項を記載した文書をもって職員の派遣を要請するものとする。
 - ア 派遣を要請する事由
 - イ 派遣を希望する人員、資機材
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ 派遣を希望する期間
 - オ 派遣される者の受入体制等
- (3) 担当業務は、おおむね次のとおりとする。
 - ア 火災防御活動
 - イ 水防工法
 - ウ 人命救助
 - エ 負傷者の搬送
 - オ 遺体の捜索、収容
 - カ 給食及び給水

- キ 防疫
- ク その他緊急を要する業務
- ケ 災害情報等の情報収集、災害応急対策の支援(国土交通省災害対策要員の派遣)

(4) 受入れ体制

- ア 派遣要請が決定された場合は、本部長(総務班)は受入体制を整備するものとする。
- イ 指揮命令は、派遣を受けた本部長が行うものとする。活動にかかる折衝は、直接関係する部班があたるものとする。

【要請先】

要請先	電話番号	FAX	県防災行政無線 電話	県防災行政無線 FAX
県防災·危機管理課	076-444-3187	076-444-3489	80-11-3360	80-11-2827
南砺市	0763-23-2001	0763-23-2001	80-79-11	80-79-10
小矢部市	0766-67-1760	0766-67-2171	80-78-9-241	80-78-10
高岡市	0766-20-1111	0766-20-1325	80-72-9-2308	80-72-10
愛知県安城市	0566-76-1111	0566-76-1112	80-24-88-023-7 12-2-2293	80-24-88-023-7 12-1150
石川県加賀市	0761-72-1111	0761-72-4640	80-24-88-017-2 06-10	80-24-88-017-2 06-21
北海道むかわ町	0145-42-2411	0145-42-2711	80-24-88-001-7 73-99	80-24-88-001-7 73-10
石川県金沢市	076-220-2111	076-233-9999	80-24-88-017-2 01-10	80-24-88-017-2 01-21
福井県越前市	0778-22-3000	0778-22-3458	80-24-88-018-3 02-1-2304	80-24-88-018-3 02-1-2990
茨城県東海村	029-282-1711	029-270-4418	80-24-88-008-2 35-8400	80-24-88-008-2 35-8450
フラワー交流都市災害協定 (山口県萩市)	0838-25-3178	0838-26-5458	80-24-88-035-4 04-431	
フラワー交流都市災害協定 (北海道中富良野町)	0167-44-2122	0167-44-2127	80-24-88-001-5 37-99	80-24-88-001-5 37-10
フラワー交流都市災害協定 (山形県長井市)	0238-84-2111	0238-83-1070	80-24-88-006-7 26-901	80-24-88-006-7 26-950
フラワー交流都市災害協定 (静岡県下田市)	0558-22-2211	0558-22-3910	80-24-88-022-2 33-9001	80-24-88-022-2 33-8001
フラワー交流都市災害協定 (岐阜県大野町)	0585-34-1111		80-24-88-021-4 53-2	80-24-88-021-4 53-719
フラワー交流都市災害協定 (兵庫県宝塚市)	0797-77-2078	0797-77-2102	80-24-88-028-2 14-52	80-24-88-028-2 14-61

フラワー交流都市災害協定 (福岡県久留米市)	0942-30-9000		80-24-88-040-7 00-78-203-70	80-24-88-040-7 00-78-203-75
フラワー交流都市災害協定 (鹿児島県和泊町)	0997-92-1111	0997-92-3351		

(資料 7-2 フラワー都市交流連絡協議会災害時相互応援に関する協定書)

【応援部隊の活動拠点】

(医療、土木、水道、応急危険度判定士等応援部隊の活動拠点を次のように配置する。)

名称	所 在 地	施設管理者	連絡先
医療応援活動拠点 砺波総合病院	砺波市新富町 1-61	砺波市長	TEL 0763-32-3320 FAX 0763-33-1487
土木応援活動拠点 砺波市役所土木課 (増築棟1階等に置く)	砺波市栄町 7-3	砺波市長	TEL 0763-33-1111 FAX 0763-33-4506
上下水道応援活動拠点 砺波市役所上下水道課	砺波市栄町 7-3	砺波市長	TEL 0763-33-1111 FAX 0763-33-4037
危険度判定士応援拠点 砺波市役所都市整備課 (増築棟1階等に置く)	砺波市栄町 7-3	砺波市長	TEL 0763-33-1111 FAX 0763-33-6853

4 災害相互応援【総務班/各班】

市長は、県知事又は他の市町村長から応援を求められたときも、特別の事情が無い限り要請に応じるものとする。

また、他市町村との災害時相互応援協定の締結に努めるものとする。

第2 防災関係機関への応援要請【各部/総務班/消防部】

1 指定地方行政機関等への応援要請【総務班】

- (1) 市長(総務班)は、災害応急対策又は災害復旧のため必要なときは、次の事項を記載した文書をもって指定地方行政機関等に対し、職員の派遣要請を行うものとする。
 - ア 派遣を要請する理由
 - イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ その他職員の派遣について必要な事項
- (2) 企画総務部長は、直ちに本部員会議で協議の上、応援要請を行うものとする。ただし、

本部員会議を招請する時間が無い場合は、本部長が決定するものとする。

- (3) 応援部隊の活動についての折衝は、直接関係ある部班があたるが、応援隊数、隊員(職員)数、食料、燃料、宿舎等のあっせん状況を市長(総務班)に報告するものとし、終始連絡状況等を把握しておくものとする。
- (4) 派遣職員の身分取扱い及び経費負担

派遣職員の身分取扱い及び経費負担については、災害対策基本法第32条及び第92条に定めるところによるものとする。

(資料 6-1 県、他の地方公共団体への応援要請文書)

2 他の消防機関に対する応援要請【消防部】

(1) 県内の消防機関に対する応援要請

本部長は、災害が発生し、他の消防機関に応援を要請する必要が生じたときは、県市町村消防相互応援協定に基づき要請するものとする。

- ア 応援の種類は、次のとおりとする。
 - (ア) 火災防御のための消防隊の派遣
 - (イ) 大規模な災害事故における救助隊の派遣
 - (ウ) その他の災害に際し、防御に必要な人員及び資機材の援助
- イ 応援側の市町村長に次の事項を連絡の上、応援を要請するものとする。
 - (ア) 災害の種別
 - (イ) 災害の状況
 - (ウ) 応援隊種別、隊数及び数量
 - (エ) 防御に必要な資機材の種別及び数量
 - (オ) その他必要な事項
- ウ 応援要請は、関係市町村の消防本部等に消防無線電話又は一般電話により要請する ものとする。
- (2) 緊急消防援助隊の要請【消防部】

本部長は、災害の状況、市の消防力及び県内の消防応援だけでは十分な対応がとられないと判断したときは、速やかに県知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。この場合、県知事に連絡がとれない場合には、直接、総務省消防庁長官に対して、要請するものとする。

- ア 応援要請受入は、総務班が消防部と協議して調整する。
- イ 応援到着後の活動の調整は、消防部が行い、活動状況を総務班に報告する。

【要請先】

要	請	先	電話番号	FAX番号	県防災合成無線 電話	県防災行政無線 FAX
県消防調	果		076-444-3188	076-444-3489	80-11-3364	80-11-2827
総務省消防庁		03-5253-7527	03-5253-7537	80-24-88-048-5 00-9043431	80-24-88-048-50 0-9049033	

【応援消防機関の活動拠点】

名称	所 在 地	電 話 番 号
指揮隊活動拠点 •砺波地域消防組合消防本部	砺波市大辻 501	TEL 0763-32-4957
消防集結地 ・一次集結場所 砺波地域消防組合消防本部	砺波市大辻 501	TEL 0763-32-4957
・二次集結場所 文化会館駐車場	砺波市宮沢町	TEL 0763-33-5515
中村多目的運動広場	砺波市中村	TEL 0763-32-5240
臨時宿泊施設 • 砺波市文化会館	砺波市花園町 1-32	TEL 0763-33-5515
・チューリップ四季彩館	砺波市中村 100-1	TEL 0763-33-7716
• 砺波市美術館	砺波市高道 145−1	TEL 0763-32-1001
高道体育館	砺波市高道 217−1	TEL 0763-32-5240

3 大規模特殊災害における広域航空消防応援【総務班/消防部】

本部長は、大規模な地震、風水害、林野火災等大規模特殊災害時に県防災へリ等の活用が消防機関の活動にとって極めて有効と考えられるときは、「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づき県知事に要請するものとする。

- (1) 対象とする大規模特殊災害は、次のとおりとする。
 - ア 大規模な地震、風水害等の自然災害
 - イ 山林地域での大火災、大災害、大事故
 - ウ 高層建築物の火災
 - エ 航空機事故、列車事故等集団救助・救急事故
 - オ その他上記に掲げる災害に準ずる災害

- (2) 広域航空消防応援種別は、主な任務により次のとおり区分するものとする。
 - ア 調査出動 (現場把握、情報収集、指揮支援等のための出動)
 - イ 火災出動(消火活動のための出動)
 - ウ 救助出動(人命救助のための特別な活動を要する場合の出動及びこれに付随する救 急搬送活動を含む。)
 - エ 救急出動(救急搬送のための出動で、特別な人命救助活動を伴わないもの)
 - オ 救援出動(救援物資、資機材、人員等の輸送のための出動)
 - カ 応援要請は、次の事項について電話、無線、ファックス等により明確に連絡すると ともに、後日正式文書を送付するものとする。
 - (ア) 必要とする応援の具体的内容
 - (イ) 応援活動に必要な資機材等
 - (ウ) 離発着可能な場所及び給油体制
 - (エ) 災害現場の最高責任者の職・氏名及び無線による連絡の方法
 - (オ) 離発着場における資機材の準備状況
 - (カ) 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
 - (キ) 気象の状況
 - (ク) ヘリコプターの誘導方法
 - (ケ) 要請側の連絡先
 - (コ) その他必要な事項
 - (資料 2-13 ヘリポートの準備)
 - (資料 2-14 ヘリコプター場外離着陸場)

4 防災関係民間団体等に対する応援要請【総務班】

本部長は、災害時の応急対策をより効果的に遂行するため必要と認めるときは、市域における民間団体等の協力を得るものとする。

(1) 民間団体等の協力業務

災害時に民間団体等からの協力が得られる活動は、おおむね次の事項である。

- ア 異常気象、危険箇所等を発見したときの通報
- イ 避難誘導等市民に対する救助活動
- ウ 炊出し、救助物資の配分等
- エ 被害状況の調査
- オ 公共施設の応急復旧作業
- カ 応急仮設住宅の建設

- キ 建設資機材の調達
- ク 生活必需品の調達
- ケ その他災害応急対策活動への協力
- (2) 民間団体等への協力要請の手続き

災害時に民間団体等からの協力を必要とするときは、次の事項を明示その責任者に対し要請するものとする。

- ア 協力を希望する地域及び期間
- イ 活動の内容
- ウ 協力を希望する人数、車両等
- エ 調達を要する資機材等
- オ その他必要な事項
- (3) 民間団体等の活動の調整方法

民間団体等の協力を得て応急対策等を進める場合、協力要請は、総務班及び協力業務 担当部班が協力してあたり、活動の調整を行うものとする。

なお、協力業務担当部班は、現地に派遣した職員等にその活動状況を常に把握させ、 災害対策本部との連絡にあたらせるものとする。

(資料 6-3 指定公共機関及び公共的団体への協力依頼文)

第3 自衛隊の災害派遣要請【総務班】

1 災害派遣要請

市長は、災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要性があり、かつ、その実態がやむを得ないと認めるもので、他の要員を確保する組織等がない場合、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき県知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するものとする。

また、県知事に依頼できない場合には、災害対策基本法第68条の2第2項の規定に基づき防衛大臣又は要請先に記載した各あて先に依頼するものとする。なお、防衛大臣等に直接依頼したときは、速やかにその旨を県知事に通知するものとする。

- (1) 各班は、自衛隊の災害派遣が必要と判断した場合、総務班を通じて市長に申し出る。
- (2) 災害派遣(撤収)要請の依頼及び受入れは、総務班を窓口として行う。
- (3) 災害派遣部隊到着後の受け入れは、総務班が行う。

2 派遣要請書の手続き

派遣事項は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

ただし、緊急を要し、文書によることができない場合には、電信電話により依頼し、事後、 速やかに情報に基づき部隊等の派遣文書を進達するものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する人員、船舶、航空機、資機材の概数
- (4) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (5) その他参考となるべき事項

3 要請を受けた場合の自衛隊の対応

前記の手続きを経た要請について、自衛隊は、その内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要性を判断する。

この場合、部隊等を派遣する必要性の判断は、次に掲げる基準に基づくものとする。

(1) 緊急性 差し迫った必要性がある。

(2) 公共性

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性がある。

(3) 非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がない。

4 派遣要請によらない災害派遣

(1) 自主派遣

自衛隊は、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし、特に緊急性を要し、要請を待つ時間がないと認められるときは要請を待たないで部隊等を派遣することができる。ただし、自主派遣を行った場合においても、その後災害派遣要請書の提出を受けるものとする。

(2) 近傍派遣

自衛隊の施設及びその近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、派遣要請を必要としないで部隊を派遣することができる。

5 受入体制

(1) 受入準備

県知事から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

ア 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所、車両、機材等の保管場所、その他受入れのため必要な措置及び 準備をするものとする。

イ 連絡職員

派遣部隊との連絡員を指名し、連絡業務にあたるものとする。

ウ 作業計画の作成

応援を求める作業の内容、所要人員、資機材等の確保、その他について計画をたて、 派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備するものとする。

エ ヘリコプター受入れ時の留意事項

ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合、ヘリポートの基準に基づいた離着陸場を選定しておくとともに、風向表示、着陸地点の表示等受入れに必要な準備をするものとする。

(2) 派遣部隊到着後の措置

ア 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、応援作業計画について派遣部隊の責任者と協議、調整の上、必要な措置をとるものとする。

イ 作業進捗状況等を市長及び県知事に報告し、常に市及び県と連携を密にするものと する。

6 経費の負担

(1) 市が負担する経費

応急対策、復旧等に必要な資機材の借用、代価及び役務の費用、宿泊施設等の借上料、 損料、入浴料、光熱水費、電話等通信費、消耗品費、補償費、高速道路(株)各社の管理する有料道路以外の道路の通行料等防災活動に要する費用とする。

(2) 自衛隊が負担する経費

派遣部隊等の給食、装備資機材、被服の整備消耗・更新、燃料及び被災地への往復に要する費用とする。(民間の輸送力を利用する場合及び有料道路の通行料は除く。)

【要請先】

要請先	電話番号	FAX 番号	県防災行政無線 電話	県防災行政無線 FAX
県防災・危機管理課	076-431-3187	076-444-3489	80-11-3360	80-112827

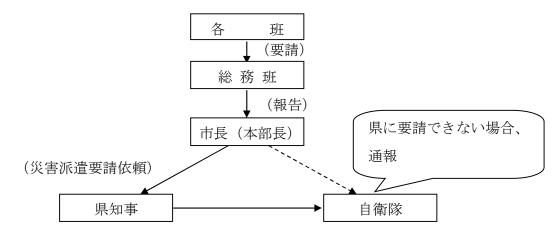
あて先	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第 14 普通科連隊長	〒921-8104 石川県金沢市野田町 1-8	076-241-2171
航空自衛隊第6航空団司令	〒923-0961 石川県小松市向本折町戌 267	0761-22-2101

⁽注) 上記自衛隊については、県に要請できない場合に通報する。

【災害発生通報先】

あて先	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊 第 382 施設中隊長	〒939-1338 富山県砺波市鷹栖出 935	0763-33-2392

【災害派遣(撤収)要請依頼の流れ】



(資料 6-2 自衛隊の災害派遣要請依頼文書)

第10節 医療救護活動

【医療班】

医療救護は、市民の生命と安全に直接関わることであり、迅速な活動が要求されるため、市は、各医療機関、各防災関係機関と密接な連携をとりながら被災者の救護に万全を期する。

本節では、医療救護に係る連絡体制、医療班の派遣、医薬品や輸血用血液の確保、医療救護所の設置及び運営等の施策を定める。

第1 医療救護活動【医療班】

1 実施責任者

市は、被災者の医療救護活動に万全を期すものとし、災害救助法が適用された場合は県知事が実施し、市長は補助機関として実施するものとする。

また、助産については、県の委任により市が実施するものとする。

2 医療及び助産対象者

医療及び助産を必要とする状態にもかかわらず、災害のため医療及び助産の途を失った者とする。

3 実施方法

(1) 医療班の編成

総合病院事務局長は、総合病院を中心にして医療班を編成するものとする。

(資料 4-1 主要医療機関一覧表)

(2) 他の機関による医療班

本部長は、医療班の編成派遣を砺波医師会に要請する。この場合、砺波医師会は、緊急を要すると判断したときは、市の要請を待たずに医療班を編成派遣できるものとし、派遣後直ちに災害対策本部(市)に報告するものとする。

また、災害の規模が大きく、市のみでは対応が困難なときは、市は、県に対して医療 班の派遣を要請するものとする。

(3) 現地医療救護所の設置

傷病者が多く発生し、現地での救護活動を実施した方が効果的と判断される場合は、 被災地住民の利用しやすい学校、公民館等に現地医療救護所を設置し医療救護活動を実 施するものとする。

(4) 災害派遣医療チームDMATの派遣

知事は、大規模災害時において、被災地域内の医療体制では多数の傷病者に対応でき ない場合は、必要に応じて厚生労働大臣に対し、災害派遣医療チームDMAT**の派遣を 要請するものとする。

※ 災害派遣医療チームDMAT (Disaster Medical Assistance Team。略称「DMAT」) は、災害の急

性期に可及的早急に救出・救助部門と合同し、活動できるトレーニングを受けた、機動性をもった医療チ

大規模災害時における、救命率向上のため、DMATによる迅速な救護活動及び被災地域外での根治的 治療が必要な患者の迅速な救出等を行う。

第2 医療器具及び医薬品の確保【医療班】

(1) 市の医療班は、市及び総合病院の現有医療器具及び医薬品を使用するものとする。不 足した場合は、市内又は近隣市町村の医療器具取扱業者及び薬局から調達するものとす る。

なお、調達が困難なときは、県に対して医療圏毎に備蓄している緊急用医薬品等の供 給を要請するものとする。

- (2) 他の機関の医療班は、市及び総合病院が備えている医療器具、医薬品を使用するもの とする。ただし、不足する場合は自己が携帯した医薬品を使用し、この場合の使用資材 の費用は、市に請求するものとする。
- (3) 市と県は、被災者自らが容易に使用できる家庭常備薬をあらかじめ避難所等に配置す るとともに、各家庭においても日常から常備薬の個人備蓄を推奨するものとする。
- (4) 市と県は、自動車、バイク、自動車等の搬送手段の確保に努めるとともに、救援物資 等の集積所、避難所等における医薬品等の仕分け・管理・服薬指導及び搬送等に当たる 人員については、薬業関係団体等の協力を得て組織化に努めるものとする。

第3 輸血用血液の確保【医療班】

輸血用血液が必要な場合には、日本赤十字社富山県支部及び富山県赤十字血液センターに 確保されている保存用血液と血液製剤等の供給を依頼するほか、市民に献血の協力を要請す るものとする。

第4 ヘリコプターによる緊急輸送【医療班】

道路交通網の途絶により、被災地住民の医療の途を失い緊急に手当が必要となったとき、 また、市内の医療機関において有効な治療ができず、他の医療機関への搬送が必要となった 場合、本部長(医療班長)は、県ドクターヘリ基地病院(富山県立中央病院)を、県知事(消防課)に県防災ヘリ又は自衛隊ヘリコプター等の派遣要請を行うものとする。

【ヘリコプター離着陸場一覧】

名称	住 所	電話番号	FAX
砺波総合病院屋上ヘリポート	砺波市新富町1-61	0763-32-3320	0763-33-1487
砺波市陸上競技場	砺波市深江815	0763-32-4684	
砺波総合運動公園	砺波市柳瀬241	0763-33-6889	0763-33-6891
弁財天公園	砺波市庄川町庄		

(資料 2-13 ヘリポートの準備)

(資料 2-14 ヘリコプター場外離着陸場)

【後方搬送医療機関一覧】

名称	住所	電話番号	FAX
厚生連高岡病院	高岡市永楽町5番10号	0766-21-3930	0766-24-9509
富山県立中央病院	富山市西長江2丁目2番78号	076-424-1531	076-422-0667

第5 災害救助法の適用

1 実施期間

災害救助法が適用された場合の実施期間は次のとおりとする。

- (1) 医療 災害発生の日から14日以内
- (2) 助 産 分べんした日から7日以内 ただし、必要に応じ県知事と協議し期間を延長することができる。

2 費用の限度額

災害救助法が適用された場合、医療、助産のための費用は、災害救助法施行令に基づき、 県が別に定める額とする。

(資料 4-16 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表)

3 災害救助法適用外の災害

災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により市長の責任において対策を実施する。

第11節 重要道路確保・輸送計画

【総務班/災害救助・ボランティア支援班/土木班】

災害時における交通の確保は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動にとって 極めて重要である。

このため、市は県及び関係機関と協議し、迅速に輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両等を調達するなど、輸送力に万全を期する。

第1 緊急交通路の確保

1 土木班は、パトロール等を実施して市内の重要道路の被害及び道路上の障害物の状況を把握するとともに、国土交通省北陸地方整備局高岡国道維持出張所、県砺波土木センター、砺波警察署等関係機関と連携を密にし、隣接市を含む道路被害の状況及び交通状況を把握する。

国土交通省北陸地方整備局との「災害時の情報交換に関する協定」に基づき、国土交通省 北陸地方整備局に対し、情報交換をし、情報連絡員の派遣、災害に係る専門家の派遣等の協力を要請する。

2 総務班は、土木班と協議し、被災者の移送、被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保するために必要と認めるときは、県公安委員会(砺波警察署)に災害対策基本法第76条に基づく交通規制を要請する。

市道の破損、決壊その他の事由により通行が危険である場合、土木班は、道路法第46条に基づく通行の禁止又は制限措置を施す。

3 土木班は、被害状況等に基づき、効率的な復旧活動が展開可能となるよう下記の点を考慮 し、砺波建設業協会等の協力を得て重要道路の応急措置を行う。なお、市道以外の道路につ いては、各々の道路管理者に応援措置を要請する。

(資料 2-17 緊急通行確保路線)

4 交通規制を実施した場合、広報情報班は、移動系防災行政無線、市ホームページ、FMとなみ、TST、インターネット等を通じて交通規制の内容を広報する。

第2 輸送計画

1 実施責任者【災害救助・ボランティア支援班】

災害時における被災者の避難、生活必需品及び救助物資等の輸送は、本部長(災害救助・ボランティア支援班)が行うものとする。

2 輸送の方法

(1) 自動車による輸送

災害時における自動車輸送は、市有車両を可能な限り利用するものとする。また、市有車両のみでは十分な輸送体制が組めないときは、自動車運送業者等の車両を借上げ緊急輸送を実施するものとし、あらかじめ協議しておくものとする。

(資料 4-2 市有車両の保有状況)

(資料 4-10 貨物自動車運輸業者一覧表)

(2) 鉄道による輸送

道路の被害により自動車輸送では遅延する場合又は遠隔地において物資を確保した場合においては、鉄道輸送を行うものとする。

(3) 県防災ヘリ等による輸送

交通の途絶により孤立した地域へ緊急に輸送の必要が生じた場合は、ヘリコプターによる輸送を実施するものとし、県に対して防災ヘリの派遣要請等を行うものとする。

(4) 人力による輸送

車両等による輸送が困難な場合は、人力による輸送を行うものとする。

3 優先輸送の対象者及び物資

- (1) 災害応急措置を行う要員
- (2) 救出されたり災者
- (3) 食料及び飲料水
- (4) 医薬品及び防疫物資
- (5) 生活必需品
- (6) 災害復旧用資材等

4 緊急輸送路の確保【土木班】

緊急輸送用の自動車等の道路は、高速道路、国、県道及び1・2級市道を使用するものとし、道路に支障が生じた場合は、市道にあってはただちに応急措置を行うこととし、その他の道路については、それぞれの管理者に応急措置を行うよう要請するものとする。

5 燃料の確保

緊急輸送に必要な燃料については、市内小売り業者等から供給を受けるものとする。

6 緊急車両の確認申請

災害対策基本法に基づき、公安委員会が緊急輸送を行う車両の通行禁止又は制限を行った場合には、県知事又は公安委員会に対し緊急輸送車両確認申請を提出し、 緊急輸送車両の円滑な運用を図るものとする。

第12節 食料、飲料水、生活必需品等供給計画

【災害救助・ボランティア支援班/農林班/水道班】

第1 食料の調達、供給

1 実施責任者【災害救助・ボランティア支援班/農林班】

本部長は、災害の発生に伴い、食料の確保が困難になった被災者に対し、食料の供給を行うものとする。

2 対象者

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家の被災で炊事のできない者
- (3) 被害を受け一時縁故地先等に避難する者で、食料を持ち合わせていない者
- (4) 供給機能の被災で食料を確保できない者
- (5) 災害地における救助作業、急迫した災害防止及び緊急復旧作業に従事する者
- (6) その他市長が必要と認める者

3 実施方法【災害救助・ボランティア支援班/農林班】

(1) 責任者

炊出し等食料の供給を行うときは、各現場に責任者として市職員を配置するものとし、 責任者は、日赤奉仕団、自主防災組織及びボランティア団体等に協力を求め円滑に実施 するものとする。

(2) 給与の方法

ア 避難所における被災者については、避難所の責任者が必要量を把握し給与するものとする。

イ 在宅在住者については、自主防災組織又は町内会を通じ給与するものとする。

(3) 炊出し

炊出しの施設は、保育所又は公民館等公共施設の厨房を利用することを基本とする。 ただし、これにより難い場合は、湿地、排水の悪い場所、じんあい、汚物処理場から 遠ざけた場所に設置するものとし、食中毒などに注意を払うものとする。

4 食料の調達【農林班】

災害時に炊出し、その他による食料給与のための調達が必要と認められるときは、製造業者、生産者、卸、小売業者等から調達し、それでも不足する場合は県に要請するものとする。

(資料 4-3 主食類応急調達系統図)

(資料 4-5 給食施設の状況)

第2 飲料水の確保

1 実施責任者【上下水道班】

本部長は、災害の発生に伴い、飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができなくなった被災者等に対し、1人1日3リットル程度の飲料水の供給を行うものとする。

2 実施方法

- (1) 給水は、医療機関、給食施設、社会福祉施設等緊急性の高いところから実施するものとする。
- (2) 給水は、原則として拠点給水(避難所等)で実施し、断水地域が一部の場合は、状況に応じて設定するものとする。
- (3) 一般家庭用の給水は、原則として各家庭において自ら容器を持参の上、給水を受けるものとする。
- (4) 高齢者や障がい者等要配慮者にとっては、水の運搬が負担となるため、必要な場合は、 市災害ボランティアセンターに登録しているボランティア等に対し支援を要請する。
- (5) 給水方法は、車両に給水タンクを積載し使用するものとし、不足する場合には給水車を使用して、ポリタンク等により配水を実施するものとする。
- (6) 現有設備で給水が不十分な場合は、砺波管工事業協同組合、近隣市、災害時相互応援協定自治体及び日本水道協会中部地方支部等関係機関に対し応援を要請するものとする。
- (7) 期間は原則として7日以内とし、被害状況及び復旧状況により必要な場合は延長する。 (資料 4-9-2 給水器)

3 水源の確保

- (1) 被害を受けていない上水道
- (2) 井戸水
- (3) 川、ため池等の水の浄化水
- (4) 受水槽、防火貯水槽の浄化水等

4 受水施設の応急復旧

- (1) 水道施設のあるところは被害の状況に応じて速やかに復旧を図るものとし、飲料水が汚染している場合は、早急に消毒滅菌の上、一般給水に充てるものとする。
- (2) 井戸施設により飲料水を得ている被災地で消毒滅菌が必要な場合は、殺菌剤等を配分して対応するものとする。

(資料 4-7 砺波管工事業協同組合員)

(資料 4-9-2 給水器)

【給水拠点地】

出町体育館	富山県西部体育センター
庄西中学校	太田体育館
庄南小学校	般若農業構造改善センター
砺波南部小学校	東般若農村振興会館
東野尻幼稚園	栴檀野体育館
鷹栖小学校	栴檀山体育館
若林体育館	庄川小学校
砺波北部小学校	庄川生涯学習センター
高波体育館	雄神集会センター
油田体育館	種田コミュニティセンター
砺波東部小学校	

第3 生活必需品その他物資の供給

1 実施責任者【災害救助・ボランティア支援班】

市は、必要な生活必需品を迅速に供給するものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は県知事が実施することとなり、県知事の職権の一部を委任された場合又は事態の急迫のため県知事による救助の実施を待ついとまがないときは、県知事の補助機関として市長が行うものとする。

2 給与又は貸与の対象者

災害により住家が全焼、全壊、流出、埋没、半焼又は床上浸水した場合等で、生活上必要な家財を喪出し、直ちに日常生活を営むことができない者とする。

3 給与又は貸与する品目

- (1) 寝具
- (2) 衣類
- (3) 身の回り品
- (4) 炊事用具
- (5) 食器
- (6) 日用品等

(資料 4-4 日本赤十字社富山県支部災害救援物資等交付基準)

4 実施方法【災害救助・ボランティア支援班】

(1) 責任者

物資の給与又は貸与を行うときは、各現場に責任者として市職員を配置するものとし、 責任者は、地域の民生委員児童委員、自主防災組織及びボランティア団体等に協力を求 め、円滑に実施するものとする。

(2) 給与の方法

責任者は、物資の給与又は貸与に際しては、被害の状況、り災人員、り災者の世帯構成人員等を十分調査し、世帯別に配分するものとする。

5 物資の調達【災害救助・ボランティア支援班】

調達は、市内又は近隣市の卸・小売業者から調達し、それも不足する場合は、県に要請するものとする。

6 物資の輸送

調達した物資は、指定の集積場所に集め、「第11節 第2 輸送計画」に定める方法により避難所などへ輸送するものとする。

第4 災害救助法の適用

1 費用の限度額

災害救助法が適用された場合、供与、貸与のための費用は、富山県災害救助法施行規則に 定める額とする。

(資料 4-16 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表)

2 供与又は貸与の実施期間

災害救助法が適用された場合の供給与及び貸与の期間は次のとおりとする。

(1) 炊出しその他による食料の供与 災害発生から7日以内

(2) 飲料水の供与 災害発生から7日以内

(3) 生活必需品の供与又は貸与 災害発生から 10 日以内

3 災害救助法適用外の災害

災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により市長の責任において対策を実施する。

第13節 ボランティアの受入れ

【災害救助・ボランティア支援班/砺波市社会福祉協議会】

市災害対策本部が設置された場合は、市及び市社会福祉協議会は、連携して、速やかに「砺波市災害救援ボランティアセンター」を設置するものとする。

同センターは、設置後速やかに報道機関等を通してボランティアの受入れ窓口や連絡先等を広く広報するとともに、地域協力団体又は県ボランティア本部に災害救援ボランティアコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備するものとする。

(資料 6-4 ボランティア受付名簿)

第1 ボランティアの活動拠点

名 称	所 在 地	連絡先TEL	FAX
砺波市社会福祉協議会	砺波市幸町 8-17	0763-32-0294	0763-33-6324

第2 災害救援ボランティアセンターの主な機能

(1) 状況把握及び報告

被災地の状況、救援活動の状況及びボランティアニーズの有無等の情報を絶えず把握し、 被災地内外に情報を提供する。

(2) ボランティアの受入れ

ボランティアの申出者を受付け、活動内容、活動日数、資格、活動地域、ボランティア保険加入の有無等を把握するとともに、ボランティア受付名簿を作成する。

- (3) ボランティア依頼の受付及び相談 被災住民からボランティア依頼を受付け、また相談に応じる。
- (4) ボランティアコーディネート ボランティアの申し出と依頼をコーディネートし、的確なボランティア受付名簿を作 成する。
- (5) ボランティア団体・行政との連絡調整 地元ボランティア団体、被災地に入ったボランティア団体及び行政との情報交換や連 絡調整の場を設け、より的確な救援活動を促進する。
- (6) ボランティアの健康管理

ボランティアの健康管理に関して、健康センター等関係機関との連絡をとり、安全な活動のための指導を行う。医療班の巡回等を調整する。

第3 ボランティアへの協力依頼事項(例)

- (1) 災害救援ボランティアセンターの運営に関する事項(発災早期に被災地入りした団体に依頼する。)
- (2) 避難所の運営に関する事項
- (3) 要配慮者関連施設の支援に関する事項
- (4) 救援物資の仕分け、運搬、配付に関する事項
- (5) 広報活動に関する事項(張り紙・チラシの配布・貼付け等)等
- (6) 被災家屋の片づけ、清掃等

第14節 防疫・環境衛生対策

【保健班】

市は、衛生状況の悪化に際し、防疫・環境衛生対策を実施する。なお、感染症の予防及び 感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下この節において「法」 という。)又は予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)による代執行については、県知事が行 うものとする。また、この対策の実施については常に県砺波厚生センター及び保健班と緊密 な連携の上、行うものとする。

第1 防疫計画【保健班】

1 実施事項

- (1) 病原体に汚染された場所の消毒(法第27号2項)
- (2) ねずみ等の駆除(法第28条)
- (3) 病原体に汚染された物件の消毒(法第29条第2項)
- (4) 生活用水の供給(法第31条第2項)
- (5) 患者の搬送
- (6) 避難所の衛生管理及び防疫指導
- (7) 臨時の予防接種(予防接種法第6条)等

2 実施基準

被災により衛生環境が低下し、感染症発生等のおそれがある場合は、次に該当する区域から優先して実施するものとする。

- (1) 下痢、嘔吐、発熱、咳等有症者の多発地区
- (2) 集団避難所
- (3) 滞水区域その他衛生条件が良好でない区域等

3 実施方法

被災地又は避難所の状況に応じて、機器をもって防疫活動を実施するとともに、被災者を 指導しながら適切な防疫対策を実施するものとする。

(1) 防疫班の編成

防疫は、保健班を主体に実施し、災害状況により防疫活動の強化のため防疫班を編成 するものとする。また、職員緊急連絡名簿を作成し、速やかな連絡体制を確立する。

【防疫班編成の目安】

防疫班長(健康センター所長) -総務係

- -情報収集·広報係
- 消毒・害虫駆除係
- 患者収容係
- ○総務係:人員配置「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく消毒方法、清潔方法の指示及び班の活動に必要な予算並びに経理等を行う。
- ○情報収集・広報係:災害情報の収集及び患者発生情報を収集する。また、市民に対し て衛生に関する注意喚起を行う。
- ○消毒・害虫駆除係:被災地区の家屋及び避難所等の消毒及び害虫駆除を行う。
- ○患者収容係:患者発生に際し、医療班と連携して、収容施設に患者を収容する。

(2) 防疫方法

- ア 法第27条第2項の清潔方法及び消毒方法については、法の基準に準ずるものとする。
- イ 法第28条のねずみ等の駆除については、法の基準に準ずるものとする。
- ウ 床下、庭等には、消石灰及びオルソ剤、逆性石けん液を散布するものとする。
- エ 汚染した溝、水溜等は、オルソ剤を散布するものとする。
- オ 汚染した水道及び井戸は、次亜塩素酸ナトリウムを使用するものとする。
- カーその他適切な措置を図るものとする。

(3) 患者の収容

感染症予防上必要と認めるとき、本部長は、県砺波厚生センターと協議し感染症患者を感染症病棟等その他適当な場所へ収容隔離し、流行の防止を図るため周辺の消毒を実施するものとする。

(4) 臨時の予防接種

疾病の蔓延防止上必要と認めるときは、県知事の指定を受け、種類、対象、期間等を 定めて予防接種を実施するものとする。

4 被害の状況の把握及び報告

被害の状況を把握したときは、速やかに県砺波厚生センター所長を経由し、県知事に報告書を提出するものとする。また、不明な病気の発生事例を把握したときは、速やかに県砺波厚生センターへ情報の提供に努めるものとする。

5 防疫用機器及び薬品

(1) 防疫用機器

防疫用機器は市有防疫機器を使用し、不足する場合は関係機関及び区域住民等から借り上げるものとする。

(2) 防疫用薬品の調達

必要とする防疫用薬品の調達のため、取扱業者、取扱品目、供給能力等を把握し、緊急確保の体制を整備しておくものとし、本部長は、調達が不足又は困難な場合は、県にあっせん協力を要請するものとする。

第2 環境衛生対策【市民生活班】

1 実施責任者

市は、生活環境の悪化を防止するため、廃棄物の円滑な処理を推進する。

2 し尿処理

(1) 仮設トイレの設置

ア 必要に応じて被災地域の公共的施設又は避難施設に仮設トイレを設置するものとし、 砺波管工事業協同組合等の協力を依頼するものとする。

イ 災害の程度が大きく、公共的施設等での仮設トイレでは対応できない場合、野外仮 設トイレを設置するものとし、立地条件を考慮し、地下水等を汚染しない場所を選定 し速やかに設置するものとする。

また、貯溜したし尿は、し尿収集業者へ搬送し処理するものとする。

(2) 収集

し尿の収集は、市民生活班が業務受託者の協力を得て実施するものとする。

(3) 処理

収集したし尿の処理は、一部事務組合のし尿処理施設へ搬送するものとするが、大規模な災害のため処理能力を超えたとき若しくは処理が困難なときには、下水道処理施設の使用並びに環境衛生上支障のない範囲で臨時に施設を設置するものとする。

3 ごみ処理

(1) 収集の順位

ア 腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ

イ 浸水地域のごみや避難所等のごみ

(2) 収集方法

ア ごみの収集は、市民生活班が業務受託者の協力を得て実施するものとする。

ごみの量が多量で収集が困難なときは、自主防災組織及び消防団等の協力を得て、 ごみの収集を行うものとする。

イ ごみの収集場所は、指定するごみステーションとする。ただし、被害の状況により、 これにより難い場合は、市長は、臨時ごみステーションを指定する。

(3) 処理

収集したごみの処理は、一部事務組合のごみ処理施設で行うこととする。

(4) 一度に処理できない場合は、学校のグランド、公園等の中から一時保管場所を選定する。

(5) 支援·協力

ごみの量が多量で一部事務組合での対応が困難な場合は、県内近隣施設等へ依頼し、 あるいは県を通じて他県での処理依頼を要請する。

4 災害廃棄物の処理

市は、県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画を適切に見直すとともに、見直し後の計画に基づき、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図るものとし、以下の点に注意する。

(1) 処理対象

個人住宅等から排出されるがれき等。ただし、公共・公益施設及び大規模企業の事業 所等から発生する災害廃棄物は、それぞれ自己処理を原則とする。

(2) 仮置き場等の確保

発生した災害廃棄物の種類、性状(土砂、ヘドロ、汚染物等)等を勘案し、その発生 量を推計した上で、必要な機材や仮置場、最終処分地を確保する。

(3) 費用の限度額

富山県災害救助法施行規則に定める額とする。

◇ 費用の支出範囲は、工事請負費又は直営工事による場合の除去に必要な機械、器具(ロープ、スコップ等)の借上げ料、輸送費、雇用賃金等である。

(4) 除去の期間

災害発生の日から 10 日間以内とする。ただし、期間内で除去できない場合は、県知事と協議し延長するものとする。

(5) その他

ア 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量

化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

- イ 損壊家屋の解体にあたっては、アスベストの使用の有無を確認するとともに、アス ベストが使用されている建築物の解体、収集・運搬及び処理に際し、アスベストが飛 散しないよう十分な対策を講じる。
- ウ ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会 福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、 効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(資料 4-16 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表)

5 応援協力要請

市長は、業務委託者が収集困難な状況に至った場合、県知事にし尿収集業者及び清掃業者のあっせん協力を依頼するものとする。

第15節 行方不明者の捜索・災害警備

【総務班/市民班/市民生活班】

第1 行方不明者の捜索

- 1 生き埋め等により多数の行方不明者が発生した場合、総務班(総務課)は、行方不明者に関する相談窓口を設置し、情報提供及び相談に応じるとともに、捜索が必要とされる者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、その他の必要事項を聴取・記録の上、消防部、警察署等に災害対策本部員を派遣するなど防災関係機関と緊密に連携し、的確な情報の把握に努める。
- 2 救出活動にあたっては、総務班、消防部、警察署、自衛隊派遣部隊等の防災関係機関が連携を密にし、それぞれの立場から迅速に実施する。
- 3 総務班(総務課)及び市民班(市民課)は、行方不明者の捜索、救出活動又は広報活動に 関する情報を本部長に報告するとともに、必要に応じ関係各班に対して、各種協定等に基づ く関係機関、事業者、団体等の協力を要請する。
- 4 生き埋め等により多数の行方不明者が発生した場合、総務班は災害対策調整会議を逐次開催して捜索関係機関との連携を密にする。
- 5 迷子、行方不明者等に関する相談に応じるため、警察署は、交番、避難所等に相談窓口を 設置し要員を派遣する。

第2 災害警備

本部長(市民生活班)は、警察署等の関係機関と協力し、災害発生時において地域住民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を図るものとする。

1 実施機関

災害現場における犯罪の予防及び取締りは、砺波警察署が地域の防犯組合員等と協力して 実施するものとする。

2 警備活動

主な活動は次のとおりとし、実施にあたっては、県地域防災計画の災害警備対策を準用する。

- (1) 被害の実態把握及び被災地における情報収集
- (2) 避難者の安全な地域・場所への避難誘導
- (3) 交通秩序維持のための交通規制及び避難道路並びに緊急交通路の確保
- (4) 被害の拡大防止
- (5) 被災者の救出及び負傷者の救護
- (6) 遺体の検分、検視、身元確認、遺族等への引渡し
- (7) 迷子等の保護及び行方不明者の捜索
- (8) 被災地及び避難場所等の警備活動
- (9) 各種犯罪の予防及び取締り
- (10) 災害救助及び復旧活動に対する協力
- (11) その他災害発生時に必要な警察活動等

第16節 遺体の捜索・収容及び埋葬計画

【市民班/市民生活班】

市長(市民生活班)は、被災し、行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況によりすでに死亡していると推定される者について捜索を行う。なお、遺体の処理及び埋葬は市民生活班が行い、災害救助法が適用された場合は、県知事の委任に基づき市長が行うものとする。

第1 遺体の捜索【市民班、消防、県警察本部、自衛隊】

1 対象者

行方不明の状態にあり、周囲の状況においてすでに死亡していると推定されるものとする。

2 実施方法

(1) 捜索班の編成

警察署、消防署、消防団及び地元住民等に応援協力を求め実施するものとする。

(2) 捜索用資機材の調達

捜索に必要な資機材は、必要があれば関係機関への調達要請又は借り上げて速やかに 実施するものとする。

(3) 応援協力要請

市長(総務班)は、災害が大規模で捜索が困難な場合は、自衛隊等の派遣を含めて県知事に捜索協力を要請するものとする。

第2 遺体の収容等、埋葬、火葬【市民生活班】

1 収容

災害により死亡した者のうち、次に該当する遺体を収容する。

- (1) 身元不明の遺体
- (2) 遺体引受人のない遺体
- (3) 災害により、自力で火葬等ができない遺族から遺体収容の要請があった遺体等

2 処理

- ア 警察署に連絡し、検視その他所要の処理を受ける。
- イ 遺体の検案は、医師会の協力を得て監察医、警察協力医、医療班が行う。
- ウ 身元が判明し、かつ、遺族等の引取人がある場合は、遺体を引渡すものとする。
- エ 身元が不明の遺体については、警察と協力し、遺体処理台帳に特徴、着衣、所持品、 人相等詳細に記録するとともに、現況写真を添付するものとし、歯科医師会等の協力を

得て身元の確認に努める。

3 遺体の一時保存

遺体の身元確認のため相当時間を要し、又は遺体が多数のため短時間に火葬ができない場合は、遺体を火葬処理するまで必要な処理を行い保存するものとする。

4 収容施設

遺体の一時安置所は市役所北別館とする。ただし、損壊等により使用できない場合、また、不足する場合は、その他の公共施設、寺院及び葬儀社に協力要請するものとする。

5 遺体の輸送

遺体収容施設から火葬場への遺体輸送は、火葬場の処理状況等を勘案の上、遺体輸送計画をたて、葬祭業者等に依頼するものとする。

6 遺体の火葬

事故死などの遺体は、警察から引継ぎを受けた後に火葬するものとする。

災害死に対し、その遺族が埋葬、火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合は、応急的措置として市民生活班長が火葬及び焼骨の仮収蔵を要請する。

遺体の火葬場は砺波市斎場とし、不足する場合は、隣接市の施設に協力を要請するものとする。

7 遺体の埋葬

災害による犠牲者の遺体の埋葬を行おうとするものは、死亡に係る所定の手続きを完了の 上、速やかに埋葬を実施するものとする。

【遺体の処理、埋葬、火葬関係一覧】

	名 称	住 所	電話番号	FAX
火葬場	市斎場	砺波市徳万 52-1	0763-37-1089	0763-37-1089
葬儀社	秋桜の郷	砺波市高道 11-1	0763-32-6623	0763-32-6618
IJ.	祖泉会堂	砺波市祖泉 114-1	0763-34-8800	0763-37-7020
IJ	セレモニーホール砺波	砺波市坪内 175-1	0763-33-1194	0763-34-4594
II	ア・ソシエすけだ	砺波市庄川町示野 75-1	0763-82-7000	0763-82-7007
遺体一時安置場所	市役所本庁舎 1号別館	砺波市栄町 7-3	0763-33-1111	0763-33-6818

(資料 6-10-1 遺体処理台帳)

第3 災害救助法の適用

1 費用の限度額

災害救助法が適用された場合の遺体の捜索、処理及び埋火葬の費用の限度額は、富山県災害救助法施行規則に定める額とする。

(資料 4-16 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表)

2 実施期間

災害救助法が適用された場合の実施期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、 期間の延長が必要な場合は、最小限度の範囲内で県知事と協議して延長を行うことができる。

3 災害救助法適用外の災害

災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により市長の責任において対策を実施する。

第17節 ライフライン施設の応急復旧対策

【広報情報班/総務班/上下水道班】

ライフライン関係機関は、災害時における活動体制を確立し、相互に連携を持ちながらできるかぎり早急に応急復旧対策を迅速に実施するものとする。

第1 電力、通信、ガス施設

1 応急対策

電力、通信、ガス施設に関わる各事業者は、各々の災害時対応計画に従い、災害発生時、被害の未然防止、拡大防止、二次災害の防止及び早期復旧に努める。

市は、事業者から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。

2 災害発生時の連絡体制【総務班】

- (1) 国、地方自治体、ライフライン関係機関及びその他関係防災機関等との迅速、的確な情報交換を行う。
- (2) 市は、必要に応じて各事業者に対して職員の派遣を要請する等逐次連絡できる体制を確保する。

3 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報【広報情報班】

市及び各事業者は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、 広報車、インターネット、チラシ等を用いて市民に広報する。

4 市の支援【総務班】

市は、各事業者が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、市民向けの広報を行う場合、事業者からの要請に基づき、応援隊の集結場所の紹介・あっせん、プレスルーム等の提供を行い、迅速な応急対策を支援する。

第2 上水道施設【上下水道班】

市は、広域圏事務組合水道事業所の協力を得て、可能な限り飲料水を確保し、円滑に応急 給水を行う。また、応急復旧についても、的確な被害状況の把握に基づき応急復旧計画をた て、早期に復旧を完了し、正常給水に努める。

1 応急給水対応

市は、災害時においても必要最小限度の給水を確保するよう努める。また、給水にあたっては、すべての被災者に対して等しく配給しなければならないが、なかでも人命救助を担う

病院、診療所等の医療施設への給水については、最優先するよう配慮する。

被害の状況に応じて市町村相互の支援、協力について必要なあっせん、指導及び要請を県に要請する。

2 応急復旧対応

市は、的確な被害の把握に基づき応急復旧計画を策定し、送配水幹線から、応急給水拠点までの流れを優先して復旧し、その他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかに正常給水を行うよう努める。

また、被害が甚大な場合は、砺波管工事業協同組合、近隣市、災害時相互応援協定自治体及び日本水道協会富山県支部等関係機関に対して支援協力体制を要請する。

3 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

市は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、広報車、チラシ等を用いて市民に広報する。なお、報道機関への発表情報は、広報情報班を通じて行う。

第3 下水道施設【上下水道班】

1 応急復旧対応

災害が発生した場合は、直ちに、下水道施設の被害状況の調査、施設の点検を行い、緊急 措置及び応急復旧活動には、生活環境の不衛生化と水環境の悪化の防止に努める。

(1) 被害状況の調査及び点検

災害発生後、速やかに被害状況の調査及び点検を行うとともに、二次災害発生のおそれのある施設など緊急度の高い施設から、順次、重点的に実施する。

(2) 応急復旧計画の策定

被害状況の調査及び点検資料等に基づき、応急復旧計画を遅滞なく策定する。

なお、策定にあたっては、①応急復旧の緊急度、②応急復旧工法、③応急復旧資材及 び作業員の確保、④設計及び監督技術者の確保、⑤復旧財源措置等を考慮する。

(3) 二次災害防止の緊急措置

施設の被災による二次災害を防止するため、次により遅滞なく適切な措置を講ずる。

ア 管路施設

管路の損傷等及び路面の陥没等による道路交通の支障及びマンホール等からの汚水の 溢水に対する措置

- イ 処理場・ポンプ場施設
- (ア) ポンプ設備の機能停止に対する措置
- (イ) 停電、断水及び自動制御装置停止に対する措置

- (ウ) 池及びタンクからの溢水及び漏水に対する措置
- (エ) 塩素ガス、消火ガス、燃料、薬品等危険物の漏洩に対する措置等

第4 電力

電力復旧は他機関の復旧作業や民心の安定など社会的に大きな影響を及ぼすことから、被害状況を早期に的確に把握し、社内・外の応援体制を含めた要員と災害復旧用資機材により、機動力を発揮し応急復旧を迅速に実施する。

一方、マスメディアを通じて事故状況・復旧状況の情報提供を行い、電気災害の防止に努めるとともに、可能な限り広報車を出しての現場広報等も展開する。

1 初動活動体制(北陸電力、北陸電力送配電)

- (1) 非常災害体制の発令
 - ア 非常災害の情勢により防災体制を発令する。即ち被害が予想される場合は、警戒 体制を、災害が数時間以内に発生することが予想される場合又は発生した場合は、 非常体制を発令する。対策組織としては、本店に総本部、支店・支社に本部、支店 支社の各部所に支部等を設置する。
 - イ 従業員は非常災害時の「従業員行動指針」等に基づき出動する。
- (2) 社外応援体制

被害状況に基づき、

- ア メーカー、施工者、関係会社等の非常呼出しを行い、応急復旧を依頼する。
- イ 他電力会社の応援が必要な場合は、中央電力協議会を通じて資機材・役務の融通 等を依頼する。

2 情報の早期収集と伝達(北陸電力、北陸電力送配電)

- (1) 国、地方自治体、ライフライン関係機関及びその他関係防災機関等との迅速、的 確な情報交換を行う。
- (2) 保安用社内電話、公衆電話、移動無線、非常無線、衛星通信システム及びテレビ 会議システム等を活用し情報の早期収集、伝達を行う。
- (3) ヘリコプター等の出動により設備被害の情報収集を行う。

3 広報サービス体制(北陸電力、北陸電力送配電)

被害状況、復旧状況、公衆感電等二次災害防止を主体とした広報 PR を広報車及びテレビ、ラジオ等の報道機関を通じて行う。

4 応急復旧活動(北陸電力、北陸電力送配電)

- (1) 基本対策
 - ア 復旧活動については、需要者の安全を第一とし、安全確認を徹底しながら行う。
 - イ 臨時巡視・点検による設備異常箇所の早期把握、復旧計画・体制の確立を行う。
 - ウ 被害状況に基づき、災害復旧資機材及び要員を確保する。 資機材及び要員が不足する場合、メーカー、施工者、関係会社及び他支店・支社、 他電力会社等に支援を要請する。
 - エ 保安通信回線の確保のため、必要により通話制限措置を実施する。

(2) 設備別災害の復旧対策

ア 発変電所設備

発電所は、供給力確保を重点に災害発生後の需給状況や被害状況等を勘案し、早期復旧に努める。また、変電所は、重要度及び被害状況に応じて、移動用変電設備の活用で早期復旧に努める。

イ 送電設備

被害を受けた送電線路の重要度や被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り他ルートからの送電等で電力供給を確保するとともに、早期復旧に努める。

ウ配電設備

自治体等との協議に基づき、病院、交通・通信・報道機関、水道、ガス、官公庁、 避難所等の公共施設を優先に、発電機車、移動変圧器車等で応急送電を行う。

第5 通信

1 非常用衛星通信装置の使用(NTT西日本)

災害時において、通信手段の途絶した地域、エリア内の通信を早期に確保するため、避難 所等に非常用衛星通信装置(衛星携帯電話含む。)を出動させ、通信を確保する。

2 公衆通信施設の応急措置(NTT西日本、NTTドコモ北陸)

西日本電信電話株式会社・株式会社NTTドコモ北陸は、緊急に必要な災害対策機器等、 災害救助活動に直接関係する重要通信の確保に留意し、速やかに応急復旧を行う。

第6 LPガス

1 災害時広報

本部長及び(社)富山県エルピーガス協会砺波支部は、災害のため、LPガス事故の多発が予想されるときは、報道機関の協力を得て、ガス漏れ等の異常を発見したときに消費

者がとるべき措置について、周知、広報活動等を行う。

2 応急復旧活動

(社) 富山県エルピーガス協会砺波支部は、市と締結した「災害時における応急物資及び 生活必需物資の調達に関する協定書」に基づき、分散型エネルギーの利点を生かし、LP ガス及び使用機器の優先的、安定的な供給に努める。

第18節 公共施設等の応急復旧対策

【災害救助・ボランティア支援班/農林班/土木班/文教部/医療班/消防部/消防団】

道路、橋梁、河川及び鉄道等の公共施設は、道路交通、輸送など社会活動を営む上で重要な役割を担っており、こうした施設が風水害により損壊した場合は、救急救助、救援救護活動及び緊急輸送活動等に重大な支障をきたすこととなる。

また、医療施設、社会福祉施設等の社会公共施設等が被災した場合、その役割、機能の早急な回復が必要とされる。

第1 公共土木施設等【土木班/各班】

公共土木施設等が被災した場合、施設の管理者は、速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のための応急復旧措置を講ずるとともに、迅速な応急復旧を行う上で、復旧活動拠点や資機材の計画的配置が必要であることから、その整備促進に努める。

また、実践的な応急対策を確保するため、別途「応急復旧活動のためのマニュアル」を策定するものとする。

1 応急復旧の役割分担

応急復旧は、基本的に各施設の所管班が施設の復旧を行う。

また、公共土木施設等のない地区での土砂災害などの復旧活動や人命救助のための崩壊土砂の除去は、原則として土木班が行う。

2 復旧のための人員、資機材の確保

(1) 人員の確保

所管班は、復旧活動が円滑に実施されるよう各路線、各地区にあらかじめ作業分担を 決めておくとともに、市建設業協会等の応援を必要とする場合は、あらかじめ「災害時 における応急対策業務に関する協定」を締結し、これにもとづき応急復旧を実施する。

(2) 建設機械の確保

所管班は、災害時の復旧作業に対応するため、毎年、建設機械の保有量を把握するものとする。

また、機械の使用にあたっては、あらかじめ「災害時における資機材の使用に関する協定」を締結し、これに基づき行うものとする。

(3) 資材の確保

所管班は、災害時の復旧作業に対応するため、毎年、復旧用資材の備蓄状況を把握するとともに、建設資材業者の復旧用資材の最低在庫保有量を把握する。

また、資材業者所有の資材を使用するにあたっては、あらかじめ「災害時における資機材の使用に関する協定」を締結し、これに基づき行うものとする。

第2 障害物の除去【土木班】

1 実施責任者

- (1) 応急措置を実施するため障害となる工作物の除去は、市長(土木班)が行うものとする。
- (2) 水防活動を実施するため障害となる工作物の除去は、市長(土木班又は消防部及び消防団)が行うものとする。
- (3) 道路、河川等にある障害物の除去は、道路、河川等の維持管理者が行うものとする。
- (4) がけ崩れ、泥流水等によって住宅又はその周辺に運ばれ危険かつ緊急を要する場合の 障害物の除去は、市長(土木班)が行うものとする。
- (5) 鉄道、電気、電話等に係る障害物は、それぞれの施設所有者又は管理者が主体となって除去するものとする。
- (6) 住宅の居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあるものであって、自らの資力で障害物を除去できない場合などは、市が日常 生活を可能にする程度の除去を行うものとする。
- (7) 市民の生命、財産等の保護のため、速やかにその障害物の除去を必要とする場合
- (8) その他公共的立場から除去を必要とする場合

2 障害物除去の方法

- (1) 市は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は市内建設業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。
- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の生じないよう配慮し行う。

3 機械器具の調達

市有建設機械を使用するが、不足又は支障があるときは、状況に応じて市内建設業者等から調達するものとする。

(資料 2-1 主要建設業者一覧表)

4 集積場所

障害物の集積場所は、市民の生活に支障のない公有地に一時的に集積するものとする。

第3 施設毎の応急復旧活動

1 道路

被災した道路、橋梁については、迅速に応急復旧対策を実施し、緊急交通路を確保する。 特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

- (1) 緊急通行確保路線
- (2) 一般道路で道路の陥没、決壊等により二次災害を生じるおそれがあるもの

2 河川

堤防等、河川施設が被災した場合は、県又は管理団体と協議の上、速やかに施設の復旧に 努める。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

- (1) 破堤
- (2) 堤防護岸等の決壊により破堤のおそれがあるもの
- (3) 河川の埋そくで水の流れを著しく阻害するもの
- (4) 護岸、水門、樋門、樋管の全壊又は決壊等でこれを放置したとき、著しい被害を生じるおそれがあるもの

3 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

風水害により管理する施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

(1) 砂防施設

ア 砂防えん堤、床固工、護岸、堤防、山腹施設又は天然河岸の全壊又は決壊でこれを 放置したとき、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

イ 流路工若しくは床固工の埋そく又は天然護岸の埋そくでこれを放置したとき、著し い被害を生ずるおそれがあるもの

(2) 地すべり防止施設

施設の全壊若しくは決壊、埋そく又は埋没でこれを放置したとき、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

(3) 急傾斜地崩壊防止施設

擁壁、法面保護工、排水施設、杭等の全壊又は決壊でこれを放置したとき、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

4 農業用排水施設

ため池堤体の決壊、山腹水路の溢水や滑落、排水機場ポンプ施設の損傷など、特に人家・ 人命及び公共施設に被害を及ぼすおそれが生じたときは、各施設管理に連絡するとともに、 補強・補修・浚渫等の応急工事や緊急放流等の必要な措置を実施又は要請する。

また、飲料水及び消防用水源としての機能も有する農業用水の安全確保のため、必要な応急措置を講ずる。

第4 鉄道施設等【JR西日本(株)/加越能バス(株)】

多数の乗客を輸送する鉄道、路線バス等の公共交通機関は、風水害等災害発生時又は発生するおそれがある場合において、適切な初動措置を講じ、被害を最小限に止め乗客の安全を確保するとともに、速やかな応急復旧の措置を講じ、輸送の確保に努める。

1 公共交通機関による輸送の確保

大量の人員を輸送できる公共交通機関は、災害後の各種応急復旧対策等の遂行や円滑な市 民生活の回復に必要不可欠なことから、応急復旧の措置を講じ、輸送の確保を図る。

2 運行状況の広報等

公共交通機関は、列車・バスの運行状況について駅等において広報するとともに、市に対 し報告する。

また、市は、各公共交通機関の運行状況について市ホームページ等で広報する。

第5 社会公共施設等

風水害により被災した医療施設、社会福祉施設等については、次のような迅速、的確な応 急復旧措置をとり、被害の軽減を図る。

1 医療施設【医療班/各医療施設】

市は、患者の生命保護を最重点におき、施設管理者に対し、停電時又は給水不能時の措置、 患者の避難措置、重要器材の保管措置等を指導し、また、被災時においては、被害のない医 療施設に連絡して、人的物的応援を要請する。

2 社会福祉施設【災害救助・ボランティア支援班】

市は、被害状況を調査し、施設設置者に対し、復旧計画の策定等を指導するとともに、早期復旧に努める。

3 学校教育施設等【文教部】

(1) 学校教育施設【学務班】

所要の被害状況調査や復旧計画の策定などを行い、当該復旧計画に基づき、速やかに 復旧工事を行う。

(2) 社会教育施設【社会教育班】

社会教育施設についても、所要の被害状況調査や復旧計画の策定などを行い、当該復旧計画に基づき、速やかに復旧工事を行う。

4 文化財【社会教育班】

- (1) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに消防署等へ通報するとともに災害の拡大防止に努める。
- (2) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに市教育委員会に報告しなければならない。また、市教育委員会は、その結果について県教育委員会を経由して文化庁長官へ報告しなければならない。
- (3) 県及び市は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

第19節 農林業応急対策

【農林班】

災害のため農林業被害が発生したときは、農業団体等と連絡を密にして速やかに応急対策 を講ずるものとする。

第1 農産物応急対策

(1) 水稲種苗対策

ア 強風等によって育苗ハウスが倒壊したとき、あるいは異常低温等によって生育障害 が発生したときは、種子及び苗の確保に努めるものとする。

イ 病害虫の防除

被災地の緊急防除をするため必要が認められるときは、県の行う防除についての指示により、農薬、防除器具を確保し、あっせんするものとする。

また、被害地域の拡大により、集団的に一斉に病害虫防除を実施する必要が認められるときには、関係機関の協力を得て農薬の散布による一斉防除を実施するものとする。

ウ風水害対策

台風、季節風及び集中豪雨等によって倒伏又は浸冠水の被害を受けたときは、ほ場内の早期排水対策等栽培技術の指導に努めるものとする。

(2) 畜産物応急対策

ア 災害が発生したときは、へい死家畜は速やかに焼却、埋設等により処理するととも に畜舎を清潔に保つため、消毒やネズミ・害虫等の防除徹底の指導に努めるものとす る。

イ 家畜の避難

浸水の災害が予想されるとき又は発生したときは、飼育者において家畜を安全な場所に避難させるものとし、避難場所の選定、避難の方法等については、あらかじめ飼育者に計画させておくものとする。

ウ 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難になったときは、県に対して飼料の移入実現に向けた 調整を要請するとともに、飼料業者に対して必要数量の確保及び供給について要請す るものとする。

第2 林産物応急対策

災害によって倒木、雪害木等の被害を大量に受けたときは、森林病害虫の発生防止のため 折損木等の早期除去を指導するものとし、状況に応じて薬剤散布等の徹底に努めるものとす る。

第3 農業施設応急対策

ハウス、畜舎、作業場及び育苗・乾燥調製施設等の風水雪害防止のため、気象情報収集、 伝達に努め、強風、大雨及び大雪が発生し又は発生が予想されるときは、対策の徹底を図る ものとする。

第4 農地対策

山間部の水田については、水害による二次災害を未然に防止するため、湛水田の計画的排水、畦畔の決壊箇所の補修等に努めるよう指導するものとする。

第5 協力要請

市長は、種子及び改植用苗、防除用薬剤又は飼料等の確保が困難な場合は、県知事にあっせんを要請するものとする。

第20節 住宅応急対策

【住宅公園班】

災害によって住家が全壊、全焼又は流出し、居住場所がない者を収容するために、応急仮設住宅を設置し、また住家が半壊、半焼して修理する以外に居住の場所がない者に対する必要最小限度の応急修理について、災害救助法に基づいて行う事項を定め、住宅の確保に支障のないよう措置することを目的とする。

第1 応急仮設住宅の建設

1 入居基準

災害により住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者とする。

- (1) 生活保護法による被保護者及び要保護者
- (2) 特定資産のない失業者
- (3) 特定資産が無く配偶者をなくした者、ひとり親世帯
- (4) 特定資産のない高齢者、病弱者、障がい者
- (5) 特定資産のない勤労者、小事業主
- (6) 前各号に準ずる経済的弱者

2 応急仮設住宅の設置

(1) 構造及び規模

構造は、1戸建て、長屋建式又はアパート式の建築とし、一戸あたりの規模は、29.7 m² (9坪) とする。

(2) 着工期間

災害の発生から 20 日以内を原則とし、速やかに着工し、供与期間は、2年とする。ただし、事前に県知事と協議して必要最小限度の期間を延長することができる。

(3) 工事の限度額

災害救助法が適用された場合の費用の限度額は、富山県災害救助法施行規則に定める額とする。

(資料 4-16 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表)

3 応急仮設住宅用地の設置基準

- (1) 被災者の所有地及び被災者の関係人等から提供された土地
- (2) 被災地に近い公園、広場、公共施設の空地及び市有地等
- (3) 建設場所は、飲料水、交通、教育の便を考慮して選定

第2 住宅応急修理

1 対象者

災害により住家が半壊、半焼し、自らの資力では応急修理ができない者で、かつ、当面 の日常生活を営むことのできない者とする。

2 修理期間

災害発生の日から1か月以内とする。ただし、期間内に完成できない場合は、事前に県 知事と協議し必要最小限度の期間延長をすることができる。

3 修理の範囲及び修理期間

修理は、居室、台所及び便所等日常生活に必要最小限度の部分とする。 修理期間は、原則として災害発生の日から1か月以内とする。 (資料 4-16 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表)

第3 建設業者の確保

建設業者の確保、資材の調達については、砺波市建設業協会等に要請するものとする。 (資料 2-1 主要建設業者一覧表)

第21節 文教対策

【文教部】

災害時における市立小・中学校及び幼稚園における応急教育は市が行い、県立高等学校に おける応急教育は県が行うものとする。災害時における園児、児童、生徒(以下「児童生徒 等」という。)の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、教育施設における 災害時の対策について万全を期す。

第1 災害時の対策【学務班】

1 避難措置

- (1) 避難指示は、市長(学務班)が行うものとし、緊急を要する場合は、校長又は園長(以下「校長等」という。)が指示できるものとする。この場合、校長等は、直ちに教育長を通じ市長に報告するものとする。
- (2) 避難誘導は、災害の状況を十分に把握し、避難経路、場所等を選定し安全に行うものとする。

2 休校措置

- (1) 災害が発生し、又は発生が予想されるとき、校長等は教育委員会と協議し休校措置をとることができる。
- (2) 休校措置を登校前に決定したときは、ただちにその旨を連絡網、市ホームページなどを通じ、保護者及び児童生徒等に周知徹底を図るものとする。
- (3) 途中休校で帰宅させる場合は、注意事項を十分に徹底させ、集団下校等適切な措置をとるとともに、前号に掲げる方法等により周知徹底を図るものとする。

3 教育施設の確保

- (1) 校舎の一部が被害を受けた場合 特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足する場合は、二部授業を実施するもの とする。
- (2) 校舎の大部分が被害を受けた場合
 - ア 特別教室、公共的施設、社寺等を利用する。
 - イ 民間施設を借上げる。
 - ウ 応急仮設校舎を建設する。

4 応援要請

教育委員会は、被災による応急教育のため学校相互の調整をしても、なお応急教育の円滑

な実施に支障がある場合は、次のことについて県教育委員会に対し調達及びあっせんを要請 するものとする。

- (1) 応急教育施設のあっせん確保
- (2) 集団移動による応急教育のあっせん及び応急教育の実施指導
- (3) 応急教育の指導及び教育施設の復旧指導
- (4) 教職員の派遣充当
- (5) 学校給食に代わる食事に必要な食料品の調達及びあっせん等

5 給食対策【学務班(市給食センター)】

市は、給食を実施するにあたって食糧の確保に努めるものとし、調達が困難な場合は県知事にあっせん協力を依頼するものとする。

6 り災職員・児童生徒・教職員の健康管理

災害の状況により被災学校の児童生徒等及び教職員に対し、感染症予防接種及び健康診断等を保健班(市健康センター)に依頼し実施するものとする。

7 心の健康対策の実施

学務班及び校長等は、保健班、医療班及び県砺波厚生センター等と連携し、被災した児童、 生徒の心の健康管理に十分配慮し、カウンセリングの実施等により心に傷を受けた園児、児 童、生徒の心の健康保持に努める。

8 避難児童生徒の学習の場の確保

避難所における児童生徒の学習の場を確保するため、図書館等の開放を検討する。

9 応急教育計画の策定

校長等は、教育委員会と協議の上、あらかじめ災害時の応急教育計画(行動マニュアルを 含む。)を策定するものとする。

第2 学用品の給与【学務班】

1 給与対象者

住家が全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水等の被害を受けた児童生徒で、教科書、 学用品(文房具及び通学用品)をそう失又はき損した者

2 調達の方法

(1) 教科書の調達

学年別、使用教科書別の必要数量を調査し、県教育委員会に報告するとともに、その 指示に従い教科書供給書店に連絡し、供給を受けるものとする。

(2) 学用品の調達

学用品は原則として市内業者から調達するものとし、調達が不足する場合は県知事に あっせん協力を要請するものとする。

3 災害救助法の適用

(1) 学用品給与の限度額

災害救助法が適用された場合の給与の応急教育費用の限度額は、富山県災害救助法施 行規則に定める額とする。

(2) 実施期間

災害救助法が適用された場合の実施期間は、次のとおりとする。ただし、事前に県知事と協議して必要最小限度の期間で延長することができる。

ア 教科書(教材を含む。)は、災害発生日から1か月以内

イ 学用品及び通学用品は、災害発生日から 15 日以内

(資料 4-16 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表)

4 災害救助法適用外の災害

災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により市長の責任において対策を実施する。

第3 社会教育施設【社会教育班】

公民館その他の社会教育施設は、災害発生時には避難所、災害対策連絡所、応急教育施設 等に利用されるので、速やかに応急処置を実施するものとする。

第4 文化財施設【社会教育班】

- (1) 文化財の所有者又は管理者は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、文化財 審議会委員の意見指導を参考として、災害応急対策を講ずるものとする。
- (2) 被災文化財については、その被害状況を収集調査し、文化財的価値を維持できるよう 文化財保護関係機関の協力を得て対策を講じるものとする。

第22節 労働力確保計画

【総務班/災害救助・ボランティア支援班/商工班/社会教育班】

災害応急活動に関する様々な事業が展開されることに伴い、相当の労働力が必要になると 見込まれるとき、特定作業あるいは労働力に不足が生じた場合は、労働者の雇用及び民間奉 仕団への協力要請等により労働力を確保し、要員の確保に万全を図るものとする。

要員の確保は、本部長が行い、なお、災害救助法が適用されたときは、県知事の補助機関として市長が行うものとする。

第1 労働力確保【商工班】

1 実施基準

(1) 労務の内容

災害救助法に基づく救助の実施に必要な労働者が従事する労務の内容は、次のとおりである。

- ア 被災者を避難させる労務
- イ 医療、助産における移送のための労務
- ウ 被災者の救出のための労務
- エ 飲料水の供給のための労務
- オ 救助用物資の整理、輸送及び配分のための労務
- カ 不明者の捜索のための労務
- キ 遺体の処理のための労務
- (2) 費用及び期間

労働力の確保に関する費用の算出及び雇用期間は、災害救助法を準用するものとする。

2 実施方法

- (1) 労働者の雇用
 - ア 応急対策に必要な労働力が不足し、又は特殊作業のため労働力が必要なときは、砺 波公共職業安定所等に対して要請を行うものとする。
 - イ 市長は、労働力が不足し確保が困難なときは、県知事に対して次に掲げる事項を示して、労働力確保を要請するものとする。
 - (ア) 応援を必要とする理由
 - (イ) 従事内容
 - (ウ) 作業内容
 - (エ) 人員
 - (才) 従事時間

- (カ) 集合場所
- (キ) その他参考事項

第2 民間奉仕団体への協力要請【総務班/災害救助・ボランティア支援班/社会教育班】

災害応急対策を円滑に実施するための要員が不足し、市長(総務課)がその必要を認めた ときは、災害ボランティア等の民間奉仕団体への活動要請を行うものとする。

1 対象団体及び担当班

- (1) 日本赤十字奉仕団・・・・災害救助・ボランティア支援班
- (2) 自主防災組織・・・・・・総務班

2 民間奉仕団体の要請方法

市長(総務班)は、次の事項を明示して民間奉仕団体に協力を要請するものとする。

- (1) 要請する人員
- (2) 活動内容
- (3) 活動期間及び活動場所
- (4) 受け入れる部班の連絡責任者
- (5) その他必要な事項

3 民間奉仕団体の活動内容

- (1) 避難所における収容された被災者のケア
- (2) 被災者、応急対策作業員のための炊出し
- (3) 救援物資の整理、輸送及び配分
- (4) 被災者への飲料水の供給
- (5) 清掃及び防疫等の作業協力
- (6) 地域内の被害状況調査
- (7) その他災害応急措置の協力

第23節 応急公用負担等の実施

【各班】

※ 県地域防災計画より転載

防災関係機関は、災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとする場合において、応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置の業務に従事させる等により必要な措置を図るものとする。

第1 災害対策基本法に基づく応急公用負担

1 実施責任者及び応急公用負担等の権限

できる。

- (1) 市町村長(災害対策基本法第64条、第65条、第71条) 応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、次の措置をとることが
 - ア 市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、 その他の物件を使用し、若しくは収用すること。
 - イ 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施に支障となるものの除去、そ の他必要な措置をとること。
 - ウ 市町村の区域内の市民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置 の業務に従事させること。
 - エ 県知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された公用負担等の 処分を行うことができること。
- (2) 警察官、海上保安官又は自衛官(災害対策基本法第64条、第65条)

市町村長又はその職権の委任を受けた市町村の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、前(1)ア、イ及びウの市町村長の職権を行うことができる。

また、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、前三者が現場にいないときは、同様の 措置をとることができる。なお、当該措置をとった場合は直ちに市町村長に通知しなけ ればならない。

- (3) 県知事(災害対策基本法第71条、第73条)
 - ア 県の区域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため特に必要が あると認めるときは、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家 屋若しくは物資を管理し、使用し若しくは収用することができる。
 - イ 災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前記(1)に定める市町村長の行う事務を代って実施することができる。

(4) 指定地方行政機関の長(災害対策基本法第78条)

応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、防災業務計画の定めるところにより、当該応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対し、その取扱う物資の保管を命じ、又は必要な物資を収用することができる。

2 応急公用負担の手続等(災害対策基本法第64条)

応急公用負担の手続等は、次のとおりである。

- (1) 市町村長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、
 - 1(1)アによる措置を講じたときは、次によらなければならない。
 - ア 土地建物等の所有者等権限を有する者に対し、当該処分等に係る必要事項を通知 するものとする。
 - イ 土地建物等の所有者等が不明な場合は、当該市町村又は警察署、海上保安部若し くは自衛隊の事務所等に上記必要事項を掲示するものとする。
- (2) 市町村長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、1(1)イによる措置を講じたときは、次によらなければならない。
 - ア 工作物等の返還のための公示

除去された工作物等を返還するため、保管を始めた日から 14 日間、当該市町村又は警察署、海上保安部若しくは自衛隊の事務所等に返還に必要な事項を掲示するものとする。

イ 工作物等の売却

保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれのある場合若しくは保管に費用、 手数料のかかる場合は、その工作物を売却し、その代金を保管することができるも のとする。

ウ保管等の費用

工作物等の保管、売却、公示等に要した経費は、その工作物等の返還を受けるべき占有者等が負担するものとする。

エ 未返還工作物等の帰属

公示の日から6月を経過しても返還することのできない工作物等は、次のとおり、 その所有者が帰属する。

- (ア) 市町村長が保管する場合、市町村
- (イ) 警察署長が保管する場合、県
- (ウ) 海上保安部長が保管する場合、国
- (エ) 自衛隊の部隊等の長が保管する場合、国

3 公用令書の交付(災害対策基本法第81条)

県知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長等は、従事命令、協力命令、保管命令及び施設、土地、家屋又は物資の必要な処分をする場合は、その所有者、占有者、又は管理者等に対し、公用令書を交付して行うものとする。

(資料 6-9 公用令書)

4 損害補償、損失補償(災害対策基本法第82条、第84条)

(1) 損害補償

県知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長等の従事命令等により応急措置の業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは県又は市町村は、その者又はその遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

(2) 損失補償

県知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長等が発する保管命令や施設、土地等管理、使用、物資の収用を行う場合には、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第2 他の法令に規定する公用負担

1 物的公用負担

法令	権利者	目 的	負担目的物	負担内容	補 償	罰	則
消防法(他の災害に準用)	消防吏員又は消防団員	消火、延焼 防止又は人 命救助	火災が発生せ んとし、消防 発生した消防 対象物及びこ れらのものの 在る土地	使用、処分又は使用制限	なし	な	し
消防法(他 の災害に準 用)	消防長、消 防署長又は 消防団長	延焼防止	延焼のおそれ がある消防対 象物及びこれ らのものの在 る土地	使用、処分又 は使用制限	なし	な	l
消防法(他 の災害に準 用)	同 上	消火、延焼 防止又は人 命救助のた め緊急の必 要	前2項以外の 消防対象物及 び土地	使用、処分又 は使用制限	要求があるときは、時価により補償(市町村負担)	な	l
消防法	同 上	給水維持の ため緊急の 必要		水利使用、制 水弁の開閉	なし	な	l
土地収用法	起業者(市 町村長の許 可)	非常災害に 際し緊急 施行の必要	他人の土地	使用	時価により損 失補償(起業 者)	な	L
土地収用法	起業者(収 用委員会の 許可)	裁決遅延に より災害防 止が困難と なる場合	当該土地	使用 (6か月 間)	時価により損 失補償(起業 者)	な	l
水防法	水防管理者 水防団長又 は消防機関 の長	水防のため緊急の必要	水防の現場において、土地、大大をのでは、土地、大大をのでは、大力をでは、大力をである。 から できる かっこう かっこう かっこう かっこう かっこう かっこう かっこう かっこう	一時使用、使 用、収用、処 分	時価により補 償(水防管理 団体負担)	な	ľ
災害救助法	都道府県知 事	応急救助	施設、土地、 家屋、物資	管理、使用、 収用	通常生ずべき 損失を補償 (都道府県負 担、一定額を 超える額は国 庫負担)	な	l

法令	権利者	目 的	負担目的物	負担内容	補償	罰則
水害予防組 合法	水害予防組 合	非常災害の ため必要	土地、土石、 竹木その他の 現品	使用、収用	損失補償(水 害予防組合負 担)	なし
河川法	河川管理者	洪水の危険 切迫なると き	土地、土石、 竹木その他の 資材、車両そ の他の運搬具 及び器具、工 作物等	使用、収用、 処分	通常生ずべき 損失を補償 (河川管理者 負担)	なし
道路法	道路管理者	非常災害	土地、土石、 竹木その他の 物件	使用、収用、 処分	通常生ずべき 損失を補償 (道路管理者 負担)	正当の事由がなく、拒み、又は妨げた者、懲役又は罰金
港湾法	港湾管理者	非常災害に よる危険防 止	土地、土石、 竹木その他の 物件	使用、収用、処分	通常生ずべき 損失を補償 (港湾管理者 負担)	なし
漁場整備法	漁港管理者	非常災害の ため急迫の 必要	土地、水面、 船舶、工作物、 土石、竹木、 その他の物件	使用、収用	現に生じた損害を補償(漁港管理者負担)	なし
土地改良法	国、都道府 県、市町村、 土地改良区	急迫の災害 を防ぐため	土地、土石、 竹木その他の 現品	使用、収用	時価により損 失を補償(当 該団体負担)	なし
感染症法	都道府県知 事	感原()での適る 染体にいた毒行と認 の活含建力を認 を は を は は は は と き と き と き と き と き と き と き る と き る と き る と き る と き る と き る と き る と き る と き る と き る と き と き	建物、土地	使用制限	手当金交付 (市町村負 担)	なし
水難救護法	市町村長	救護のため	船舶、車馬そ の他の物件、 所有地	徴用、使用	徴用、使用に 対して補償 (市町村負 担)	正当の理由 なく 拒 ん だ者罰金
電気通信事業法	西日本電信電話㈱	天災が発生 した場合、 重要な通信 を確保する ための線路 の設置	土地、建物そ の他の工作物	使用	損失補償 (西日本電信電話㈱負担)	なし

2 人的公用負担

法令	権利者	目 的	負担義務者	負担内容	補償	罰則
消防法 (他の災害 に準用)	消防吏員又は消防団員	消火、延焼 防止又は人 命救助	現場付近に在る者	消防作業に従事	1 損害補償な し 2 死亡、負傷、 疾病、廃疾 となった場 合損害補償 (市町村負担)	軽犯罪法
水 防 法	水防管理者 水防団長又 は消防機関 の長	水防のため やむをえな い必要	水防管理団体 の区域内に居 住する者又は 水防の現場に ある者	水防に従事	1 損失補償な し 2 死亡、負傷、 疾病、のた 者損害補償 (水防管理 (水防負担)	軽犯罪法
災害救助法	都道府県知 事	応急救助	医療、土木建 築工事又は輸 送関係者	救助に関する 業務従事	1 実費係 変傷、 変場、 変場を がります。 は 1 大 1 大 1 大 1 大 1 大 1 大 1 大 1 大	懲役又は 罰金
災害救助法	運輸局長	救助の応援	輸送関係者	救助に関する 業務従事	同上	同 上
災害救助法	都道府県知 事	応急救助	救助を要する 者及びその近 隣の者	救助への協力	なし	なし
災害救助法 (施設負担)		応急救助	物資の生産等 を業とする者	物資の保管命 令	通常生ずべき 損失を補償 (一定額以上 国庫)	懲役又は罰 金
水害予防組 合法	水害予防組 合管理者、 警察官又は 監督行政庁	出水のため の危険が出 るときの防 御	組合区域内の 総居住者	防御従事	なし	軽犯罪法
水害予防組 合法	水害予防組 合	水害防御従 事	組合員又は区 域内の総居住 者	夫 役 現 品	なし	(督促及び 滞納処分)
河川法	河川管理者	洪水の危険 切迫なると き	現場にある者	使役	なし	

法令権	利者目的	負担義務者	負担内容	補償	罰則
道路法道路	各管理者 非常災害		防御に従事	通常生ずべき	軽犯罪法
		又はその付近 に居住する者		損失を補償 (道路管理者	
				負担)	
港湾法港湾	等管理者 非常災害		防御に従事	通常生ずべき	同上
	よる危険 防止	の 又はその付近 に居住する者		損失を補償 (港湾管理者	
	19717	「一口口」の名		負担)	
漁港法漁港	港管理者 非常災害		業務に協力	現に生じた損	同 上
	ため急迫 必要	.O		害を補償(漁 港 管 理 者 負	
	<u>少安</u> 			後 官 珪 有 負 担)	
	察 官 危害防止		措置命令	なし	同上
執行法		せた者、その			
		事務の管理者 その他関係者			
水難救護法 市町	丁村長 救護のた		救護従事	労務報酬支給	
				(市町村負担)	
海上保安庁 海上法			協力	なし	軽犯罪法
広	際し必要 るとき	あるび船舶			
水 道 法 都道	道府県知 災害その	他 水道事業者又	水道施設内に	対価補償(都	懲役又は罰
(物品負担) 事	非常の場		とり入れた水	道府県)	金
有線電気通		給事業者 が 有線電気通信	の供給他の設置に接	実費弁償(国	懲役又は罰
信法	発生又は		続させること	庫負担)	金
(施設負担)	生するお		必要な返信を		
	れがある		行わせること		
	合、災害 予防救援		他の者に使用させること		
	交通通信				
	しくは電				
	の供給秩維持のた				
電 冰 汁 %	#持のた 務大臣 非常事態		通信を行わせ	宝 弗 ☆ 橙	懲役又は罰
電波法総理(施設負担)	務大臣 非吊事態 発生し又		週信を仃わせ る	大 質 井 隕	懲役又は訓 金
(//2/2/14/	発生する				
	それがあ				
	場合、人	·			
	救助、災 救援、交				
	通信の確				
	秩序の維				
#	のため	マールがなった。エー・	WH OTH	7. 五 元 17. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7	,
港湾運送事 国士 業法 大日	上交通災害救助Eの他公共		貨物の取扱、 運送、順位変	通常生ずべき 損失を補償	なし
(施設負担)	安全の維		更	15人で間頃	
	のため				

第 4 章

災害復旧計画

第4章 災害復旧計画

被災した地域の復旧・復興においては、民生安定のための各種の緊急対策を講じ、被災者の生活再建を支援するとともに、再度の災害発生の防止に配慮した公共施設等を復旧し、より安心で安全な地域振興のための木戸的な条件づくりを目指すため、被害を受けた施設の復旧及びこれに要する資金、被災者の生活又は生業の維持回復のための資金確保等について必要な事項を定める。

【計画の体系】

第4章	公共施設の災害復旧
災害復旧計画	民間施設の災害復旧
	民生安定のための緊急対策
	被災中小企業者、農林事業者への
	情報提供
	激甚災害の指定

第1節 公共施設の災害復旧

1 災害復旧【各班】

災害により被災した公共施設の災害復旧は、災害復旧事業計画を作成し、速やかに施設の 原型復旧を図るとともに再災害の発生防止のため必要な施設の新設改良を行うものとする。 災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - イ 砂防設備災害復旧事業計画
 - ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - 工 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上、下水道災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 公立学校施設災害復旧事業計画
- (7) 公営住宅災害復旧事業計画
- (8) 病院、医療施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 文化財災害復旧事業計画
- (11) その他災害復旧事業計画

2 激甚災害の指定促進措置【総務班】

激甚災害が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査、把握し激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律に基づく激甚災害の指定が早期に受けられるよう措置して、 公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるように努めるものとする。

3 緊急融資の確保【財政班】

災害復旧に必要な資金需要額を早急に調査し、その負担すべき財源を確保するために、起債について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにするものとする。

4 復旧技術員の確保【総務班/各班】

被災施設等の復旧に際し、測量、設計書の作成その他の事務を処理するために人員に不足を生じたときは、県内市町村又は県等行政機関へ職員の派遣を要請し、技術員の確保を図るものとする。

第2節 民間施設の災害復旧

市及び県は、被災した民間施設の早期復旧を図るため、必要な復旧資金の確保、復旧資材の確保、復旧計画の樹立又は実施等について、あっせん、指導を行うとともに、り災者の住宅対策としての公営住宅の建設、生業資金の融資及び職業のあっせん等、り災者の生活確保の措置を講じて、民生の安定、社会経済活動の早期回復に努めるものとする。

1 住宅金融公庫資金のあっせん【住宅公園班】

- (1) 災害復興住宅資金のあっせん
- (2) 災害特別貸付制度による融資を住宅金融公庫支店に申出する借入れの促進及び指導

2 農林漁業資金の確保【農林班】

- (1) 農業協同組合が、被害農林者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導 あっせん
- (2) 被害農林者又は被害組合に対する天災融資法による経営資金の融資措置の促進並びに 利子補給及び債務保証の実施
- (3) 被害農林者に対する農林漁業金融公庫法に基づく災害復旧資金の融資あっせん及び既存貸付期限の延期措置

3 中小企業融資の確保【商工班】

- (1) 日本政策金融公庫及び商工組合中央公庫の政府系中小金融2機関の「災害特別融資枠」の設定を促進するため、関係機関に対し要請を行うものとする。
- (2) 地元金融機関等に対し、融資等の特別配慮を要請し、協力を求めるものとする。

4 り災者の住宅、生活の確保【災害救助・ボランティア支援班/住宅公園班】

- (1) 公営住宅の建設と公営住宅の入居を促進するものとする。
- (2) 被災者が災害により収入の途を失った場合は、関係機関と協力し、就職のあっせんを 行うものとする。
- (3) 被災者で生活保護法に基づく保護の要件を具備した者に対しては、その困窮の程度に 応じ最低生活を保障して生活の確保を行うものとする。

第3節 民生安定のための緊急対策

防災関係機関及び各種団体等は協力して、被災者に対する生活必需物資の供給等、人心の 安定と社会秩序の維持を図るための災害復旧活動実施し、民生安定のための緊急措置を行う。

第1 生活相談

市は、被災者から寄せられる生活上の不安を解消するための相談業務を行うものとする。

1 相談所の開設【総務班】

被害の状況により臨時相談所を開設し、被災市民の相談に応じるとともに、苦情、要望等を聴取し、関係職員を同席させて速やかな問題解決を図るものとする。

2 相談所の開設場所及び開設時期【総務班】

臨時相談所の開設場所及び開設時期等は、状況に応じて市長が決定する。

なお、避難場所が設置されたときは、避難がおおむね終了した後速やかに開設し、各避難 所の責任者が相談等に応じるものとする。

3 広報紙 (チラシ) による再建支援情報の提供【広報情報班】

広報情報班は、生活再建支援に関わる各班、県及び防災関係機関等からの情報を集約し、各種広報媒体(臨時の広報紙発行、CATV、コミュニティFM、市ホームページ、ウエブサイト、ソーシャルメディア等)を活用して被災者・被災事業者に情報提供を行う。

4 相談の実施方法【総務班】

- (1) 相談体制は、災害の状況及び時間経過に応じて適宜見直しを行う。
- (2) 相談の場に足を運びにくい高齢者や障がい者などに配慮し、必要に応じて避難所等への巡回相談を実施する。

【相談項目例】

生活相談(社会福祉事務所、社会福祉協議会等)

電気・電話相談(電力・電話会社等)

健康・保険相談(健康センター、県厚生センター等)

教育相談(教育委員会、県教育事務所等)

商工・金融相談(JAとなみ野、郵便局、商工会議所等)

農林相談(JAとなみ野、農林振興センター等)

税務相談(税務課、税務署等)

職業・社会保険相談(ハローワーク、日本年金機構等)

住宅相談・その他の相談(市等)

5 各種申請の巡回受付

被災後の各種申請(災害弔慰金等の支給、災害援護資金の貸付、被災者生活再建支援金の支給、税の減免等)の便宜を図るため、総務班は、各関係班、県及び防災関係機関等の協力を得て避難所等での巡回受付活動を必要に応じて実施する。

第2 り災者の健康対策の実施

1 基本方針【保健班/医療班】

災害に伴い被災者は、さまざまな精神症状におちいることがある。これらの症状については、個別的な対策を行うことが必要であり、保健班、医療班は、県砺波厚生センターや関係機関と連携のうえ、被災者のニーズに的確に対応した健康管理(保健指導や栄養指導等)を講じる。

2 対策例【保健班/医療班】

- (1) 精神科医師、保健師等による精神科救護所の設置及び巡回相談、電話相談の実施
- (2) 各種広報媒体(臨時の広報紙発行、CATV、コミュニティFM、市ホームページ、 インターネット等)を活用して被災者・被災事業者に情報提供
- (3) 小・中学校における児童生徒へのカウンセリングの実施等

第3 災害弔慰金等見舞金の支給

市は、砺波市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成16年条例第90号)の定めるところにより、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。

なお、資金の貸付については、この他、県社会福祉協議会等の制度もあるので、市民に対して、各種広報媒体(臨時の広報紙発行、CATV、コミュニティFM放送、市ホームページ、インターネット等)を活用して被災者・被災事業者に情報提供を行う。

(資料 4-13 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給と災害援護資金の貸付)

1 義援金の受付、配付【災害救助・ボランティア支援班/会計班】

市長は、各方面から寄託される義援金等の受付及び配分について次により行うものとする。

(1) 義援金、義援物品の受付

ア 義援金の受付

(ア) 受付窓口

受付窓口は、市役所内に設置する。

(イ) 義援金の受付

義援金を受付けたときは、寄託者に領収書を交付し、当該現金を会計班に引き継ぐものとする。

(ウ) 義援金の管理

会計班は、受払簿に記載のうえ指定金融機関へ一時預託等により、安全かつ確実に保管する。

(2) 義援物品の受付

ア 受付窓口

受付窓口は、市役所内に設置する。

イ 義援物品の受付

義援物品を受付けたときは、預託者に受領書を交付し、会計班に一時保管するものとする。

また、避難所等に直接送付されたものについては、そこで仮受付を行い、会計班へ 引き継ぐものとする。

ウ 義援物品の管理

義援物品は、受払簿に記載のうえ品目ごとに分類しておくものとする。

(資料 6-11 義援金品領収・受領書)

2 義援金、義援物品の配分

災害救助・ボランティア支援班は、総務班と協議のうえ、被害の状況、被災地区や被災者の状況等を勘案して配分計画をたて、公正に配分するものとする。

また、被災者に対する配分に際しては、ボランティア、自治振興会又は自主防災組織、婦人会等に協力を要請して迅速かつ確実に実施するものとする。

第4 罹災証明書及び被災証明書の発行【災害救助・ボランティア支援班】

罹災証明及び被災証明は、租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅新築・補修に要する 資金の貸付等の各種公的融資などを実施する場合に必要とされることから、災害救助・ボラ ンティア支援班は、応急危険度判定及び住家被害認定調査の結果を取りまとめたり災台帳を 基に、市民から申請があった場合は、罹災証明書及び被災証明書を発行する。

1 り災台帳の作成

税務班及び住宅公園班から被害状況を把握し、り災台帳を作成するものとする。

2 発行の手続き

証明書の発行は、被災者の申請に基づき、り災台帳により確認して行う。

3 証明の発行及び範囲

災証明書の発行は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害で、次の種類の被害とする。また、証明の範囲は、同法第2条第1項に規定する被害の範囲とし、次の事項について証明する。

(1) 罹災証明書(住家の被害)

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針(内閣府)」により、被害程度を証明するもの。

- ア全壊
- イ 大規模半壊
- ウ 中規模半壊
- 工 半壊
- 才 順半壊
- カ 準半壊に至らない (一部損壊)
- キ 床上浸水
- ク 床下浸水
- (2) 被災証明書(その他の物的被害)

自然災害による軽微な住家被害や非住宅等罹災証明の対象として扱われない物的被害に対し、被災の届出があったことを証明するもの。

4 証明手数料

り災証明書の発行については、手数料を徴収しない。

(資料 6-12-1 罹災証明書)

(資料 6-12-2 罹災証明交付申請書)

(資料 6-12-3 被災証明交付申請書兼証明書書)

第5 被災者生活再建支援金の支給

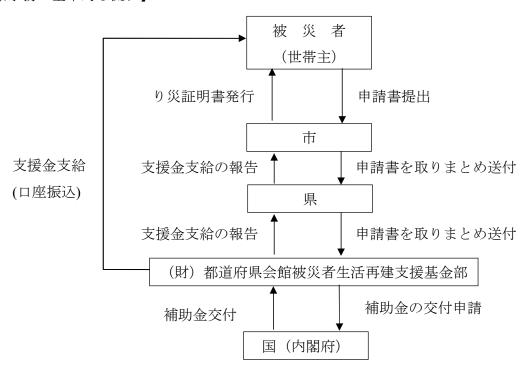
被災者生活再建支援法の対象となる災害が発生した場合、市(災害救助・ボランティア支援班)は、税務班、住宅公園班と連携して以下の事務を適切に処理し、被災者の自立再建の 円滑化に資する。

事務処理にあたっては、「被災者生活再建支援制度-事務の手引き」(財団法人都道府県 会館被災者生活再建支援基金部)を参考とし、県との連絡調整を密に行う。

1 事務内容

- (1) り災台帳の作成
- (2) 罹災証明書の発行
- (3) 被害世帯の支給申請に係る窓口業務
- (4) 支給申請書の必要書類の取りまとめ及び県への送付
- (5) 使途実績報告書の取りまとめ及び県への送付
- (6) 制度の周知

【支援金支給事務の基本的な流れ】



2 対象となる自然災害

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した場合
- (2) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合
- (3) 県内で100世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合
- (4) 県内で(1)又は(2)に該当する市町村が存在し、5世帯以上の住宅全壊が発生した場合

(5) (1)から(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合

3 対象となる被災世帯

対象となる自然災害により

- (1) 住宅が「全壊」した世帯
- (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
- (5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

4 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

(※ 世帯人数が1人の場合が、各該当欄の金額の3/4の額)

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊
被害程度	3(1)に該当	3(2)に該当	3(3)に該当	3(4)該当	3(5)該当
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円	_

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金

住宅の 再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200 万円	100 万円	50 万円

5 支援金の支給申請

(1) 申請窓口 砺波市社会福祉課

(2) 申請時の添付書面

① 基礎支援金 : り災証明書、住民票 等

② 加算支援金 : 契約書(住宅の購入、賃借等) 等

(3) 申請期間

基礎支援金 : 災害発生日から13月以内
 加算支援金 : 災害発生日から37月以内

6 基金と国の補助

(1) 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県会館)が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給

(2) 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助 (資料 4-14 被災者生活再建支援金の支給)

第6 税の減免等【税務班】

- 1 市は、被災者の納税すべき市税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、税(延滞金を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。
- 2 市は、その他の税(国税、県税)の措置に関する情報に留意し、必要に応じて市民に周知する。
- 3 減免の範囲及び種類は、次のとおりとする。
 - (1) 市税の減免等

ア 期間の延長

災害その他やむを得ない理由により、申告、申請その他書類の提出(不服申し立てに関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、当該行為をすべき者の申請により、その理由のやんだ日から納税者については2月以内、特別徴集義務者については30日以内において、当該期限を延長するものとする。

イ 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入する ことができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を 猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行う。

ウ 滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、 換価の猶予及び滞納金の減免等適切な処置を講じる。

工 減免

被災した納税義務者に対し、該当する各種目について次により減免を行う。

税目	減免の内容
個人の市民税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税	災害により著しく価値を減じた固定資産について減免を行う。
国民健康保険税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
軽自動車税	放火しに附続我労自の小仏に応して似光を11 7。

・ 減免を希望する被災者は、市役所に備え付けの減免申請書により必要事項を記入し、り 災証明書(り災者台帳により確認できるものは不要)を添えて税務課に申請する。

第7 郵政事業の災害特別事務取扱等

1 郵便関係

- (1) 郵便はがき等の無償交付
 - 一世帯につき、通常葉書 5 枚、郵便書簡(ミニレター) 1 枚の範囲内で無償交付する。 なお、無償交付するときは、交付期間及び交付事務を取扱う郵便局を公示する。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

なお、取扱局は原則として災害救助法が適用された市町村の区域内に所在する郵便局とする。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は 共同募金連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の 現金書留郵便物の料金免除を実施する。

なお、引受郵便局は、すべての郵便局(簡易郵便局を含む。)とする。

2 郵便貯金、郵便為替、郵便振替関係

郵便局を指定し、かつ、期間を定めて、次のとおり、郵便貯金、郵便為替、郵便振替に関 し、非常払渡し及び非常貸付け又は料金免除の措置をする。

なお、印章を無くした場合には、拇印の使用を認める。

(1) 通常、積立、定額(定期) 貯金の非常払渡し

	区	別	払戻限度額
通常貯金	通帳 有		全 額
世 市 別 並 	通帳 無		20 万円
	通帳 有		全 額
積 立 貯 金	通帳無	集金する郵便局で払い戻すとき	全 額
	世 版 無	集金する郵便局以外で払い戻すとき	20 万円
定額(定期)貯金	貯金証書	有	全 額
上 () () () () () () ()	貯金証書	無	20 万円
払戻証書及び返還	証書等	有	全額
金支払通知書	証書等	無	20 万円

(注1):端末機による原簿確認ができない場合及び自局に集金票がない場合は20万円

(注2):通帳・証書がない場合の払戻は、一人一回限り。

(2) 郵便貯金の非常貸付

	区	別	払戻限度額
	通帳 有		全 額
積 立 貯 金	通帳無	集金する郵便局で払い戻すとき	全 額
		集金する郵便局以外で払い戻すとき	20 万円
定額(定期)貯金		貯金証書有	全 額
上 () () () () () () () ()		貯金証書 無	20 万円

(注1):端末機による原簿確認ができない場合及び自局に集金票がない場合は20万円

(注2):通帳・証書がない場合の払戻は、一人一回限り。

(3) 郵便為替の非常払渡し

郵便振替についても、これに準ずる。

区 別		払戻限度額	
普通為替証書	有	全額	
	無	10 万円	
承债头共 主事	有	全 額	
電信為替証書	無	10 万円	

(注):為替証書がない場合の払戻は、一人一回限り。

(4) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除を実施する。

(5) 災害ボランティア口座の取扱い

非常災害時におけるボランティア活動を支援するため、郵便振替口座を利用して寄付金を募集し、被災地で活動するボランティア団体に配分する。

3 簡易保険関係 (株式会社かんぽ生命保険)

区 分	内 容	取扱期間
保険料払込猶予期間の延伸	保険料の払込みが一時困難となった場合は	3か月に
	猶予期間を延伸する。	限る
保険料前納払込みの取り消しに		
よる保険還付金の即時払い		
基本契約の保険金、倍額保険金		
及び未経過保険料非常即時払い	保険証書、領収帳又は印章を無くした場合	
行方不明になった被保険者に係	であっても、受取人が本人であることが確認	
る基本契約の保険金倍額保険金	できれば即時払いをする。	
及び未経過保険料非常即時払い		災害救助
特約の保険金及び未経過保険料		法が発令
の非常時即時払い		された日
保険契約者による基本契約の解	通常、受持郵便局に限り認めている解約請	から1か
除の非常取扱い及び基本契約の	水及びこれに伴う還付金の即時払いを受持郵	月以内に
解約還付金の非常即時払い	便局以外の郵便局においても行う。	限る。
保険契約者による特約の解除の	この場合、保険証書、領収帳又は印章をな	1200
非常取扱い及び特約の解約還付	くした場合であっても、受取人が本人である	
金の非常即時払い	ことが確認できれば即時払いをする。	
普通貸付金の非常即時払い	保険証書、領収帳又は印章を無くした場合	
	であっても、受取人が本人であることが確認	
	できれば貸付限度額(ただし30万円を上限と	
	する。)の範囲内で即時払いをする。	

第4節 被災中小企業者、農林事業者への情報提供

【農林班/商工班】

災害に見舞われた被災中小企業者・農林事業者に対しては、国等による各種の融資制度があり、関係各班は、これらの融資制度の適用条件等について確認のうえ、被災した事業者に 周知する。

【主な融資制度の確認先】

1 中小企業者への融資等

震災により被害を受けた中小企業者に対し、既往の中小企業高度化資金等の債務について、 償還の猶予及び償還期間の延長の措置を講じるとともに、県及び政府系金融機関が、事業の 復旧に必要な資金の融資を行い、震災が経営に与える影響を軽減し、事業の安定を図る。

- (1) 既往借入金の償還猶予、償還期間の延長中小企業高度化資金の既往債務の償還猶予及び償還期限の延長(3年以内)
- (2) 県信用保証協会の別枠保証による信用補完
 - ア 激甚災害による被災区域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者の 再建資金の保証の特例(激甚法第12条の中小企業信用保険法による災害関係保証の特 例)
 - イ 災害等突発的な事由により地域の相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生 じている地域に事業所を有する中小企業者

[災害の影響後1か月間の売上高又は販売数量が前年同月比20%以上減少、かつ、災害の影響後3か月間の売上高又は販売数量が前年同期比20%以上減少すると見込まれるもの]

(中小企業信用保険法第2条第5項の経営安定関連保証(別枠保証))

[上記ア、イによる措置内容]

- 一般保証限度額 2億8,000万円 + 特別保証限度額 2億8,000万円
- (3) 政府系金融機関による災害復旧貸付制度

株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫においても中小企業の災害復旧のため貸付制度が講じられている。

(4) 県制度融資による対応

県の制度融資においては、経営安定資金地域産業対策枠により、被災中小企業の経営 安定のための融資を行う。

ア 対象者 災害等突発的な事態の発生により経営の安定に支障が生じている中小 企業者

イ 資金使途 運転資金

ウ 限度額 5,000 万円

エ 期間 7年(うち据置1年)以内

才 利率 年1.70% (令和2年4月現在)

カ 信用保証 県信用保証協会の保証に付す

(5) 中小企業高度化資金による対応

災害復旧貸付

既往の高度化資金の貸付を受けた事業用施設が災害による被害を受けた場合に、罹災 した施設の復旧を図る場合や、施設の復旧にあたって新たに高度化事業を実施するもの ア 貸付割合 90%以内 (無利子)

イ 期間 20年(うち据置3年)以内

2 農林漁業関係者への融資

震災により被害を受けた農林漁業者又はその組合に対し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金措置を迅速かつ適切に講ずる。

(1) 経営資金等の融通

農林水産物の被害が一定規模以上である場合においては、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(以下「天災融資法」という。)の適用を受けて、被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講ずるものとする。

(2) 農林漁業団体に対する指導

災害時において、被害農林漁業者等が緊急に必要とする資金の融通等に関し、農業協同組合等関係金融機関に対し、つなぎ資金の融通の依頼その他被害の実情に即した適切な指導を行う。

(3) 日本政策金融公庫による融資

株式会社日本政策金融公庫においても、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被害農 林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、金融措置が講じられている。

(4) 既往借入金の償還猶予、償還期間の延長等

被災により農業近代化資金等の既往借入金の償還ができなくなった農業者等に対して、 償還猶予、償還期間の延長を行うほか、株式会社日本政策金融公庫の各種農業制度資金 の既往借入金についても償還猶予等の手続きが迅速に行われるよう依頼するなど必要な 措置を講ずる。

(転載:富山県地域防災計画地震・津波災害編)

第5節 激甚災害の指定

【各班】

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化及び、 り災者の災害復興の意欲を高めることを目的とした「激甚災害に対処するための特別の財政 援助に関する法律(昭和37年法律第150号)」(以下「激甚法」という。)が制定されてい る。この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別 の財政援助と、り災者に対する特別の助成措置を内容としている。

第1 激甚災害指定の手続き

市長は、災害が発生した場合は、速やかにその災害の状況及びこれに対してとられた措置 の概要を県知事に、県知事は内閣総理大臣に報告することとなっている。(災害対策基本法 第53条)

内閣総理大臣は、これを受けてその災害が、激甚法第2条第1項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見を聴いたうえ激甚災害として指定し、その災害に対してとるべき措置を指定する政令を制定することとなり、これにより必要な財政援助措置がとられることになる。

第2 激甚災害指定に関する被害状況等の報告

1 県知事への報告

市長は、市域内に災害が発生した場合は、災害対策基本法第53条第1項に定めるところにより、速やかにその被害状況を県知事に報告するものとする。

2 報告事項

被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 災害の発生
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 災害の程度
- (5) 災害に対しとられた措置
- (6) その他必要な事項

市長は、激甚災害の指定を受けたときは速やかに関係調書を作成し、県各部へ提出する。

第3 特別財政援助額の交付手続

本部長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、 県部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講ずる。 なお、激甚災害にかかわる財政援助措置の対象は以下のとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- 2 農林水産業に関する特別の助成
- 3 中小企業に関する特別の助成
- 4 その他の財政援助及び助成

第 5 章

火災対策

第5章 火災対策

不特定多数の者が出入りする建築物、消防活動上特異な消防対象物及び密集市街地の大規模火災及び広範囲にわたる林野火災については、一旦火災が発生すれば多数の死傷者が発生するおそれがあるため、消防本部及び消防署は次の措置を講じるものとする。なお、本章に定めるもの以外で必要な事項は、前章までの対策に準じた措置を講ずるものとする。

第1節 災害予防対策

【消防本部】

第1 建築物等の火災予防

1 防火意識の高揚

(1) 火災予防思想の普及

全国火災予防運動期間などあらゆる機会をとらえ、ポスター、新聞、テレビ、ラジオ、 広報誌、広報車、市ホームページなどを利用し、市火災予防思想の普及を図るものとす る。

また、市民は、避難訓練や初期消火訓練、応急処置に関する講習の実施などにより、地域住民の防火意識の高揚に努めるものとする。

(2) 防火組織の育成

家庭や地域における防火安全の担い手である住民等を対象とする地域防火組織や、幼 少年期から火災予防の重要性を学ぶための幼年消防クラブ及び少年消防クラブを結成、 育成を図るものとする。

(3) 一般家庭に対する指導

市は、出火防止のため、防災訓練や広報媒体を通じて、一般家庭に次の事項の知識の 普及に努める。

- ア 耐震自動消火装置付き火器設備、器具及びガス漏れ警報機等の安全な機器の普及
- イ 灯油等の危険物の安全管理、可燃物の転倒落下防止策、ストーブ上での洗濯物乾燥 の厳禁、ガスの元栓の閉止等の指導徹底
- ウ 火を使う場所の不燃化及び整理整頓
- エ カーテン等防炎製品の普及
- オ 消火器具、風呂水のくみ置き等消火準備の徹底
- カ 住宅用火災警報機の設置促進等

2 予防行政の強化充実

(1) 防火管理の徹底

消防法第8条の規定が適用される防火対象物の管理について権限を有するものに対し、防火管理者の選任、届出、消防計画の作成とそれに基づく消火・通報・避難訓練の実施等を指導し、防火管理の徹底を図るものとする。また、防火管理者の資格付与講習会を適宜開催し、有資格者の要請を図り、防火管理者の選任を促進するとともに、現在の防火管理者に対し講習会を実施し、資質の向上を図るものとする。

(2) 消防用設備等の設置促進及び適正化

防火対象物の関係者に対し、被害の軽減と人命の安全を確保するため、適正な消防用 設備等の設置を促進するとともに、定期的な点検の実施により、常時有効に機能するよ う維持管理の適正化を指導するものとする。

(3) 防火基準適合の指導

多数の者が利用する特定の防火対象物で、防火対象物定期点検制度に係る防火対象物のうち、点検項目の基準に適合していない防火対象物は積極的に指導するものとする。

(4) 予防査察の徹底

計画的かつ継続時に予防査察を実施するものとし、消防法令に違反しているものに対しては、改善指導等を行い、違反の是正を徹底するものとする。

また、一般住宅に対しても、火災予防運動期間等を利用するなどにより「防火診断」 等を実施し、火災予防の周知徹底を図るものとする。

第2 防火、準防火地域

区 分	箇所数	摘 要
防火地域	2.7ha	建築物の密度が高く、都市の中心的な場所及び主 要幹線沿いの地域
準防火地域	20.0ha	建築物の密度が高い都市部と郊外との中間地域

防火・準防火地域内の建築物が、耐火建築物若しくは準耐火建築物等となるよう建築基準 関係法令に基づき規制し、建築物の不燃化を促進するものとする。

第3 林野火災予防【消防本部/商工農林部農地林務課】

市は、林野火災を防止するため、関係機関と協力して予防対策を推進するものとする。

1 広報活動の充実

(1) 林野火災の予防を図るため、森林組合等関係機関とともに、林産物の採取、森林レク

リエーション等の森林利用者、森林所有者、林業従事者、小・中学校の児童生徒、市民 等に次の事項を広報する。

- ア 火入れについての届出の励行
- イ 異常乾燥又は火災警報発令中の火入れの禁止
- ウ 入山者及び通行人の森林内における火気の取扱い制限等
- (2) 駅、市役所、学校、登山口等に、ポスター、警報板等を配備する。 火災警報発令時に防災行政無線、広報車等で火入れの禁止について広報する。

2 予防体制の強化

- (1) 森林レクリエーション施設等の設置者及び管理者は、休憩所の吸い殻入れや炊飯場所等における簡易防火施設等を整備するものとする。
- (2) 異常乾燥、強風等の気象条件に留意し、森林法に基づく火入れの規制を適正に行うため巡回パトロールを実施する。
- (3) 林業関係者、消防署、消防団体等は密接な連携のもとに消防訓練、研究会等を実施し、地域の実情に即した予防対策を講じるものとする。
- (4) 森林所有者等による自主的な予防活動の組織を育成するものとする。

第4 火災警報の発令

市長(消防本部)は、知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは火災警報を発令するものとする。

1 火災警報の基準

- (1) 実効湿度が65パーセント以下、最低湿度が40パーセント以下で、最大風速毎秒7m以上となる見込みのとき。
- (2) 平均風速が毎秒 10m以上で1時間以上連続して吹く見込みのとき。ただし、降雨、降 雪等のときは、発令しないことができる。

2 火災警報の伝達

市長(総務課、消防本部及び消防署)は、火災警報を発したとき又は解除したときはサイレン吹鳴、広報車、電話、メール、市ホームページ等により住民、隣接市及び関係機関に周知徹底を図るものとする。

(資料 3-1 予警報伝達系統図)

3 発令時の火の使用の制限

(1) 山林、原野等において火入れをしないこと。

- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外において、引火性又は爆発性の物品その他可燃物の付近で喫煙しないこと。
- (5) 残火(たばこの吸い殻を含む。)取灰又は火粉を始末すること。

第5 防火対象物の警戒

防火対象物の警戒措置が十分行われるよう必要に応じて消防署員等を出動させるほか、大規模建築物、危険物等貯蔵所又は大量火気使用施設等火災発生危険の大きいもの若しくは火災が発生した場合に著しく延焼拡大するおそれのある防火対象物又は文化財等については、防火管理者の協力等により特別な警戒措置が取られるようあらかじめ指導協議の上、所要の対策を定めておくものとする。

1 警防計画

消防署は、大規模火災に対処するため、警防計画に次の事項を定めるものとする。

- (1) 警戒のための組織体制
- (2) 警戒区域の設定及びその責任分担
- (3) 警戒出動の基準及び人員並びにその連絡招集の方法
- (4) 消防機械、機材の点検整備及び水利の確保
- (5) 煙火打上げ、火入れ等の火気使用制限などの規制
- (6) 消防無線等通信の確保

2 消防隊等出動計画

消防活動上特異である対象物又は住宅密集地域の火災は、通常の火災と異なり、早期に大量の消防隊又は救急隊を出動させることが必要であるので、消防署ではそれぞれの対象物又は地域に適した機械器材等を集中的に出動できるよう出動計画を策定するものとする。

(資料 2-8 砺波市消防団火災時出動区分計画)

3 消防相互応援計画

独力で消火困難な場合は、「富山県市町村消防相互応援協定」に基づいて近隣市町村に応援を求めることになるが、迅速かつ的確に行うため、消防署では近隣市町村と協議のうえ相互応援計画を策定するものとする。

(資料 7-1 消防相互応援協定)

第6 消防訓練の実施

消防本部及び消防署は、避難誘導、初期消火等の初動体制を迅速にとるため、防火対象物

又は地域の関係者に対して自主的に消防訓練の実施を指導するとともに、所轄署消防隊、隣接署所、隣接市の消防署所の協力を得て、図上訓練及び非常参集訓練を実施するものとする。

第2節 災害応急対策

【消防本部】

大規模な火災が発生し、又は発生のおそれがある場合は、速やかに消火、救助・救急活動を実施し、市民の身体及び財産の保護に努めるものとする。

第1 火災時の部隊編成及び事務分掌

大規模な火災発生時における部隊の編成及び事務分掌は、次の計画によって組織し、風水 害、地震その他に準じた措置を講ずるものとする。

(資料 2-6 災害時の事務分掌(消防))

(資料 2-7 災害時の部隊編成(消防))

第2 消防職員及び消防団員活動計画

1 活動体制

大規模火災が発生し、又は発生のおそれがある場合は、非番消防職員及び消防団員を招集 し、防ぎょ活動及び出動体制をとるものとする。

2 参集及び部隊編成

消防職員及び消防団員の招集は、原則として無線・電話及びメール等で連絡のうえ招集するが、通信手段が途絶した場合又は招集するいとまのない場合で災害の発生を覚知したときは、自動的に招集が発令されたものとみなし、自主参集の上部隊を編成するものとする。

3 通信の優先順位

(1) 通信事項別優先順位の取扱

優先順位	通信事項	通信内容	
	救助通信	人命救助等救援業務に関する通信	
1	火災通信	火災、怪煙、偵察等に関する通信	
	水防通信	水防活動に関する通信	
2	業務通信	警報、予防宣伝及び一般業務に関する通信	
3	試験通信	機器の調整、試験のための通信	

(2) 災害通信中の優先順位

優先順位	通信事項	通信内容
1	警報	出火報(2次災害、飛火火災を含む。)
2	指令	出勤命令、応援命令及び応援要請
3	通報	現場速報、その他一般通報

(資料 3-4 消防通信指令伝達系統図)

(資料 3-7 消防通信系統図)

第3 情報伝達計画

災害関係の気象情報、予警報、情報の収集伝達、予防広報などの連絡は、次のとおり徹底 するものとする。

1 情報の受理及び伝達

- (1) 市及び消防署は、富山地方気象台からの気象通報、県防災行政無線、県総合防災情報システム等から災害関係の情報を収集する。
- (2) 警報等は、関係部署にイントラネット、庁内放送等によりその都度連絡するものとする。

2 一般市民への広報

- (1) ラジオ放送によるもの((株)エフエムとなみを含む。)
- (2) サイレン及び警鐘の吹打鳴によるもの
- (3) 広報車等の巡行広報によるもの
- (4) 移動系防災行政無線によるもの
- (5) となみ衛星通信テレビ(株)の防災情報チャンネル及びとなみ衛星通信テレビによるもの
- (6) 市ホームページによるもの等

第4 出動計画

出動計画に定める区分に従い出動する。

(資料 2-4 消防水利の現況)

(資料 2-5 消防機関、消防ポンプ配置図及び分団管轄図)

(資料 2-8 砺波市消防団火災時出動区分計画)

第5 防ぎょ計画

1 異常気象時における消防対策

強風時又は異常乾燥などの異常気象において、火災警報等が発令された場合で火災予防上 危険があると認めるとき若しくは火災が発生したとき、広報車等により市民の警戒心の喚起 に努めるとともに、警戒体制を確立して万全を期する。

2 特殊建物等の消防対策

火災が発生し、かつ人命損傷の危険が予想されるときは、大規模な木造建築物並びに中高 層建築物等に対しては、別に定める警防計画による火災防ぎょ及び人命救助を実施して万全 を期する。

3 危険物等の火災防ぎょ対策

- (1) 危険物等の火災防ぎょに対しては、種類、状況などを速やかに把握し、その性状に対応した防ぎょ活動を実施して早期に鎮圧を図るものとする。
- (2) 消火方法の決定については、発火危険物の性状及び量的な面から検討を加え、先着隊の指揮者又は後着隊の上級指揮者が決定するものとする。
- (3) 消火薬剤を緊急調達するときは、消防長が隣接市、隣接消防本部又は消火薬剤業者等へ要請を行うほか、消火薬剤の輸送方策にあたっては、走行経路を明らかにし、緊急車両による誘導及び警察機関の協力を要請し、迅速化を図るものとする。
- (4) 爆発火災防ぎょ対策

ア 爆発により発生した火災又は爆発を伴う火災に対しては、人命救助、救助活動を主体とし、延焼防止、爆発被害の軽減を図るものとする。

イ 爆発災害現場においては、防ぎょ活動の安全を確保するため、当該施設の監督者な どと協議し、応急危険防止策を確立し、防ぎょ隊員の安全を確保するものとする。

4 ガス施設防ぎょ対策

- (1) 高圧ガス、液化石油ガス等の製造所、貯蔵施設等の防ぎょ活動にあたっては、当該施設の保安技術関係者に関連設備に対する対応安全措置を取らせた後、付近の施設又は対象物への延焼防止策を図るものとする。
- (2) 液化石油ガス等の漏洩災害に対しては、ガス検知器を有効に活用して危険範囲を探知し、速やかに警戒区域を設定して火気使用禁止、立入禁止等の警戒措置をとるものとする。

5 大火防ぎょの措置及び活動

消防長は、同時多発火災により最悪の事態に至ったときは、空き地及び広幅道路その他耐火建造物などの利用により防ぎょ線を設定し、延焼を防止するものとする。また、必要に応じて自衛隊、緊急消防援助隊の応援要請を行うものとする。

6 地震時の防ぎょ対策

「震災対策編」第3章 震災応急対策「2-⑧消防活動」を準用する。

7 自主防災組織の活動

- (1) 火災の発生状況、被災状況を調査把握するとともに、各家庭に火気の停止、ガス栓の 閉止、電気器具の使用中止等出火の防止を呼びかける。
- (2) 火災が発生したときは、消防に通報するとともに、消火器、可搬式動力ポンプ等を活用し、河川、プール等あらゆる水利を活用して自主的に初期消火活動にあたる。

(3) 消防機関が到着したときは、協力して消火活動にあたる。

8 事業所の活動

- (1) 火気の停止、LP ガスや簡易ガスの供給遮断の確認、ガス、石油類等の流出等異常の発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。
- (2) 従業員は火災を発見した場合、事業所内の防災センター・守衛室・電話交換室など定められた場所に通報し、受報者は消防に通報するとともに、放送設備や非常ベル等で関係者に伝達する。
- (3) 事業所の自衛消防隊は機を失することなく、消火設備や器具を集中させて一気に消火 し、延焼阻止に努める。なお、火災が多数発生した場合は、重要な場所から先に消火し、 延焼阻止に努めるとともに、危険物に引火するなどして火災になり、拡大すると判断さ れる場合は、付近の市民に避難を呼びかける。
- (4) 必要に応じて従業員、顧客の避難誘導を行う。その際、誘導にあたっては指示内容を明確にし、かつ、危機感をあおらないよう冷静、沈着に行う。

第6 救急・救助計画

火災の規模に対して効果的な救急、救助活動を行うため、救急、救助隊等の編成並びに部 隊運用、傷病者輸送等、対処する救急、救助計画を立てるものとする。

(資料 4-6 救急患者輸送車)

第7 緊急避難計画

火災時における避難指示は、災害対策基本法に基づき市長が発令し、消防機関は、常に第 1線で防災活動に従事する関係から危険の実態を把握できる立場にあるので、的確な緊急避 難の具体的な指示を行うものとする。なお、避難指示を行った場合は、速やかにその旨を市長 及び警察署長に通報するものとする。

第 6 章

雪害対策

第6章 雪害対策

第1節 災害予防対策

降積雪期において、無雪期に近い道路の交通確保と雪に強い生活環境の整備を図るとと もに産業の雪害を防止し、雪災害から市民生活の安定性の確保を図り、総合的な雪害対策 を進めるものとする。

第1 道路交通の確保

雪による交通障害を除くことは、雪害対策の基本である。そのため、次の道路管理者は 降積雪期における交通確保に関する除排雪計画を推進するものとする。

1 市

国及び県等と協議のうえ、毎年降積雪期前に道路除雪計画を策定し、除雪対策委員会 及び地元住民の理解と協力を得ながら除排雪等の計画的な実施を行うものとする。

2 県

県道路除雪対策協議会を開催し、道路除雪計画を策定し、計画的実施を図るものとする。

3 国土交通省北陸地方整備局

富山河川国道工事事務所除雪計画に基づき、計画的実施を図るものとする。

4 中日本高速道路株式会社金沢支社富山管理事務所

中日本高速道路金沢支社除雪計画に基づき、計画的実施を図るものとする。

第2 除雪機械等の整備

雪害防止及び雪害軽減等のため必要な施設や資機材等について計画的な整備を行うものとする。また、除雪作業を迅速かつ効果的に行えるよう民間における除雪機械の保有状況を把握し協力体制を確立しておくものとする。

第3 ライフライン関連施設等の整備

電気、電話等ライフライン関連施設は、社会経済活動や日常家庭に生活に欠くことのできないものであり、これらの雪害予防に万全を期することが必要である。

1 電力施設

北陸電力株式会社となみ野営業所及び北陸電力送配電株式会社となみ野配電センターは、施設の耐雪化の推進及び保安体制の強化等を図るものとする。

2 電信電話施設

西日本電信電話株式会社富山支店は、電気通信施設の耐雪化とその整備に努めるものとする。

3 郵便事業

砺波郵便局等は、積雪時の郵便の運送確保のため車両等の整備に努めるものとする。

4 消火栓、防火水槽

消防機関と連携して積雪による埋設等を防ぎ、施設の維持把握に努めるものとする。

第4 なだれ事故の防止

冬季間のなだれ発生による事故防止を図るため、危険地域の警戒体制、禁止措置、迂回路、避難措置、防止対策などについて関係機関と協議し、生活の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

1 なだれ防止施設の整備

- (1) 道路や人家へのなだれ防止施設
- (2) なだれ防止林の造成等

2 事故防止体制の確立

- (1) なだれ危険箇所の随時査察
- (2) なだれ危険箇所の標識の設置
- (3) 交通規制の実施等

第5 孤立集落対策

豪雪時に孤立化のおそれがある集落を調査把握し、地域住民の日常機能の低下を避けるため、事前に必要な措置を行うものとする。

第6 地域ぐるみ除排雪

降雪、積雪は日常の市民生活や産業活動に大きな影響を及ぼすため、地域ぐるみで克服 していく必要があり、住民、企業が協力し、自主的に防災体制を整備し地域の除排雪に積 極的に取組むことが重要である。

このため、「自らの地域は、自らの力で除排雪する」という市民意識の高揚と地域除排雪 組織づくりを促進し、地域の実情に応じた地域ぐるみ除排雪活動を積極的に推進して、地 域の生活道路の確保を図るものとする。

第7 情報伝達計画

市及び防災関係機関は、市民に対して、降積雪前に次の事項に重点をおき、広報紙、パンフレット等により防災知識の普及啓発に努めるものとする。

- 1 家屋等の補強、暖房器具の安全点検
- 2 生活必需物資の備蓄
- 3 健康管理
- 4 交通対策
- 5 除雪計画
- 6 積雪による危険防止
- 7 なだれによる危険防止
- 8 園児、児童、生徒の安全対策
- 9 農作物、家畜及び造林業の被害対策等

第8 その他

その他必要な事項は、「道路除雪実施計画」の定めるところによるものとする。

第2節 道路等除排雪対策

市(土木課、各課)は、降積雪による道路の途絶、家屋の倒壊等の被害を未然に防止するとともに、産業の雪害を防止し、雪害から市民生活の安全性の確保を図るものとする。

第1 道路除排雪計画

市内の主要幹線道路交通を確保するため、「砺波市雪対策基本計画」に基づく道路除雪実施計画を策定し、円滑な実施を図るものとする。

1 除雪計画路線の決定

市が管理する道路について主要幹線道路を主として、他の道路管理者と連携調整のうえ、 毎年度豪雪時における対応も含めた道路除雪実施計画を作成する。

除雪計画路線は、交通量を基準とし路線の性格を勘案して第1種及び第2種の2段階に 区分し、その順序により実施するものとする。

2 除排雪方法

市有除雪機械及び地区除雪機械等による機械除雪を主体とし、消融雪装置及び流雪溝による面的除排雪も行う。

3 出動基準

積 雪 平常時 10cm 以上

4 除雪対策本部及び雪害対策本部の設置期間

12月1日から翌年3月31日まで。

(資料 5-8 砺波市除雪対策本部組織図)

第2 除排雪の処理

市街地の除雪は状況によっては排雪作業が必要になるので、あらかじめ適当な雪捨場を 選定する。

なお、雪捨場の選定にあたっては事前に関係機関と十分協議を行うこととする。

1 雪おろしの後始末の励行及び除雪協力要請

屋根の雪おろしの後始末が不十分な場合、除雪作業の支障になることがあるので、自治振興会等を通じて住民に対し雪おろし後の後始末の励行及び除雪の組織的な協力を要請するものとする。

2 警察署との協力体制

降雪期前に警察署と緊密な連絡をとり、路上放置車両の取締り、除雪機械運行に対する 交通整理、情報収集等の協力を求めるものとする。

第3節 災害応急対策

市は、被害の発生を防御し、又は救助、救援を実施するなど、雪害の拡大を防止するための活動体制をできる限り速やかに整備するとともに、雪害規模、程度、拡大のおそれ等を判断の上、災害対策基本法第23条に基づく災害対策本部を設置し、総合的な雪害対策を確立するものとする。

第1 災害対策本部の設置

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認めたときは、災害対策本部を設置する。また、本部を設置するに至らない災害にあっては、本部に準じた体制を整え、事態の処理にあたるものとする。

なお、「砺波市道路除雪実施計画」に基づく雪害対策本部は、災害対策本部が設置された ときは、同本部に統合されるものとする。

1 災害対策本部の設置基準

- (1) 暴風雪、大雪警報、 顕著な大雪に関する気象情報のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき。
- (2) 積雪1mを超え、さらに増加するおそれがあるとき。
- (3) 警報発表基準(6時間25cm)を大きく超える降雪予報が発表され、危険な状態が予想されるとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき

2 市職員配備基準

職員の非常配備基準は、次の表のとおりとする。

種別	配備基準	職員配備体制
第1非常配備 〔準備体制〕	 	総務課長 総務課職員 最低 4 名体制 土木課除雪体制等(土木課、都市整備課、農地林務課、上下水道課) 5 名体制 広報情報課職員 市民福祉課職員 最低 1 名体制 教育総務課 最低 1 名体制 ※ 必要に応じ関係各部局等へ連絡 特に関係のある部課等の少人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。状況によって速やかに第 2 非常配備に移行できる体制とする。
第2非常配備 〔警戒体制〕	① 暴風雪、大雪警報、 顕著な大雪管報、 顕著な大雪に関すれかが発表では、 が発表されると、 ② 積雪1 mを超え、れが あるとき ③ 警報発表基準(6 時間 2 5 cm)を報が発表を でいるとき る降雪予報が態が予れ、 を管験な状態が必要 されるとき ④ その他とき 後認めたとき	災害対策本部の設置 市長、副市長、教育長、各部局長総務課長、総務課全員企画政策課、広報情報、財政課、税務課、社会福祉課、高齢介護課、地域包括支援センター、健康センター、農業振興課、農地林務課、土木課、都市整備課、上下水道課、市民福祉課課、会計課、教育総務課、こども課、生涯学習・スポーツ課、監査事務局・議会事務局、消防署、地区連絡員(各地区2名) ※ 災害応急対策に関係ある各部課の所要人員により、情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施し、状況によって、直ちに第3非常配備に切り換えることができる体制とする。
第3非常配備	① 市全域にわたり 被害が発生するおそれがある場合又は地域的な被害が特に甚大であると予想されるとき② その他市長が必要と認めたとき	災害対策本部の設置全職員※ 災害応急対策等の万全を期すため直ちに全職員が登庁し情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施する。

第2 その他の応急対策等

「一般災害編」第3章災害応急対策の各対策を準用する。

第 7 章

風害対策

第7章 風害対策

第1節 災害予防対策

風が発生する時期において、風に対する生活環境の整備を図るとともに産業の風害を防止し、風害から市民生活の安定性の確保を図り、総合的な風害対策を進めるものとする。

第1 風害事故の防止

- (1) 家屋、構築物(看板等)の飛散、転倒、倒壊等の事故の防止
- (2) 産業用仮設物等(農業用ハウス、工事現場用足場等)の飛散、倒壊等の防止
- (3) 屋敷林等の適正管理による倒木事故の防止
- (4) 交通規制の実施
- (5) 暴風雪、暴風警報の場合の外出の自粛等

第2 ライフライン関連施設等の整備

電気、電話等ライフライン関連施設は、社会経済活動や日常家庭に生活に欠くことのできないものであり、これらの風害予防に万全を期することが必要である。

1 電力施設

北陸電力株式会社となみ野営業所及び北陸電力送配電株式会社となみ野配電センターは、施設等の保安体制の強化等を図るものとする。

2 電信電話施設

西日本電信電話株式会社富山支店は、電気通信施設の整備に努めるものとする。

第3 情報伝達計画

市及び防災関係機関は、市民に対して、次の事項に重点をおき、広報紙、パンフレット 等により防災知識の普及啓発に努めるものとする。

- 1 家屋等の補強、安全点検
- 2 生活必需物資の備蓄
- 3 健康管理
- 4 交通対策
- 5 強風による危険防止
- 6 園児、児童、生徒の安全対策
- 7 農作物、家畜及び造林業の被害対策

第2節 災害応急対策

市は、被害の発生を防御し、又は救助、救援を実施するなど、風害の拡大を防止するための活動体制をできる限り速やかに整備するとともに、風害規模、程度、拡大のおそれ等を判断の上、災害対策基本法第23条に基づく災害対策本部を設置し、総合的な風害対策を確立するものとする。

第1 災害対策本部の設置

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認めたときは、災害対策本部を設置する。また、本部を設置するに至らない災害にあっては、本部に準じた体制を整え、事態の処理にあたるものとする。

1 災害対策本部の設置基準

- (1) 暴風雪又は暴風警報が発表され、大規模な災害の発生が予想されるとき。
- (2) 警報発表の有無にかかわらず大規模な災害が発生し、又は発生が予想され市長が必要と認めたとき。

2 市職員配備基準

「一般災害編」第3章第3節応急活動体制の市職員配備基準を準用する。

第2 その他の応急対策等

「一般災害編」第3章災害応急対策の各対策を準用する。